

平成29年2月28日（火曜日）第1号

○議事日程	1 頁
○本日の会議に付した事件	2 頁
○出席議員	3 頁
○欠席議員	3 頁
○説明のため出席した者	3 頁
○職務のため出席した事務局職員	4 頁
○開会宣告	5 頁
○開議宣告	5 頁
○日程追加の議決	5 頁
○追加日程 議長辞職の件	5 頁
○日程追加の議決	6 頁
○追加日程 議長の選挙	6 頁
○議長挨拶	7 頁
○日程追加の議決	8 頁
○追加日程 副議長辞職の件	8 頁
○日程追加の議決	9 頁
○追加日程 副議長の選挙	9 頁
○副議長挨拶	11 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	11 頁
○日程第 2 会期の決定	11 頁
○諸般の報告	11 頁
○施政方針	12 頁
○日程第 4 議案第 1 号から 日程第 39 議案第 36 号まで	16 頁
○日程第 40 常任委員会委員の選任及び 日程第 41 議会運営委員会委員の選任	19 頁
○日程第 42 特別委員会設置の件	20 頁
○日程追加の議決	22 頁
○追加日程 議席の一部変更	22 頁
○休会の件	22 頁
○散会宣告	23 頁

平成29年3月6日（月曜日）第2号

○議事日程	25頁
○本日の会議に付した事件	25頁
○出席議員	25頁
○欠席議員	25頁
○説明のため出席した者	26頁
○職務のため出席した事務局職員	27頁
○開議宣告	28頁
○日程第 1 代表質問	28頁
14番 稲葉好彦議員	28頁
18番 伊藤永慈議員	38頁
○日程第 2 一般質問	48頁
15番 松野武司議員	48頁
6番 木村慶憲議員	56頁
25番 平山秀直議員	66頁
○散会宣告	77頁

平成29年3月7日（火曜日）第3号

○議事日程	79頁
○本日の会議に付した事件	79頁
○出席議員	79頁
○欠席議員	79頁
○説明のため出席した者	80頁
○職務のため出席した事務局職員	81頁
○開議宣告	82頁
○日程第 1 一般質問	82頁
21番 福士寛美議員	82頁
2番 井上浩議員	95頁
19番 加藤磐議員	112頁
3番 花田進議員	119頁
24番 工藤武則議員	126頁

○散会宣告	134頁
-------	------

平成29年3月8日（水曜日）第4号

○議事日程	135頁
○本日の会議に付した事件	135頁
○出席議員	135頁
○欠席議員	136頁
○説明のため出席した者	136頁
○職務のため出席した事務局職員	137頁
○開議宣告	138頁
○日程第1 一般質問	138頁
11番 山口孝夫議員	138頁
○日程第2 議案第1号から議案第36号まで	144頁
○日程第3 請願第1号及び請願第2号	144頁
○議会改革特別委員の辞任及び選任	145頁
○休会の件	145頁
○散会宣告	146頁

平成29年3月16日（木曜日）第5号

○議事日程	147頁
○本日の会議に付した事件	149頁
○出席議員	149頁
○欠席議員	149頁
○説明のため出席した者	149頁
○職務のため出席した事務局職員	150頁
○開議宣告	151頁
○議会改革特別委員会副委員長の報告	151頁
○諸般の報告	151頁
○日程第1 議案第1号から	
日程第8 請願第2号まで	151頁
○日程第9 議案第26号から	
日程第11 議案第28号まで	155頁

○日程第12	議案第29号から	
日程第14	議案第35号まで	157頁
○日程第15	議案第31号から	
日程第17	議案第34号まで	158頁
○日程第18	議案第2号から	
日程第38	議案第22号まで	159頁
○日程第39	総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について	
	から	
日程第44	議会だより編集特別委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてまで	166頁
○日程第45	五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙	167頁
○市長挨拶		167頁
○閉会宣告		168頁
署名		169頁

参考資料

○議決結果表		171頁
○会期及び日程		175頁
○代表質問通告表		177頁
○一般質問通告表		179頁
○議案付託区分表		183頁
○予算特別委員長報告資料		185頁
○請願文書表		189頁

平成29年五所川原市議会第1回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成29年2月28日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針
- 第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 5 議案第 2号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第 3号 平成28年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第 4号 平成28年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 5号 平成29年度五所川原市一般会計予算
- 第 9 議案第 6号 平成29年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第10 議案第 7号 平成29年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第11 議案第 8号 平成29年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第12 議案第 9号 平成29年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第10号 平成29年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第14 議案第11号 平成29年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第15 議案第12号 平成29年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第16 議案第13号 平成29年度五所川原市松野木財産区特別会計予算
- 第17 議案第14号 平成29年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第18 議案第15号 平成29年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第19 議案第16号 平成29年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算
- 第20 議案第17号 平成29年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第21 議案第18号 平成29年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第22 議案第19号 平成29年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第23 議案第20号 平成29年度五所川原市水道事業会計予算

- 第24 議案第21号 平成29年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第25 議案第22号 平成29年度五所川原市下水道事業会計予算
- 第26 議案第23号 五所川原市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第24号 五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第25号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第26号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第27号 五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第28号 金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定について
- 第32 議案第29号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第30号 五所川原市遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について
- 第34 議案第31号 五所川原市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議案第32号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 第36 議案第33号 市道路線の認定について
- 第37 議案第34号 市道路線の認定について
- 第38 議案第35号 西北五環境整備事務組合同規約の変更について
- 第39 議案第36号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第40 常任委員会委員の選任
- 第41 議会運営委員会委員の選任
- 第42 特別委員会設置の件

◎本日の会議に付した事件

日程第1から日程第42まで

追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長辞職の件

追加日程 副議長の選挙

追加日程 議席の一部変更

◎出席議員（24名）

1番	松本和春	議員	2番	井上浩	議員
3番	花田進	議員	4番	磯辺勇司	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	鳴海初男	議員	11番	山口孝夫	議員
12番	山田善治	議員	13番	秋元洋子	議員
14番	稲葉好彦	議員	15番	松野武司	議員
16番	寺田武造	議員	18番	伊藤永慈	議員
19番	加藤磐	議員	20番	木村清一	議員
21番	福士寛美	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	三瀨春樹	議員	24番	工藤武則	議員
25番	平山秀直	議員	26番	葛西収三	議員

◎欠席議員（2名）

10番	木村博	議員	17番	桑田茂	議員
-----	-----	----	-----	-----	----

◎説明のため出席した者（26名）

市	長	平山誠敏
副市	長	三上裕行
総務部	長	岩崎明彦
財政部	長	佐藤明
民生部	長	工藤仁
福祉部	長	櫛引和雄
経済部	長	小山内秀峰
建設部	長	蒔苗司
上下水道部	長	北川智章

会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	寺田建夫
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	中谷金義
監査委員	山本將雄
監査委員 監事	宮崎昌子
農業委員会 委員長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	山田達二
総務課長	岩川和雄
財政課長	三橋大輔
市民課長	福士豊
保護福祉課長	伊藤一二三
農林水産課長	川浪治
土木課長	佐々木秀文
上下水道部 総務課長	須藤淳也
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	長尾功一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤田幸大

◎開会宣告

○平山秀直副議長 おはようございます。ただいまの出席議員23名、定足数に達しております。

これより平成29年五所川原市議会第1回定例会を開催いたします。

◎開議宣告

○平山秀直副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程追加の議決

○平山秀直副議長 議事に入る前に申し上げます。

本日寺田武造議長から議長を辞職したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山秀直副議長 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎追加日程 議長辞職の件

○平山秀直副議長 議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○長尾功一議会事務局長 辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年2月28日

五所川原市議会議長 寺田武造

五所川原市議会副議長 平山秀直様

○平山秀直副議長 お諮りいたします。

寺田武造議長からの申し出のとおり議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山秀直副議長 御異議なしと認めます。

よって、寺田武造議長からの申し出のとおり議長の辞職を許可することに決しました。
暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時14分 再開

○平山秀直副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○平山秀直副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平山秀直副議長 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

◎追加日程 議長の選挙

○平山秀直副議長 これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○平山秀直副議長 ただいまの出席議員は24名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○平山秀直副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山秀直副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○平山秀直副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(職員議席番号点呼、投票)

○平山秀直副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平山秀直副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○平山秀直副議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、花田進議員、7番、成田和美議員、9番、鳴海初男議員を指名いたします。

よって、以上の方々の立ち会いをお願いいたします。

(立会人登壇、開票)

○平山秀直副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票21票

無効投票3票

有効投票中 磯辺勇司議員 21票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、磯辺勇司議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました磯辺勇司議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎議長挨拶

○平山秀直副議長 議長に当選されました磯辺勇司議員より当選承諾の挨拶をお願いいたします。

○磯辺勇司議長 一登壇一

一言御挨拶を申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、議員皆様の御支持をいただき、当選させていただきましたことは、身に余る光栄であり、心より感謝を申し上げ、謹んでお受けいたしたいと存じます。

御承知のように、私は浅学非才であり、十分な能力もなく、期待に答えていけるかどうか不安ではございますが、公正、公平をモットーに誠心誠意最善の努力を尽くしますので、どうぞよろしく御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

議会運営につきましては、議運の意見を尊重しながら最大限努力する覚悟であります。

最後に、平山市長、三上副市長を初め、理事者側の皆様方におかれましては、これまで以上の御協力、御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、甚だ簡単ではあります。就任の挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手)

○平山秀直副議長 議長と交代いたします。磯辺勇司議長、議長席に着席願います。

○磯辺勇司議長 この際、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時43分 再開

○磯辺勇司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○磯辺勇司議長 先ほど平山秀直副議長から副議長を辞職したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎追加日程 副議長辞職の件

○磯辺勇司議長 副議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○長尾功一議会事務局長 辞職願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年2月28日

五所川原市議会副議長 平山秀直

五所川原市議会議長 磯辺勇司様

○磯辺勇司議長 お諮りいたします。

平山秀直副議長から申し出のとおり副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、平山秀直副議長から申し出のとおり副議長の辞職を許可することに決しました。

平山秀直議員の入場を求めます。

(平山秀直議員 入場)

◎日程追加の議決

○磯辺勇司議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

◎追加日程 副議長の選挙

○磯辺勇司議長 これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員は24名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○磯辺勇司議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○磯辺勇司議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて
順次投票願います。

点呼を命じます。

(職員議席番号点呼、投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○磯辺勇司議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、花田進議員、7番、成田和美議
員、9番、鳴海初男議員を指名いたします。

よって、以上の方々の立ち会いをお願いいたします。

(立会人登壇、開票)

○磯辺勇司議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票22票

無効投票2票

有効投票中 秋元洋子議員 22票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、秋元洋子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました秋元洋子議員が議場におりますので、本席から会議
規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

◎副議長挨拶

○磯辺勇司議長 副議長に当選されました秋元洋子議員より当選承諾の挨拶をお願いいたします。

○秋元洋子副議長 一登壇一

このたび凶らずも議員の皆様のお推挙によりまして副議長に選ばれました。そのことは、この上もなく栄誉であり、同時にその任務の重大さを痛感いたしております。

旧五所川原市、旧金木町、旧市浦村から通算して五所川原市初の女性副議長ということではありますが、議長を初め、先輩議員、同僚議員の皆様方の御協力を仰ぎながら議長の補佐役として一生懸命務めてまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。

(拍手)

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○磯辺勇司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、8番、吉岡良浩議員、9番、鳴海初男議員、11番、山口孝夫議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○磯辺勇司議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月16日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○磯辺勇司議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第1号から報告第3号まで3件の報告が、また監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書はお手元のタブレット

ト端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎施政方針

○磯辺勇司議長 次に、日程第3、施政方針を議題といたします。

市長より説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成29年五所川原市議会第1回定例会の開会にあたり、市政運営に関する基本方針について、所信の一端を申し述べます。

ご案内のとおり、平成27年国勢調査では、大正9年の調査開始以来、総人口が初の減少を記録するなど、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来を物語っております。

当市においても、平成22年国勢調査の5万8,421人から5万5,181人と、5年間で3,240人、約5.5%が減少し、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の2市4町による五所川原圏域定住自立圏としても、平成22年の14万3,817人から13万1,631人と、1万2,186人、約8.5%が減少するなど、大変厳しい数字が示されたところであります。

人口減少・少子高齢化の急速な進行は、地域経済の縮小のみならず、地域社会に大きな影響を与えることが危惧されており、早期の対応が必要な待ったなしの課題となっております。

こうした課題への対応として、安全・安心な市民生活の確保や、安心して子どもを産み育てられる社会環境の形成など、地域の好循環を生み出すために、地方創生の本格展開を進めるとともに、五所川原圏域定住自立圏の圏域市町と手を携えながら、地域全体の魅力を最大限に生かした定住人口の確保、活性化をめざして参る所存であります。

さて、平成29年度は、五所川原市総合計画前期基本計画および五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略が3年目を迎える折り返しの年であります。市のめざす将来像「活力ある・明るく住みよい豊かなまちーみんな大好きごしょがわらー」の実現に向けて、多くの市民がふるさと五所川原に愛着と誇りを持てるよう、これまでの施策の成果や課題を十分に検証し、より戦略的にまちづくりを推進していく必要があります。

まちの主体は市民であり、市民一人一人が、五所川原市に住んでいてよかったと実感でき、そして、訪れる人も、五所川原市に来て良かった、また来たいと思えるような「市民本位の視点」、地域資源を最大限に活用し多様な主体がそれぞれの役割を担いながら付加価値を生み出していく「地域経営の視点」、これらのまちづくりの視点を基本に、今後

の市政運営においても、市民、地域、企業、行政によるしっかりとしたパートナーシップのもと、それぞれの強みを生かしながら、共に市勢発展に取り組んで参りたいと存じます。

また、本年は、平成10年の立佞武多「親子の旅立ち」運行以来、20年の節目を迎える年であり、この間、当市を代表する観光拠点施設「立佞武多の館」の開館をはじめ、「復興祈願・鹿嶋大明神と地震鯨」がブラジル・サンパウロのサンバカーニバルで大型立佞武多初となる海外進出を果たすなど、青森県を代表するまつりとして、全国はもとより、世界に向けて、その勇姿と五所川原の元気と魅力を大きく発信して参りました。改めてこれまで育てて頂いた市民の皆様をはじめ関係各位の御支援・御協力に、深く感謝申し上げます。

20年目の記念となる新作立佞武多は、二度の大火から復興した五所川原の不撓不屈の精神を、火消しの勇壮な姿で表す「纏」とし、人口減少が進む社会においても、先人から受け継ぐ不撓不屈の精神をもって、喫緊の課題に真正面から対峙し、着実に施策を展開することで、一步一步市政を前に進めて参る所存であります。

それでは、平成29年度における主要な施策の概要について、市総合計画の6つの施策の大綱に沿って申し上げます。

はじめに、「地域の強みを生かす産業・賑わいづくり」についてであります。

この地域の基幹産業は農業であり、農家所得の安定的な確保とその向上が、当地域の活力の源と言っても過言ではありません。次世代を担う農業者の育成・確保、農地利用の効率化、農業者の所得向上を目指すことが重要であることから、人・農地プランを踏まえた、新規就農者への経営確立に向けた支援、大規模農家や経営規模拡大を目指す農家に対する農地の集積、稲作と野菜等との複合経営及び農作物の高付加価値化のための六次産業化の推進等を図って参ります。

漁業経営の安定化については、地理的表示保護制度（GI）の登録を受けるなど、全国で認知度の高い十三湖産大和しじみについて、通年での消費者への安定供給と付加価値の向上による販路拡大を目指して参ります。

冒頭申し述べたとおり、運行開始から20年目を迎える立佞武多は、これまで築き上げてきた歴史や文化を次の世代につなげていくため、まつり本番では、新作立佞武多「纏」の勇壮な姿はもちろん、消防団によるまとい振りや前夜祭の開催のほか、立佞武多下絵コンテスト最優秀作品を題材とした立佞武多の制作・運行、「ふるさと祭り東京」への大型立佞武多の出陣など、記念すべき節目を大いに盛り上げて参ります。

また、台湾をはじめとする東アジアからのインバウンド誘致として、プロモーション

ビデオを活用し、情報発信を強化するとともに、地域の強みである、自然、文化、食を活用した「津軽半島地域サイクルツーリズム」の取組を加速させ、広域での周遊や長期滞在が可能な観光受入体制の充実を図り、交流人口の拡大による賑わいの創出を目指して参ります。

次に「地域で支え合う健やか・安心な暮らしづくり」についてであります。

当市では、がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病による死亡が全死亡者の半数以上を占めており、こうした死亡者数を抑制するためには、健康に対する意識や教養を高め、健康的な生活習慣を身につけることが重要であります。全ての市民が元気で健康に、それぞれの生きがいをもって生活できるよう、生活習慣病対策をはじめ、特定健康診査や各種検診等の受診率向上を促す取組を継続して参ります。

子育て支援策としては「病後児保育事業」を実施したところであり、今後は「五所川原市子ども・子育て支援事業計画」の下、地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、保護者と子育て関係機関との橋渡しを行う「利用者支援事業」、保護者の疾病等により一時的に養育・保護を行う「子育て短期支援事業」を実施するなど、更なる保育サービスの充実を図って参ります。

また、圏域の医療機関などで働くことを希望する、市立高等看護学院の学生に対する修学支援を継続実施し、人材の定着を図ることで、引き続き圏域の医療従事者の確保に努めて参ります。

次に、「個性を伸ばし育む人財・文化づくり」についてであります。

変化の激しい社会を自立的に生きるために、学校教育においては、今後も、生きる力を育む教育の更なる推進と子供一人一人が夢や志を抱き目標に向かって自己実現を目指す教育の展開が重要であります。

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで新しい時代を切り拓く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、個を生かし生きる力と夢を育む魅力ある学校教育の推進に努めます。

また、市民一人一人が生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送るためには、地域における生涯学習やスポーツの活性化が重要であることから、第6回目となる「走れメロスマラソン」では、リオ・オリンピックでも活躍した当市ゆかりのランナー、福士加代子選手をゲストに招くなど、多様な世代や地域内外との交流を創出するほか、地域における交流・スポーツの拠点となる施設整備を推進します。

次に、「命と生活を守る安全・安心づくり」についてであります。

昨年は、熊本地震の発生など、自然災害の脅威に対する備えの重要性を再認識したと

ころであり、自分の命は自分で守る「自助」や、地域コミュニティが支え合う「共助」の考え方のもと、不断の備えを進めるとともに、地域が一体となって防災力の強化を図ることが必要であります。

地域防災拠点の充実として「コミュニティセンター長橋」の新築、「市浦コミュニティセンター」、「俵元集会所」の改修、「コミュニティセンター松島」の新築設計を実施するほか、有事の際には「FMごしよがわら」との連携を図りながら、迅速な災害情報の伝達に努めて参ります。

現在建設中の本庁舎については、まちづくりの拠点となる施設であり、市民生活の利便性の向上、地域の行政、防災の拠点としての機能強化はもちろん、市民活動や交流を支え、新たな賑わいを生み出すために「市民の土間」を設けるなど、平成30年5月の供用開始に向け、鋭意、建設事業を進めて参ります。

金木総合支所の整備についても、平成29年度は実施設計を行うこととしており、安全・安心の拠点としての役割はもとより、観光資源が庁舎に近接するという地域の特性を生かし、周辺環境と調和のとれた面的整備を進めて参ります。

次に、「快適で質の高い環境・住まいづくり」についてであります。

人口減少・少子高齢化の進行を背景に、高齢者や子育て世代等にとって、安心できる快適な生活環境を実現するため、平成29年度から居住や医療、商業など生活を支える都市機能を誘導する立地適正化計画の策定に着手し、地域公共交通の再編による新たな公共交通システムと一体となったまちづくりに取り組んで参ります。

また、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出抑制をはじめ、消費電力の削減を図るため、市内街灯のLED化を進めて参ります。

次に、「共にすすめる持続可能なまちづくり」についてであります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、市民との協働が大切な要素であります。まちづくりの主体である市民活動を活性化していくため、「自治会振興交付金事業」、「市民討議会」を継続実施するとともに、「市民提案型事業」は、人口減少対策として、「子育て支援」、「婚活支援」、「元気・健康づくり支援」の3つの行政テーマを設け、市民協働の取組を推進して参ります。

最後に、移住定住対策としては、五所川原圏域として、広域で空き家バンク制度を創設し、当該空き家バンク制度を活用した移住子育て世帯等に対し、「住宅リフォーム助成」を行うほか、移住希望者が当市での暮らしを実際に体験できる環境を整備することで、子育て世帯等の移住・定住を促進して参ります。

そのほか、「ふるさと回帰同窓会支援事業」を継続するとともに、少子化の要因の1つ

である結婚対策として、「ごしょがわら縁結びサポート事業」を継続実施し、地域全体で結婚を希望する男女のサポート体制を充実させて参ります。

以上、平成29年度を迎えるにあたっての所信の一端と主な施策等について申し述べました。

市民の皆様と議員各位におかれましては、円滑な市政運営に一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

◎日程第 4 議案第 1号から

日程第39 議案第36号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから日程第39、議案第36号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてまでの36件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

それでは、平成29年五所川原市議会第1回定例会に提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。損害賠償額の決定及び和解について専決処分したので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,869万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ332億6,634万9,000円とするものであります。

議案第3号は、平成28年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,224万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ93億6,113万6,000円とするものであります。

議案第4号は、平成28年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ893万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,960万7,000円とするものであります。

議案第5号は、平成29年度五所川原市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ344億8,200万円とするものであります。

議案第6号は、平成29年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億2,851万3,000円とするものであります。

議案第7号は、平成29年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,038万5,000円とするものであります。

議案第8号は、平成29年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,790万4,000円とするものであります。

議案第9号は、平成29年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,281万3,000円とするものであります。

議案第10号は、平成29年度五所川原市介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億275万4,000円とするものであります。

議案第11号は、平成29年度五所川原市高等看護学院特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,612万4,000円とするものであります。

議案第12号は、平成29年度五所川原市神山財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22万2,000円とするものであります。

議案第13号は、平成29年度五所川原市松野木財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10万1,000円とするものであります。

議案第14号は、平成29年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9万5,000円とするものであります。

議案第15号は、平成29年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32万1,000円とするものであります。

議案第16号は、平成29年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14万2,000円とするものであります。

議案第17号は、平成29年度五所川原市相内財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195万1,000円とするものであります。

議案第18号は、平成29年度五所川原市脇元財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103万9,000円とするものであります。

議案第19号は、平成29年度五所川原市十三財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351万9,000円とするものであります。

議案第20号は、平成29年度五所川原市水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入15億3,108万円、支出13億4,686万9,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入4億335万1,000円、支出9億4,729万円とするものであります。

議案第21号は、平成29年度五所川原市工業用水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入1億1,374万8,000円、支出1億1,350万1,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入1,916万6,000円、支出2,590万2,000円とするものであります。

議案第22号は、平成29年度五所川原市下水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入9億1,212万5,000円、支出10億7,029万2,000円とし、資本的収入及び支出の予定額を収入9億6,727万3,000円、支出10億8,339万9,000円とするものであります。

議案第23号は、五所川原市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。支度料を廃止し、旅行雑費の支給対象及び外国旅行の場合の航空賃の区分を改める等の改正を行うほか、国家公務員等の旅費に関する法律及び職員等の旅費に関する条例の規定に準じ、条文の整理をするため提案するものであります。

議案第24号は、五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。特定非営利活動促進法の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事項を改めるため、提案するものであります。

議案第25号は、五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第26号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育委員会の附属機関である五所川原市学校給食運営委員会の審議事項等を改めるため、提案するものであります。

議案第27号は、五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。図書館協議会の委員の定数を改めるため提案するものであります。

議案第28号は、金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定についてであります。金木高等学校市浦分校が平成29年度をもって閉校するに当たり、関係条例を廃止し、及び改めるため提案するものであります。

議案第29号は、五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第30号は、五所川原市遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定についてで

あります。遺児等援護対策の制度見直しにより、関係条例を廃止するため提案するものであります。

議案第31号は、五所川原市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。下水道事業施設の1日最大処理水量を1日最大処理能力に改めるため提案するものであります。

議案第32号は、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。地方自治法第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号及び議案第34号は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号は、西北五環境整備事務組合同規約の変更についてであります。西北五環境整備事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第40 常任委員会委員の選任及び

日程第41 議会運営委員会委員の選任

○磯辺勇司議長 次に、日程第40、常任委員会委員の選任及び日程第41、議会運営委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

各委員会委員の氏名を事務局長に朗読させます。

○長尾功一議会事務局長 それでは、各常任委員会及び議会運営委員会委員を申し上げます。

総務常任委員会委員に

1番 松本和春 議員

4番 寺田武造 議員

7番 成田和美 議員 12番 山田善治 議員
14番 稲葉好彦 議員 18番 伊藤永慈 議員
20番 木村清一 議員

経済文教常任委員会委員に

2番 井上浩 議員 9番 鳴海初男 議員
15番 松野武司 議員 21番 川浪茂浩 議員
24番 工藤武則 議員 25番 平山秀直 議員

民生常任委員会委員に

6番 木村慶憲 議員 11番 山口孝夫 議員
13番 秋元洋子 議員 17番 桑田茂 議員
22番 磯辺勇司 議員 23番 三潟春樹 議員

建設常任委員会委員に

3番 花田進 議員 5番 山田和宗 議員
8番 吉岡良浩 議員 10番 木村博 議員
16番 福士寛美 議員 19番 加藤磐 議員
26番 葛西収三 議員

議会運営委員会委員に

4番 寺田武造 議員 7番 成田和美 議員
12番 山田善治 議員 14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員 16番 福士寛美 議員
18番 伊藤永慈 議員 20番 木村清一 議員

以上でございます。

○磯辺勇司議長 お諮りいたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決しました。

なお、各常任委員会及び議会運営委員会は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

◎日程第42 特別委員会設置の件

○磯辺勇司議長 次に、日程第42、特別委員会設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。これまで市民の方々に議会及び議員の活動状況を御理解いただくとともに、市政並びに議会活動に対する関心を高めていただくことを目的として、議会だよりを発行しておりますが、今後も継続して議会だよりを発行するため、委員8名で構成する議会だより編集特別委員会を引き続き設置いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、委員8名で構成する議会だより編集特別委員会を引き続き設置することに決しました。

ただいま設置されました議会だより編集特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたします。

議会だより編集特別委員会委員に

1番 松本和春議員	5番 山田和宗議員
6番 木村慶憲議員	8番 吉岡良浩議員
11番 山口孝夫議員	14番 稲葉好彦議員
20番 木村清一議員	25番 平山秀直議員

を指名いたします。

なお、議会だより編集特別委員会は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

各委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前 11時41分 休憩

午後 1時03分 再開

○磯辺勇司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

各委員会において、正副委員長の互選を行った結果、

総務常任委員長	成田和美議員
同 副委員長	山田善治議員
経済文教常任委員長	鳴海初男議員
同 副委員長	平山秀直議員
民生常任委員長	木村慶憲議員

同 副委員長	山 口 孝 夫 議員
建設常任委員長	福 士 寛 美 議員
同 副委員長	吉 岡 良 浩 議員
議会運営委員長	松 野 武 司 議員
同 副委員長	伊 藤 永 慈 議員
議会だより編集特別委員長	山 口 孝 夫 議員
同 副委員長	木 村 慶 憲 議員

以上のとおり決定された旨の報告がございました。

◎日程追加の議決

○磯辺勇司議長 次に、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎追加日程 議席の一部変更

○磯辺勇司議長 議席の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。正副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、寺田武造議員の議席を16番に、福士寛美議員の議席を21番に、川浪茂浩議員の議席を22番に、私磯辺勇司の議席を4番に変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまのとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3月1日から5日までの5日間は議案熟考のため休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、5日間は休会することに決しました。

次回は3月6日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午後 1時06分 散会

平成29年五所川原市議会第1回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成29年3月6日（月）午前10時開議

第1 代表質問（2人）

至誠公明会 稲葉 好彦 議員

市民の会 伊藤 永慈 議員

第2 一般質問（3人）

15番 松野 武司 議員

6番 木村 慶憲 議員

25番 平山 秀直 議員

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田 進 議員	4番 磯辺 勇司 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村 博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 寺田武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 伊藤永慈 議員
19番 加藤 磐 議員	20番 木村清一 議員
21番 福士寛美 議員	22番 川浪茂浩 議員
23番 三潟春樹 議員	24番 工藤武則 議員
25番 平山秀直 議員	26番 葛西収三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	岩 崎 明 彦
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	工 藤 仁
福 祉 部 長	櫛 引 和 雄
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	中 谷 金 義
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 達 二
総 務 課 長	岩 川 和 雄
企 画 課 長	鎌 田 寿
環 境 対 策 課 長	秋 元 建 一
保 護 福 祉 課 長	伊 藤 一 二 三
農 林 水 産 課 長	川 浪 治
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上 下 水 道 部 総 務 課 長	須 藤 淳 也
教 育 総 務 課 長	川 浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	長 尾 功 一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤 田 幸 大

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 代表質問

○磯辺勇司議長 日程第1、代表質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、至誠公明会、稲葉好彦議員の質問を許可いたします。14番、稲葉好彦議員。

○14番 稲葉好彦議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。至誠公明会の稲葉好彦でございます。平成29年第1回定例会に当たり、会派を代表し、通告に従い、一括方式により代表質問をいたします。

本定例会が始まった先月28日からよい天候に恵まれ、よい陽気が続きました。きのう3月5日は、二十四節気の一つ、啓蟄でありました。暖かくなって、生き物が土から出てくる時期を示すものであります。

また、今年2月の当市の降雪量は、前年比62%の98センチメートルだったそうであります。一方、気温と関係する積雪深は、きょう現在で最高で46センチメートルであり、昨年度の74センチメートルと比較をすると、降雪量と同様に62%となっております。本定例会では、除雪経費の専決処分の計上がないようでありますが、今後もこのような天候が継続して、既決予算で済むようになれば、平成19年度以来、9年ぶりとなります。地球温暖化、暖冬、少雪化の傾向は、雪かき作業を少なくするので、多くの市民の方々は歓迎していると考えられます。

しかし、逆に痛手を受けている方が存在することも事実であります。今後も暖冬、少雪が続くようであれば、大きな影響を受けることが予想されます。

そこで、これは建設部に要望とさせていただきますが、従来 of 豪雪時に対応する除雪計画から暖冬、少雪の対応も加えた新たな計画をぜひ御検討いただくことをお願い申し上げます。代表質問に入りたいと思います。

本定例会の初日、平山市長から平成29年度施政方針が示されました。人口減少、少子

高齢化社会の到来により、その急速な進行は地域社会に大きな影響を与えるので、早期の対応が必要であるとしております。このような課題への対応として、五所川原圏域定住自立圏の構成市町と手を携えながら地域全体の魅力を最大に生かした定住人口の確保、活性化を目指すとのことでありました。その中から1点、そして当初予算概要説明書から1点、それに関連した件について1点を質問いたします。

1点目は、五所川原市地域公共交通網形成計画についてであります。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に対応し、広大な市域をカバーできる持続可能な公共交通体系を再構築するため、まちづくりと連携した公共交通の基本的な方針と施策体系、マスタープランとなる計画を策定するようではありますが、その意義と関連についてお伺いいたします。

また、当市には、市民生活の移動手段を確保するためのJR五能線や津軽鉄道の駅を初め、路線バスやタクシーなどの公共交通の重要な役目を担う拠点がありますが、定住自立圏の中心都市としてどのような考えと認識を持ちながら公共交通に取り組んでいくのかをお伺いいたします。この計画によると、日常生活を支える公共交通の骨格軸の形成として南北軸を設定しておりますが、現状では路線バスを中心とした計画となっているようであります。南北軸を形成する交通の一つである津軽鉄道は、この計画の中でどのような位置づけを想定しているのかをお伺いいたします。

また、南北軸や中心軸に接続する地域内交通として、スクールバスの利用、活用を検討しておりますが、スクールバスの利用については、具体的にどのようなイメージになるのかをお伺いいたします。

2点目は、つがる克雪ドームの大規模改修についてであります。平成14年8月に開設したつがる克雪ドームは、冬期間や雨天の際でも野球やサッカー、ソフトボールといったスポーツ行事や、産業まつりなどといったイベントが行われる、西北五地域の唯一無二の中核スポーツ施設として多くの地域の方々に利用されてきました。今年で完成から15年が経過をいたしますが、最近では外部の鉄骨部分のさびが非常に目立ち、加えて屋根の雨漏りが頻繁に発生するなど、これらの改修を望む多くの市民の声がありました。私もそれを望んでいた一人であり、今回は本当にうれしく思っております。つがる克雪ドームの大規模改修が実施されることになるならば、さらなる利用者の利便性の向上と増加が期待されますが、工事期間中の休館を伴うことから、多様な対応が求められることが予想されますので、この件についてお伺いいたします。

1つ目として、大規模改修工事の日程はどのようになるのか、また利用再開はいつごろを想定しているのか、休館に対してはこれまで利用者や市民の方々に対してどのよう

な周知をしてきたのか、お伺いをいたします。

開設から15年が経過したつがる克雪ドームであります。これまでの利用状況はどのようなになっているのかも伺います。

次に、予算についてであります。予算書には、5億1,500万円を計上しておりますが、どのような改修計画となっているのか、またその内容について伺います。

私は、1つ気になっていたことがあります。それは、火災報知機の件であります。以前火災報知機が誤作動している場面に遭遇したことがありました。利用者の安全確保の視点から、火災報知機の改修も実施すべきだと思っておりますが、このことが含まれているのか、伺います。

次に、3点目は、公共施設等の今後の維持管理計画についてであります。当市が所有、維持管理をする公共施設は、建築系施設の一般施設、市営住宅、小中学校と都市基盤系施設の道路や橋梁、公園、上下水道施設、病院、ごみ処理施設がありますが、ここでの質問は延べ床面積割合が最も多い小中学校に限定して質問をいたします。

当市では、公共施設全体の小中学校の占める面積割合は31%で最大であり、次は公営住宅の29%となっております。当市は、小中学校の統廃合や改修工事をこれまで順調に実施してきたことから、施設のモルタル、タイル、窓などが落下する事例がほとんどないように記憶しております。しかし、全国的には、老朽化による先ほどの事例が平成23年度では1年間、1万4,000件ほど発生したようであります。今後は、人口減少社会の到来や少子高齢化が急速に進展することが予想されることから、今からその対策を図ることが大事だと考えております。従来の統廃合に加えて、延べ床面積の減少を伴う集約化、あるいは異なる種類の施設の統合による複合化、また施設自体の耐用年数を延伸する長寿命化や、近隣自治体との相互利用の広域化などが考えられます。今後の小中学校施設の長期的な維持管理計画について、どのような考えを持って進めていくのか、伺います。

次に、財源の確保についてであります。当市では平成27年度五所川原市公共施設等総合計画を策定していることから、これらに基づいて実施される事業について活用できる事業債などがあるのか、またその内容についても伺います。

以上、3点を質問させていただきます。市長及び教育長、関係部長の答弁をよろしくお願いを申し上げ、1回目の質問を終わります。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの稲葉議員にお答えいたします。

モータリゼーションが進展し、本格的な人口減少社会を迎える中で、特に地方においては地域公共交通の利用者減少に歯どめがかからず、交通事業者においても運転者の不足や車両の老朽化など、地域公共交通を担う人材、設備の確保が困難になるなど、その経営はさらに厳しさを増すことが予想されます。

利用者の減少は、公共交通ネットワークの縮小を引き起こし、そのことがサービス水準の低下、さらには利用者が減少するという悪循環につながることを懸念されます。

一方で、人口減少や高齢化が進む社会にあればこそ、地域活力の維持向上のためには、地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活や文化活動、余暇活動など、さまざまなお出かけを含む生活の質を確保する手段としての地域公共交通の役割は一層増大するものと認識しており、さらにはインバウンドを含む当市を訪れる観光客の移動の利便性や回遊性を向上させることも重要と考えております。

このことから、地域公共交通の維持、向上は、生活交通の分野にとどまらず、まちづくりや観光振興、その他福祉、環境など、さまざまな分野で大きな役割を持つものであり、持続可能な公共交通ネットワークの早期の構築が必要であると考えております。

そこで、御案内のとおり、市ではこれまでの路線バス中心の交通計画から鉄道やタクシー、スクールバスなど、あらゆる交通モードを含み、まちづくりの視点を加えながら地域全体をも見据えた公共交通ネットワークとなる計画を年度内に策定予定であります。これとあわせて、新年度予定している立地適正化計画の策定により、医療、福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者を初め、市民が公共交通によりそれら施設等にアクセスできるというコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えに基づいたまちづくりに向けて、これまで別々であった都市計画と交通施策にかかわる事務分掌を建設部に集約、強化して取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 つがる克雪ドームの大規模改修の概要等についてお答えします。

まず、大規模改修の日程でございますが、平成29年7月上旬に工事着手を予定しており、12月末に改修工事を終了、翌年1月末に引き渡しを受ける予定で考えております。

また、改修工事期間の利用者への周知方法については、平成28年10月に市ホームページ及び一般財団法人五所川原市体育協会ホームページに工事の日程等について掲載したほか、利用団体からの予約受け付けの際に工事日程の情報提供を行ってございます。

次に、利用状況でございますが、平成27年度における年間の利用者数は6万1,374人となっており、特に冬期間においては野球、サッカー、陸上、グラウンドゴルフなどの屋

外競技に多く利用され、西北五地域唯一の屋内グラウンド施設として当圏域のスポーツ振興に大きく寄与しております。

また、天候に左右されない施設であるため、五所川原市産業まつりを初め、市内の保育園の運動会や体育祭など、さまざまなイベントを開催する場としても利用されるなど、多くの方々に親しまれているところでございます。

次に、つがる克雪ドーム大規模改修工事の概要についてであります。工事監理、設計意図伝達業務委託料と大規模改修の工事請負費を予算計上しております。改修工事の内容であります。建築工事関係として外観、鉄骨部分のさびの浸食を防ぐための除去作業及び塗装工事を行うほか、雨漏り防止策としてのドームの開閉屋根の接合部分の改修、電気設備工事としてグラウンド照明のLED化、及び災害発生時の対応として自家発電設備や非常灯設備の更新、機械設備工事として老朽化している空調機器関係及びそれに関連する中央監視装置や、御指摘の火災報知機の改修工事も行うこととしております。

以上です。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 地域公共交通網形成計画における津軽鉄道の位置づけについてお答えいたします。

南北軸は、五所川原、金木、市浦の3地域を結ぶ、市の公共交通の骨格となる重要な軸であります。しかしながら、現在は、弘南バス小泊線、津軽鉄道、行政連絡バス、中泊町の地域拠点連絡バスといった複数の交通モードが競合しており、将来にわたって持続可能な公共交通とするためには、統合、整理による効率化を図るとともに、公平な利用者負担、ダイヤ調整による利便性の向上など、交通の再編が必要であると考えております。再編に当たっては、路線バス及び津軽鉄道が軸となるが、特に津軽鉄道は単に沿線住民の生活の足であるだけでなく、観光、まちづくりの観点からも貴重な地域資源であり、地域内外の交流人口の増加による地域活性化にも貢献していると認識しているところであります。

スクールバスのイメージについてですけれども、日常生活の移動手段として、公共交通には環状線等の各地域内の路線バス、小学校それぞれのスクールバス、患者送迎バス、それから金木地域にあっては川倉の湯っこバスなどの複数の交通モードが存在します。特に路線バスと小学校、中学校のスクールバス同士は重複して運行されている区間が多く、路線バスとして統合し、きめ細かく公共交通空白エリアをカバーするとともに、子供から高齢者まで誰もが乗車できるバスとすることにより、利便性の高い公共交通ネッ

トワークを構築することができると考えています。

それから、公共施設等の維持管理についての財源についてでございますけれども、当市の公共施設の維持管理及び更新等については、平成27年10月に策定した五所川原市公共施設等総合管理計画の中に理念を定めております。この計画では、人口減少などにより公共施設等の利用需要が変化していく中、単に公共施設等の廃止、縮小を推進するのではなく、公共施設等をできるだけ長もちさせ、中長期的な視点で効果的、効率的に整備、管理運営を行うことで、市民が安心、安全で持続的に公共施設等を利用できるよう、財政負担の軽減、平準化などを通じて、公共施設等の最適な量と質、配置を実現することを目的としており、具体的な施設の更新、統廃合、長寿命化については、施設所管部署で定める個別施設計画に基づいて進めていくこととされております。

小学校の転用や除去等に要する財源としましては、平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債が挙げられます。これは、平成28年度に公共施設等の集約化、複合化、転用、除去のために必要な経費として創設された公共施設等最適化事業債の内容を拡充し、新たに長寿命化対策、立地適正化事業等が追加されるとともに、財政支援措置が強化されたことから、公共施設の転用や除去等がある場合は、この地方債を活用してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 3つ目の質問項目の公共施設等の今後の維持管理計画についての中で、小中学校施設の長期的な維持管理計画について答弁をいたします。

教育委員会では、この10年間学校施設の長期維持計画として五所川原第一中学校及び中央小学校の建てかえを実施したほか、金木中学校及び栄小学校の大規模改修を行い、学校施設の健全性の保持に努めてまいりました。

稲葉議員御指摘のとおり、市内の小中学校施設につきましては、少子化の実態を踏まえた長期にわたる計画的な維持管理が必要であると認識しております。教育委員会では、少子化に対応した学校規模の適正化を図る取り組みとして、平成20年2月に市内小中学校の学校統合に向けた計画を策定し、児童生徒数の減少に合わせて学校統合を進めながら施設の適正な維持管理を図ってまいりました。

学校統合につきましては、平成22年度に五所川原第二中学校学区の小学校3校を東峰小学校として統合し、続いて平成24年度には五所川原第四中学校学区の小学校4校をいずみ小学校として統合したほか、金木中学校と金木南中学校を統合し、そして平成27年度に金木中学校学区の小学校3校を統合しております。これにより、小中学校の統合に関する当初の計画を完了したことになりますが、今後少子化が進行し、さらなる対応が

必要となることも考えられますので、引き続き児童生徒数減少の実態と地域の実情を踏まえて、適正な学校配置のあり方を精査し、必要に応じ、学校施設の長期的な維持管理計画に生かしていきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、稲葉議員から集約、複合化、それから広域相互利用、そういったお話、提言がございました。こういった維持管理の考え方や手法も参考にしながら、今後も学校施設の活用方法について他の自治体の事例などを調査研究し、長期的な展望のもと、適正な維持管理を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○磯辺勇司議長 至誠公明会、14番、稲葉好彦議員。

○14番 稲葉好彦議員 御答弁をいただきまして、ありがとうございました。それでは、2回目の質問を行いたいと思います。

まず、五所川原地域公共交通網形成計画について、市長並びに財政部長のほうから答弁をいただきました。特にバスについては、統廃合、そして利便性を図っていくんだ、つまりは集約性を図っていくということであります。今この原稿を書きながら思い出したことは、昨年経済文教常任委員会において、富山市に行政視察に行ってきました。別にこの公共交通網形成の計画で行ったわけではありませんけども、あの富山市の市役所の職員から、我々はこのようなことも率先して取り組んでいるということを知ることがあります。富山市の場合は、路面電車を改修して、人が住むような場所と商業施設のようなことを分けて、いわゆる集約化、コンパクトシティというものを図ってやっておりました。こういうことも我々五所川原市も今後は取り組んでいく状況になってきたのかなという、その思いを込めて、この質問をさせていただいたわけですが、そこでまちづくりという話もありましたので、答弁の中に立地適正化計画、それとの関連もあるんだということでありました。1つ今思い出しているのは、考えているのは、今年度にこの計画を策定して、来年度から実施計画に入ると思います。来年の30年5月には、新庁舎がオープンする予定でございます。この新庁舎の供用開始と五所川原地域公共交通網形成計画、どこかでリンクしていくのかなという気もありますので、まずこの関係性について、ひとつ御答弁をお願いをしたいと思います。

それから、実施計画については、先ほどの答弁では建設部ということでありましたけども、実施計画を策定するのは建設部のどこの課が行うのか、それについても御答弁をお願いしたいと思います。

それから、2つ目のつがる克雪ドームの大規模改修についてでありますけども、平成14年8月に開業いたしました。1期目、2期目当選の方はわからないかもしれませんが

ども、これいろいろあった施設であります。五所川原市が手がけた、建設した施設ではありません。青森県がつくった施設でありますので、当初からいろいろありました。そのころ平山市長は県議会議員だと思っておりますので、その経緯はよくわかっているかと思えますけども、いろいろあってここまで来ておりましたけども、今はもうなくてはならないような存在の施設であります。それで、今改修工事を行うわけでございますけども、最初から雨漏りについては私の記憶では開園した当時から雨漏りは進んでいただろうと思っておりました。それで、今回この改修計画を行ったとしても雨漏り、実際のところ改修できるのかという疑問はあります。この辺について、御答弁のほうをお願いしたいと思っております。

そして、公共施設等の今後の維持管理計画につきましては、るる説明をお聞きいたしましたので、再質問はいたしません。

それでは、2回目の質問です。よろしくお願いいいたします。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 地域公共交通網形成計画における新庁舎の位置づけについてでございますけども、現在策定中の地域交通網形成計画において、新庁舎の建設につきましては市民の日常生活における移動動態や公共交通の利用に変化を及ぼすことが予想されますので、学校や病院といった主要施設の移転、統廃合等の動きと同様に、本計画の中でも取り上げて策定作業を進めております。

また、五所川原駅は、五所川原市地域公共交通網形成計画において交通拠点の一つに位置づけられており、さらには青森県地域公共交通網形成計画においても西北五圏域の観光ビジネス交通面、生活交通面での移動ニーズが集中する地点として2次拠点に位置づけられていることから、五所川原駅と近接する五所川原新庁舎はこれら2つの計画との整合性を図りながら圏域の人の流れを踏まえた位置づけとして環境整備を検討していくこととなります。

それから、地域交通網形成計画の実施計画、それからあわせて平成29年度から30年度にかけて立地適正化計画を策定する予定としております。この策定は、建設部の都市計画課で実施していく見込みとなります。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 つがる克雪ドーム内の雨漏りについてお答えします。

現在つがる克雪ドーム内では、グラウンドや2階観客席に主に雨漏りによる水たまりが発生することがありまして、利用者にたびたび御不便をおかけしているところであります。そのため、大規模改修の実施設計において、既にその発生原因を特定しておりま

す。具体的には、ドーム屋根センター部分の開閉合わせ目のゴムシールや、ドームの屋根膜の損傷、空調のふぐあい等による結露の発生が主な原因となっており、これらの原因箇所については今回の改修工事で改善を図ることとしております。

○磯辺勇司議長 至誠公明会、14番、稲葉好彦議員。

○14番 稲葉好彦議員 ありがとうございます。それでは、3回目の質問に入ります。

まず、克雪ドームの件についてでありますけれども、教育部長から雨漏りは改修されるという話をいただきましたので、ぜひこれ強力的にやっていただきたいと思います。昨年もどなたかの議員が質問したと記憶しておりますけれども、あそこ2階のところ、回遊ができないという苦情というんですか、要望というんですか、私にもあります。これが改修されれば、あそこのまたウォーキングもできる可能性が高まると思いますので、ぜひともお願いしますし、またちょうど悪いぐあいに野球の試合の審判といたしますか、ホームベースのところに雨漏りがしてくるんです。ですんで、クロスプレーになったりすれば、あの雨漏りによって試合がちょっとこうしらけてしまうような状況になりますので、このことを十分に考慮してやっていただきたい。要望しておきます。

まず、この3回目の質問ですけれども、ドームの開閉式についてであります。これ先ほど申し上げましたとおり、いろいろありましたので、最初から開閉式ありきでつくった施設であります。当時は、開閉式によるあける、閉めるという作業をすると、電気代物すごくかかるんだといううわさも立ちました。恐らくこの施設を持っていることによって、使用してもしなくても保守点検とか、さまざまな経費がかさんでいるんだろうと思います。私も年に延べ日数にすると30日から40日ぐらいドームに行きますけれども、夏以外、それほどあけているような利用状況はないと思っていました。

そこで、これは提言なんですけど、今からこれが間に合うのかどうか、それはちょっとわかりませんが、私は県内の他のドームと比較して、開閉式は我々のここだけですんで、開閉式をやめてもいいんじゃないかと、このように考えています。これは、笑い話がありまして、3年ほど前にある社会人の軟式野球の大会を夏に行いました。自治労の大会であります。余りにも天気がよいので、参加者の方からリクエストがありましてドームを開いたんです。そうしたら、雨雲が一挙にやってまいりましてスコール、雷雨がありました。それ閉めるのに10分から20分ぐらいかかりますんで、ドームの中は水浸しでありました。あそこ暗渠施設入っていないんですね。初めてわかりました。それで、野球が雨天競技場にもかかわらず、雨天中止になるようなこともありました。それらの状況も踏まえて、やっぱり私は維持管理費のことを考えてもこの15年という節目を迎えて開閉式はやめたほうがいいんじゃないかと思っています。

ただ、1つ気になるのはこの愛称です。ビッグウイングという愛称を使っています。最初は、ブリザードピアという冷たいかたいようなイメージで進んだんですけども、当時の市長がこれではいけないということで公募によってビッグウイングという名前を採択して決定したと思っています。つまり開閉式だから、そのイメージでビッグウイングという愛称を今現在も使っていますけども、こういう名称も踏まえて、私は開閉式を取りやめして、あと技術的に可能であれば空気を入れるような窓、数カ所つけられれば、それで対応したほうがいいのではないかと考えております。

あと細かいことになりますけども、現在あのドームは、特に野球やサッカーの試合のときには、グラウンド内はスパイクのついたシューズを履いてもいいんですけど、それ以外は着用してはならないというふうになっています。ただ、他の施設を見てまいますと、グラウンドから出た場合でもスパイクつき、歯がついたスパイクがついているシューズでも歩けるようなラバーというんですか、そういうのも張っていて、選手の利便性の向上にも努めています。この辺も考慮して、今回この改修工事で対応できるのかどうか、この辺の考え方もお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 稲葉議員から今御質問がありました。

まず、開閉式を廃止することについて、こちらについては今回新年度で改修工事手がけますので、その際いわゆる開閉機能を持ったとしても閉じておく、常時閉じておくという前提で改修を進められるものかどうか、いま一度設計屋さんに確認してみる必要があると思います。確かに施設の機能として、屋根を開くことによってグラウンドの広さというものがライト、レフトで約10メートル広く確保できます。センター寄りが若干閉まった状態では狭いもんですから、あけると約30メートル延長して確保することができます。そういった利点があるわけですが、稲葉議員御指摘のとおり、いろんな利点もあれば、そういうマイナスの要素も大であるという指摘がこれまで15年間の運用の中で見えてきているわけですので、それを踏まえて、もう一度今回の改修工事にきちんとそういった部分を反映できるかどうか、これを早急にまた設計業者と詰める必要があらうかと思えます。そうすると、改修設計の積算とか、そういったものにも影響していくと思えますので、そこら辺をまず可能性があるかどうか、これ詰めていきたいと思っております。

それから、屋内グラウンドから外に出る際、スパイクを履いたまま外に出られるかどうか、これについては施設の全体の運用管理の面から、グラウンドの土がスパイクについたまま外の外周の通路とか、石畳みたいな感じになっていますので、グラウンドの土

が外に出てしまうといった問題もあって、清掃とか管理にいろいろ影響ができるということで、スパイクを履いたり脱いだりするスペースの確保という部分ではラバーシートを敷いてベンチを置くなどして、いわゆる靴を履いたり脱いだりするのに便宜が図られるような、そういった工夫を今回していく必要性があるのではないかということについては今回改修を進める上でいろいろ課題になっておりますので、そこら辺の便宜図っていただければと思っております。基本的には、歯のついたスパイクはグラウンド領域外では使わないというふうにしてもらわないと、御承知のとおり、ドーム外の外構部分というのはほとんどそういう石畳であったりアスファルト敷きであるとかというふうな場所がほとんどでございますので、スパイクはちょっとなじまないということですので、脱いでいただくということで脱いだり履いたりする便宜が図りやすいような改修、工夫を凝らしていただければと考えております。

以上です。

○磯辺勇司議長 以上をもって稲葉好彦議員の質問を終了いたします。

次に、市民の会、伊藤永慈議員の質問を許可いたします。18番、伊藤永慈議員。

○18番 伊藤永慈議員 一登壇一

おはようございます。市民の会の伊藤です。通告に従い、会派代表者質問を行います。

まだ寒い日が続きますが、時折差す日差しや吹く風に春が近いことを感じさせられます。農業に携わる皆様には、もうすぐ忙しい毎日がやってきます。今年は、雪が少なく、とても楽でありましたが、逆に夏の天候が心配されますが、豊作で農業を取り巻く環境が一層よくなることを念じております。

さて、市長の施政方針についてお尋ねいたします。市長は、冒頭に人口減少の問題を取り上げておりました。これについては、待ったなしで早期の対策が必要であり、定住人口の確保と活性化が急務であると述べておりました。私自身もこの問題については全く同感であります。しかし、残念ながらこの重要な課題に対して、市長は施政方針の中で一番に掲げている割にはより具体的で即効性のある対策が弱いように思われます。加えて、平成29年度一般会計予算資料にもこのことについては大きな反映はありませんでした。予算編成方針では、人件費の伸びや、過去の大型建設事業の借金の返済などにより、基金の取り崩しなどの悲観的内容が目立っておりました。

そこで、市長に質問いたします。この人口減少対策について、昨年度の人口減少対策とその実績について、また平成29年度、新たな対策がありましたら、その内容と見込みについてお尋ねします。

次に、金木総合支所整備に向けた基本構想について質問いたします。施政方針により

ますと、金木総合支所の整備について、平成29年度より実施設計を行い、安心、安全の拠点としての役割はもとより、地域の特性を生かし、観光資源が庁舎に隣接し、地域と調和のとれた面的整備を進めるとありました。このことについては、昨年も質問いたしました。金木総合支所一帯を面で計画を行っていくと答弁したが、具体的な構想内容と今後のスケジュールについて、市長にお尋ねいたします。

次に、このことに関連し、今述べた庁舎に観光資源が接近しとありましたが、この観光資源には斜陽館や三味線会館、MADENYのほか、市で5年前に取得した旧西沢家住宅があります。これもまた歴史的にも重要な建物であり、国の指定有形文化財となっております。また、隣接する斜陽館とともに、この通りは地主階級が軒を並べた場所であり、歴史的景観を保っている重要な場所でもあります。しかしながら、取得後、改修等の着手が全くされておられません。

そこで、質問です。どのような計画でこれを取得したのか、今後の計画はどのようなになっているのか、詳しく説明をお願いいたします。

次に、平成29年度一般会計当初予算資料によりますと、芦野公園整備事業が1億2,300万円となっております。これについては、つり橋の改修などの予算であるとお聞きしました。この改修については、よかったと私も市民も思っているところでもあります。ここで、市長や職員の皆さんに、この芦野公園について再確認していただきたいことがあります。この公園は、面積や景観、充実した設備などにおいて、県内で弘前公園と並ぶ規模となっております。また、数千本の桜は、日本名所100選に数えられ、その伝統ある桜まつりは花火大会などの催し物など、弘前に次ぐにぎわいとなっております。特に春には、公園の中の桜のトンネルを情緒豊かな列車が通り、公園の中には駅もあり、国道も公園の中を走っているのは国内屈指と言われております。夏は、園児や学童のバス遠足の場となり、冬は今はやりのスノーシューやスキーハイキングの場となっており、雪と光のページェントは年々観光客が多くなっております。

さて、私は、この芦野公園の長期的構想について、以前質問したことがありましたが、明快な回答が得られませんでした。市長は、観光拠点として、20周年の節目として、立佞武多の夏祭りを掲げておりますが、これも大事であります。しかし、長期的な観光においても考えていただければと思います。公園の修繕や整備、今回のような改修はもちろん必要なことではありますが、この公園を市の活性化や観光資源として中長期のビジョンが必要と考えますが、このことについて市長のお考えをお尋ねいたします。

最後になりますが、岩崎総務部長、佐藤財政部長、工藤民生部長、長尾議会事務局長、中谷選挙管理委員会事務局長におかれましては、今月いっぱい定年退職となり、最後

の議会となりますが、今までの市の発展に、並々ならぬ御苦勞に深く感謝を申し上げるとともに、今後の活躍をお祈り申し上げます。今まで御苦勞さまでございました。

以上で壇上からの1回目の質問といたします。最後の最後ですので、関係部長のよい答弁を期待し、壇上からの質問といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。
市長。

○平山誠敏市長 ただいまの伊藤議員にお答えいたします。

金木総合支所庁舎の整備につきましては、これまでも単なる庁舎整備事業としてだけでなく、観光資源が庁舎に近接するという地域の特性を生かしながら周辺環境と調和のとれた面的整備事業として進めることが必要と考えている旨、お答えしてまいりました。

このことを踏まえ、今年度は現在の金木総合支所庁舎の耐震診断を実施して、耐震改修の可能性も含めて整備方針について検討し、基本構想案の策定を進めてまいりました。

まず、金木総合支所庁舎の耐震診断についてでございますが、耐震診断の中間報告によりますと、現庁舎は構造耐震診断指標 I s 値が必要とされる基準値を下回っており、また建物から抜き取ったコアを調査したところ、コンクリートの圧縮強度不足や、中性化も進んでおり、結果的には耐震強度不足と判断されました。

このことから、金木総合支所庁舎の整備方針としましては、現庁舎の改修ではなく、新たに建設するというところで方針を決定したところでございます。

次に、基本構想案の内容でございますが、詳細については後ほど担当部長より答弁させますが、合併時の新市建設計画で示されているように、金木地区の整備方針としては斜陽館や三味線会館など、年間を通じて観光客が見込まれることから、引き続き市の副次的な都市的サービス拠点として周辺環境や関連施設の整備を進めるとともに、津軽三味線の発祥の地で、作家、太宰治の生誕の地でもある金木地区には誇りを持って後世に継承すべき重要な歴史的、文化的財産が現存しており、これらを面的整備とあわせて有効に活用するために検討を重ねてまいりましたので、これからの協議に向けて御協力を賜りたいと存じております。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 人口減少対策の事業展開についてお答えいたします。

移住定住促進事業として、これまで子育て世帯の当市への移住を促進するため、家賃負担額の2分の1、上限2万円の家賃助成による子育て世帯移住促進事業並びに住宅取得費用の5%、上限100万円の住宅購入助成による、移住子育て世帯等マイホーム新築応

援事業を実施しております。

平成28年度までの実績といたしましては、交付決定ベースで家賃助成による子育て世帯移住促進事業が13世帯、世帯人数41人、うち子供さんが17人、交付決定金額240万8,000円であり、住宅購入助成による移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業が10世帯、世帯人数が35人、うち子供さんが15人、交付決定金額が941万8,000円となっており、子育て世帯等が当市に移住するための一定の効果があつたものと考えております。

また、県外在住者のふるさと回帰のきっかけを創出し、定住人口の増加と地域活性化を図る同窓会に要する経費の一部を助成するふるさと回帰同窓会支援事業については、12件、出席者数319人、うち県外が80人、助成金額が24万円となっております。男女の出会いの場を創出し、結婚に関する希望の実現を目指すごしょがわら縁結びサポート事業では、サポートセンター登録会員数が合計60人、男女のマッチングサポートする縁結びサポーターの登録者数が14人、コミュニケーション能力、第一印象など、恋愛に関して大切な要素について学ぶスキルアップセミナーを5回開催し、参加者数は延べ35人、サポートセミナーは3回開催し、参加者は延べ29人、そば打ちやピザづくりなどを通したマッチングイベントについては3回開催し、参加者延べ58人、カップル成立数6組となっております。

新年度の移住定住対策としては、五所川原圏域として広域で空き家バンク制度を創設し、当該空き家バンク制度を活用した移住子育て世帯に対し、住宅リフォーム助成を行うほか、移住希望者が当市の暮らしを実際に体験できる環境を整備することで、子育て世帯等の移住、定住を促進してまいります。

人口減少に歯どめをかける決定打はなかなか難しいのが事実ではありますが、こうした短期的な事業展開とあわせて、雇用対策など、中長期的な取り組みについても重要と考えており、また定住自立圏などの広域的視点からも移住対策、定住対策を進めてまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 私のほうから金木総合支所整備に向けた基本構想案の内容についてお答えいたします。

まず、基本的な考え方としては、歴史的建造物や文化的建造物の融合を図りながら地域の方々によりどころとなる立ち寄りやすい総合支所ではなくてはならないと考えております。

また、観光客を巻き込んだ新たな出会いや、感動と交流をつくり出し、新たな文化が生まれ育つことで地域の変化を予感させ、継続的に発展できるエリアを構築することを

目標に掲げております。基本構想案の計画エリアは、主な観光客の玄関口となる津軽鉄道金木駅からリヤカー市会場としてにぎわいを見せている三味線会館裏手の金木八幡宮境内までと定め、金木総合支所庁舎を中心とする歴史文化ゾーンにおいて、歴史的な景観と、斜陽館を初めとする文化財に触れながら散策できる空間をつくり出すことを検討してまいりました。

なお、市長答弁にもございましたとおり、現在の金木総合支所庁舎につきましては、耐震診断を実施したところ、耐震強度不足と判断されましたので、新たに整備することとしております。

建設スケジュールといたしましては、平成29年度に庁舎の実施設計を行い、その後庁舎建設の予定としております。

建設場所としては、今後関係者との調整を図りながら決定することになりますが、旧水道事業所跡地と金木商工会館の位置に新築整備することで構想案をまとめているところでございます。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 基本構想案の中での旧西沢家住宅についてお答えいたします。

旧西沢家住宅は、議員御承知のとおり、平成20年3月7日に国の登録有形文化財に登録され、平成24年度に市が取得いたしました。平成25年度には、一般公開を目指し、公開活用計画を、平成26年度はその計画に基づき、保存修理方針と工事費の概算を算定してまいりました。また、平成28年第2回定例会において、加藤議員の御質問に対し、金木中心部の面的整備の一環として、その基本計画策定後に活用と改修方針を検討すべきであるとお答えしてきたところでございます。

現在も活用等、改修方針については検討中でございますが、金木中心部の面的整備事業の住民への説明等を実施し、市民の意見も踏まえた上で方向性を見出してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 芦野公園全体計画のビジョンについてお答えいたします。

芦野公園は、芦野湖を含むおよそ80ヘクタールの園内に約1,500本の桜が咲き誇る日本さくら名所100選にも選ばれた自然豊かな公園であり、太宰治が少年のころよく遊んだ場所としても知られ、文学碑や太宰治像などもあり、県内外から多くの観光客等が訪れております。今後のビジョンにつきましては、平成29年度より管理棟や公衆トイレ、夢の浮き橋、転落防止柵、外灯など、現状の状態を把握し、芦野公園全体計画の策定を進めてまいります。桜には、樹齢約100年を超えるものもありますが、老木で枯れ果てるおそ

れのあることから、新しく桜を植樹することも検討してまいります。

また、桜だけではなく、もみじやアジサイなどの植栽も行い、四季折々楽しめる自然豊かな魅力ある公園づくりを目指してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○磯辺勇司議長 市民の会、18番、伊藤永慈議員。

○18番 伊藤永慈議員 答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

人口減少対策について、これは非常に難しい問題であります。今実績等、報告受けたんですけども、私はこれはまだまだ足りないなという感じを持っています。前にも質問したんですが、保育料、そして医療費の無料化を何とか検討できないかということで、やっぱり子育てする方にとってはこれが一番の手当てだと思っていますので、近隣の市町村でもやっているところはありますけども、五所川原市がこれをやった場合、より一層歯どめがきくのではないかと考えておりますので、その検討をもう一度何とかお願いしたいと思うことと、またほかにいい手だてがあれば、これはこの問題に対しては庁舎全体で考えるべきだと思っています。そのために、やっぱりプロジェクトをつくるのか、そういう雇用的な面も入ってくるのが一番だと思っていますので、その人口減少対策をもっとこう本当に、これは交付税にもいろいろ影響してきますので、庁舎全体でそのチームをつくって対策してもらおうようにお願いしたいと思います。

次に、2番目に金木総合支所を新築で進めるという基本的なことについては賛同するものであります。答弁にありました、観光客を巻き込んだ新たな出会いや感動と交流、また新たな文化が生まれ育つことで地域の変化を予感させるとありましたが、具体的なプランがありましたら、示していただければと思います。

次に、西沢家についてであります。これは、私自身本当にぜひとも存続して活用していただきたいと思っています。その理由といたしまして、斜陽館と並ぶ金木地域における象徴的な建物であり、西沢家は明治後半から北海道礼文島にニシン漁場を有して財をなし、大正時代に旧金木町に移転し、戦前まで漁業網元と農業、地主を営んでいた。北海道、日本海沿岸に残るニシン関連の建物は作業を兼ねた番屋と呼ばれるものがほとんどで、あるじが移住した建物で、内陸部に現存するものとしては近年では札幌市内に展示、海岸部より移築されている旧青山家住宅と金木町の旧西沢家住宅以外に該当すべきものが見当たらない。現在の建物は、昭和8年の落成で、建築年数はさほど古いものではないが、資金の出所からして明らかにニシン御殿と言うべき建物で、このことは文化財指定の理由であり、良材を吟味した近代和風の佳品であるとされています。ニシン場で得た財力をもとに、隣の旧津島家とともに旧金木銀行を起こした。旧金木銀行は、

昭和の恐慌を乗り越えた後に、旧第五十五銀行、現在の青森銀行と合併し、津島家ゆかりの土地に津島家と争うような豪邸を建てた当時の西沢家の財力は相当なものであり、津島家が金木銀行創立に際して西沢家と手を組んだことで、太宰治とは別な意味で斜陽館とのつながりが深い。

活用方法について、パブリックスペースが中心部に必要。地域の住民のパブリックな活用のほか、着地型観光、見る、学ぶ、体験するの拠点として、斜陽館と隣接して活用できる強みがある。建物内部は、大部屋が主体であることから、まとまった人数に収めることができ、斜陽館とは別に柔軟な活用が可能である。また、建物に特徴的な屋根があるため、県が提唱している極上の旅企画への対応においても期待できる。

斜陽館、三味線会館、芦野公園などに訪れる観光客の土台であり、旧西沢家住宅を活用して地域の食文化を提供できる。旧西沢家住宅や隣接する蔵においてさまざまなイベントを行うことで、単なる観光施設とは別の魅力を発信できる。良材を使用した和風建築は、インバウンド観光において大きなアピールポイントである。

以上のことから、斜陽館と隣接する立地条件から見ても収益を上げる活用が可能であると思っておりますので、ぜひとも再度検討をお願いしたいと思います。

芦野公園についてであります。このことについて、私前にも質問したんですけども、長期的な構想がないということでありましたので、改めてもう一度。この公園は、より一層風光明媚な場所として計画的に整備を進めることは、津軽北部と五所川原市全体の利益に資することになるので、厳格に保護される自然公園として手をつけなければならず、弘前公園と同様に観光や憩いの場所である都市公園として管理を進めるべきと考える。芦野公園は、もともと市街地に近い文教地区にあり、園内を鉄道と国道が通る全国的に類を見ない形態で、太宰治の文学碑や銅像を目当てに四季を通してにぎわう場所である。桜まつりの入り込み数は、例年30万人以上であり、桜まつり期間中は弘前公園とかけ持ちのツアーバスが引きも切らない状態である。特に近年は桜の期間中、多くのアジア系旅行者の姿が目立ち、今後増加が見込まれるインバウンド観光に向けて整備が進められている国家予算を自治体が積極的に活用すべきと考えております。

近年は、公園管理課によって桜の樹勢回復や病気への対応が行われ、著しい成果を見ているものの、観光地としてのポイント整備は一向に手つかずのまま、特に最大の目玉である津軽鉄道、桜のトンネルの延長、湖畔の桜並木造成は芦野公園の魅力アップに欠かせない整備である。やっぱりこのような目標があることによって、公園もよくなるし、観光客も増えていきますので、ぜひ目標を立てて、桜が老木になった後は新たに桜の植える場所もこうちゃんと整備してやるのが大事だと思います。その点、もう一度検

討していただければと。

以上です。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 人口減少対策に対しての思い切った対策についてでございますけども、人口減少対策については国の動き、平成26年にまち・ひと・しごと創生法ができてございます。この法律の中で、地方の財源を確保するということがうたわれまして、それで登場してきたのが地方創生交付金にあるわけです。そして、平成26年度の補正予算に全額国費で計上された先行型の地方創生交付金がございます。これは、この先行型の交付金を活用しまして、全国においても地方自治体が子供の医療費助成を拡充するための財源に振り向けたわけですが、このときにおいて、国においては医療費増加につながりかねないとして地方創生推進交付金は医療費を含む全ての寄附事業が対象外とされておりまして、現在私どものほうでも移住定住促進事業としてさまざまな給付事業を展開しておりますけれども、この国のほうの新たに創設された地方創生交付金には全て活用できない状況にありますので、やはり国のほうで推し進めている地方創生交付金の動きを見ながらさまざまな対策を検討していかなければならないと思います。持続的に継続してやらなければならない事業ですんで、やはり財源的なものをしっかりと見きわめて進めていかなければならないかと思っておりますので、まず1つには地方創生交付金がどういう形のものに活用できるのかとか、そういう形のものを見きわめながら考えていきたいと考えております。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 金木地区の面的整備、具体的なプランはあるかとの御質問でございました。新築する金木総合支所庁舎の機能といたしましては、今後関係機関とさらなる協議が必要となってまいります。限られた敷地を有効利用するために、現庁舎に隣接している保健センターなど、金木総合支所庁舎の新築に伴い、庁舎へ集約することを考えております。建設場所は、金木商工会館及び旧水道事業所跡地を考えておりますけども、さらに伊藤忠吉記念図書館、こちらについても同様に集約する方向で検討しております。

また、金木中心部の面的整備という観点から考えますと、当エリアは水田地帯との標高差が10メートル以上あり、坂道や敷地内外の傾斜地の活用方法が展開の鍵となるものと考えておりますが、太宰治生誕100年を記念して、地元商工会が設定したメロス通り、仁太坊通り、斜陽館通り、荒馬通り、太宰通りの5つの通りをめぐる動線に配慮しながら回遊性、利便性、施設外とのつながりによって、滞在時間の延長を可能とするよう、

さまざまな手段を講ずることで活性化を図っていききたいというふうに考えております。

具体的には、庁舎東隣に位置する太宰治疎開の家におりる通路を確保することで行き来を可能とすること、それから同様に三味線会館側から金木八幡宮へ通路を確保することで、これまでとは違った動線による観光客に長く滞在していただきたいと考えております。

なお、こうした案の具体化に向けては、やはり関係者とのしっかりとした協議が必要となっておりまして、いろいろな方面にお声をおかけして御意見を伺ってまいりたいと存じます。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 旧西沢家住宅の活用方法についてお答えいたします。

議員から御指摘がございましたとおり、昭和初期の往時の町並みをとどめる貴重な文化財、建造物でございます。その活用方法について、これまでる検討を加えてきたわけでございます。保存、活用の財政的な措置を講ずるとすれば、どれだけの所要額を要するのかまでを含めた計画を策定してきたところでございますが、先ほども申し上げたとおり、中心部の面的整備と整合を図りながら検討するという方針に基づいて、現在協議を進めているところでございますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。議員御提言のとおり、保存、活用の中身については、これまでも外観保存にとどめるであるとか、内部に来客者を通し入れて、そこで休憩、いろんな集会とか活用の方策、考えられないかということでこちらでも検討してきてございますけれども、いろいろ耐震の性能がどうか、それからその安全性を確保するためにはどれだけの設備投資を行わなければいけないとか、そういういろんな種々の課題がクローズアップされてきてございます。それらを面的整備と整合を図りながら最終的な結論を見出していくということでございまして、議員の皆様方にもいろいろと今後意見をいただいたり御判断をいただくという形になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 芦野公園のレイアウトにつきましては、平成29年度実態調査の実施を行い、カルテを作成してまいります。それをもとに基本計画の策定を行い、パブリックコメントなど、市民の皆様の声を取り入れながら策定してまいりたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたけれども、新しい桜の植樹やもみじ、アジサイなどの植栽も行って、四季折々楽しめる公園にしてまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 市民の会、18番、伊藤永慈議員。

○18番 伊藤永慈議員 どうもありがとうございました。これで最後の質問ですが、人口減少対策については、本当に非常に難しいものがあると思います。といっても国の動向も考えてやるのがあれですけども、やっぱりちゃんと大事なことです。庁舎内でプロジェクトをつくってこれに当たっていただければと思います。

次に、総合支所のことについてであります。非常にいい案だと思います。ただ、この総合支所、当初は合併特例債で活用するという答弁も以前いただいたわけですが、この合併特例債、ところであってらんだか、残高何ぼなんだか、それと財源は本当に確保できるのか、財政部長にちょっとお聞きしたいと思います。

最後に、もう一つ、旧西沢家であります。保存活用でぜひとも進めていただきたい。本当にこの西沢家は、住民の声も聞きながらあれなんですけども、やっぱりこれやることによって、いろいろな可能性が秘めています。また、斜陽館と一緒にライトアップするとかという、非常にあの辺はいい景観にもなるし、ましてや今総務部長のそうした面的面で考えると、それがまたすごく活用できるなと思っていますので、その辺、存続ということで財政も伴って大変だろうが、私はちょっとぐらいお金がかかってもこれを残すべきだと思います。そこを要望して、また何回も住民の声を聞きながら最終的な判断をしていただければと思います。何とかひとつよろしくお願いします。

芦野公園ですが、今まで見ていますと、維持管理だけに集中して、やっぱり芦野公園は将来こういう公園にしたいんだという構想が細いんです。本当に今桜のトンネルが際立って、あれをもっと長くする計画とか、ため池の周辺に桜を植えて、それをライトアップすることでもっとすばらしい公園になると思います。そういった夢を持った構想をぜひともつくって、予算が伴いますので、あれですけども、桜は植えてもそんなにかかりませんので、予算がつき次第、徐々にこう、ボランティアで金木ふるさと会が苗木まで寄附してやっていますので、市としてもそこを全力で考えて、よい公園にしていいただければと思う。その構想をちゃんと次はつくって、報告くださればと思っています。

以上で私の質問を終わります。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 金木総合支所の財源についてでございますけども、合併特例債を活用することとして検討してまいります。合併特例債の残債額が少なくなっていることから、御心配をいただいていることと思いますが、仮に合併特例債のみで資金調達が困難な場合は、金木総合支所整備時点で活用できる財政支援措置が最も高い地方債から順に検討してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終了いたします。

これにて代表質問を終結いたします。

ちょっと早いんですが、暫時休憩いたします。

午前 11時21分 休憩

午後 1時04分 再開

○秋元洋子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 一般質問

○秋元洋子副議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、1回目の質問については、一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告表の質問要旨順に、1つの質問要旨に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、15番、松野武司議員の質問を許可いたします。15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 一登壇一

至誠公明会、松野武司でございます。平成29年第1回定例会の通告の一般質問をいたします。

今定例会からこれまでタブレット端末とペーパーとの併用による議会審議の取り組みも1年が過ぎました。今回の議会からタブレット端末のみでの議案資料等の配信となり、先日開催された議案説明会では、会議システムを使いながら議案説明を受け、問題なく、スムーズに行われたことで安堵しているところでございます。今後もペーパーレスに向けてさらなる努力をして経費削減につなげていくことを市民に御理解をいただきたいと思っております。

しかし、理事者側は、まだペーパーレス化に対応されていないのが残念ですが、聞くところによると、早急に対応するとのことで、実現に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

今世界中でペーパー資料や写真がデータ化されて、数々の情報が配信され、保管、保存されています。データ管理にすることにより、事務的経費削減がされ、作業の効率化が図られていますが、一方でデータ化された情報の管理体制が非常に重要になっております。これまでに日本年金機構の情報流出問題や、ベネッセの個人情報漏れなど、漏え

い対策のあり方が問題視されていきました。このような背景で、通告の第1点目の自治体情報セキュリティ対策について伺います。

今自治体が抱える情報は、個人情報を含め、流出をしてはならない情報が数々多くあり、個人情報の流出を徹底して防止する義務があります。マイナンバー制度が施行され、ますますデータ管理がされていますので、当市のセキュリティシステム構築の内容をお尋ねします。

現在どのようなシステムを構築して運用しているのか、またデータ管理の状況や、今標的型攻撃メールということで、職員の対応、指導対策、また攻撃を受けた場合の即応体制の整備について伺います。

次に、定住自立圏について伺います。27年12月に中心宣言をされ、28年9月に2市4町による五所川原圏域定住自立圏共生ビジョンを作成され、五所川原圏域の自治体が抱えるさまざまな問題点をともに克服し、地域発展マニュアルとして進めているところと思います。五所川原圏域が目指す将来像として、「安全・安心な生活と魅力ある文化・産業を創出する交流圏域」～つながる津軽！無限の魅力と圏民力！～と掲げています。

具体的な取り組みとして、共生ビジョンの体系が3つの分野に構成されていますが、1つは生活機能強化に係る政策分野、2つ目は結びつきネットワークの強化に係る分野、3つ目は圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野とされています。これまでに成果と今後の直近の合意された取り組みについてあるのか、お尋ね申し上げます。

次に、地域振興について伺います。これまでも何度か同じ質問を繰り返していますが、今課題とされている人口減少を食いとめる対策をどうやって進めるのか、Uターン等の雇用促進事業や若年未就職支援事業などの助成金で人口の定住が図られるか。私は、まず新たな雇用の創出につなげる産業興しを確立していかなければと思っていますが、市では誘致企業も模索していると思いますが、現在の状況下ではかなり厳しいと思われます。

今地域資源を活用した産業づくりが求められています。当市の基幹産業である農業の6次産業化、これも少しは動き出していますが、これを大きな産業に結びつけるにはどのような施策があるのか、そのほか地域資源を活用した産業づくりは何か、国が進めている地方創生に向けて地域が変わっていかなければならない時期で、今までと違う視点を持って地域産業を掘り起こすことが急務だと考えております。民間事業者が動き出すのを待つのではなく、自治体、民間、いわゆる官民一体の産業づくりが今求められています。そうした取り組みが定住人口の確保につながるのだと思います。

私は、前回も地域振興策として道の駅の建設により雇用の場の確保や地域の経済効果

が得られるのではとの質問に対し、経済部長は検討すると答えていますが、その後状況は進んでいるのか、伺います。

以上で壇上からの質問といたします。理事者側の簡潔なる答弁を求めます。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 松野議員にお答えいたします。

議員御指摘の産業振興の指針となる単体の計画は、平成27年4月1日に作成した五所川原市産業振興促進計画があり、また市が策定した総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略において産業振興の方向性と取り組むべき施策を定めているところです。今後ますます進行が予想される人口減少社会に対峙するため、地域産業の振興を図り、雇用の場を創出していくことは定住人口の増加に向けた喫緊の課題であることから、従来からの企業誘致による外発的な産業政策を進める一方、既存の農業者や商業者に対する補助事業を通じて産業の高度化と多様化を図りつつ、新たに企業を創業しようとする方への支援体制を充実させることで事業者の自立的で積極的な事業活動を側面からサポートすることとしております。

地域活力を維持、向上させ、持続可能な社会を実現するためにも今後も外発的な産業振興と内発的な産業振興を効果的に組み合わせることにより、新たな需要と雇用創出に取り組んでまいります。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 情報セキュリティーに関する質問が3点ほどございました。まず、庁内ネットワークのセキュリティー対策状況についてお答えをいたします。

このセキュリティー強化につきましては、平成27年5月に日本年金機構において情報漏えい事件が発生したことから、同年12月25日の総務大臣通知により地方自治体においては情報セキュリティーの抜本的な強化を図るよう、指示がございました。それに伴い、平成27年度3月補正予算に情報セキュリティー強化対策事業として予算措置し、今年度末までの対策完了を目指して現在作業を行っているところでございます。

今回の対策により、これまではマイナンバー利用事務系以外は同一のネットワークであったため、メールや文書作成等で職員個人が主に使用する端末はインターネットにも接続しておりましたが、4月からはマイナンバー利用事務系、L G W A N 接続系、インターネット接続系の3系統にネットワークを分離し、職員個人が使用する端末はインターネットとは異なる、地方公共団体間で構成されるネットワークであるL G W A N 側のみに接続することになるため、インターネットとは完全に分離されることとなります。

また、これまでは、インターネットに接続するために、県内の市町村はそれぞれプロバイダーと契約し、セキュリティ対策を行ってきましたが、こちらから4月からは県内の全ての市町村が県で新たに構築した高度なセキュリティ対策を行ったインターネット接続環境となり、電子メールについてもウイルスが潜む可能性のあるデータを削除するメールの無害化処理が行われるため、不正アクセスやウイルス感染等の被害を受ける可能性が格段に低くなります。

今後は、新たに構築した仮想デスクトップ技術を利用したインターネット環境と専用端末、タブレットを利用してインターネットを利用することになり、仮にウイルスが感染したとしても感染した仮想デスクトップ環境、または端末を初期化することでほかのネットワークとは分離されていることから、被害の拡大はなく、安全にインターネットを利用できるようになります。

新庁舎におきましても同様に対策を行うよう準備しておりまして、移転後も引き続き情報セキュリティの確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、ウイルス感染した場合の対応でございます。当市の端末全てにおいてウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス感染を予防しておりますが、最新のウイルス対策ソフトで対策が間に合わないものについては、感染する可能性はゼロではございません。そのため、当市の情報セキュリティポリシー及び保有個人情報等の取り扱いに関する安全管理措置要綱運用マニュアルにより、ウイルス感染の疑いがあった場合は直ちに端末のLANケーブルを抜き、被害の拡大防止を優先に行うよう定められてございます。

また、ウイルス感染が確認された場合は、速やかに所属長及び関係部署に報告し、被害の拡大及び情報漏えいがなかったか調査を行い、個人情報の漏えいがあったことが確認された場合には、総務省及び県に報告、また特定個人情報の漏えいがあった場合は個人情報保護委員会にも報告する必要がある場合がございます。その後は、再発防止策を講じ、再発防止に努め、必要に応じてマスコミ等に公表することになります。幸いこれまで当市においてウイルス感染による情報漏えいが発生したことはございません。

次に、職員の情報セキュリティ教育の実施状況についてお答えをいたします。昨年度までの実績として、毎年4月には新採用者向けの研修、7月ごろには全職員向けに地方公共団体情報システム機構で提供しているeラーニングによる情報セキュリティ研修を実施してございます。eラーニングによる研修は、担当業務や習熟度に合わせたさまざまなコースが用意されておりまして、2カ月間の期間中に受講者が自分の端末を使用して、自分の都合に合わせて研修が進められることから、受講率及び修了率向上に役立っているところでございます。

また、マイナンバーを利用した地方公共団体での情報運営連携が今年7月から開始されます。県の協力のもとに、今年1月24日と25日の2日間で西北五地区の市町の職員を対象に特定個人情報の安全管理措置に関する研修を実施し、関係課長及び担当者が受講をしております。

情報セキュリティにつきましては、日々変化していくものでありますので、引き続き全職員に向けて必要な研修を実施してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 五所川原圏域定住自立圏共生ビジョン掲載事業についてお答えいたします。

共生ビジョンに掲げた事業については、個々の事業を担当する圏域職員がそれぞれワーキング部会を開催し、事務レベルでの協議を進めているところですが、この半年間の間に目に見える形で新たに始まった取り組みとしましては、生活機能強化に係る政策分野において、これまでのつがる西北五広域連合を主体とした医療環境の充実や医師確保対策に加え、子育てネットワークの強化に向けた病後児保育事業の開始などが挙げられます。図書館サービスの連携と充実については、圏域内の図書館利用に関し、昨年7月のつがる市立図書館オープンを機に、6市町全ての図書館及び図書室において、圏域の住民であれば身分証明書の提示だけでサービスを利用できる体制がスタートしております。

結びつきやネットワークの強化に関する政策分野では、昨年10月から圏域全体を対象とした婚活支援のための縁結びサポート事業を開始したほか、空き家利活用推進事業として五所川原圏域空き家バンクの創設と運用に向けた準備を進めているところであります。昨年9月27日の共生ビジョンの策定から約半年という期間であります。圏域の活性化に向けた取り組みを進めているところであり、今後も引き続き事業を推進してまいります。

また、掲載事業以外の新たな取り組みについても構成市町と積極的に連携を図りながら人口減少時代に向き合い、圏域住民の生活機能と安全、安心の確保に努めてまいります。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 松野議員の道の駅等の検討状況についてお答えしたいと思います。

農産物や物産等を販売する新たな産直施設の設置に当たっては、設置場所や設置費用等の問題はもちろんです。運営主体、運営方法や商品の供給体制、既存施設との競合

といった問題がございます。これらの問題を解決するため、産直施設等の県外視察の予算を平成29年度当初予算に計上し、施設運営や商品供給等の事例等を調査する予定であります。

また、近隣の産直施設等についても品ぞろえをリサーチするとともに、各施設で抱えている課題等も探ってまいります。それらを実施した上で、新たな施設について需要、設置場所、運営方法、経済効果等を総合的に勘案して進めてまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 それでは、再質問をいたします。

まずは、今市でやっている系統が3つということで、インターネット、それから今までの住基ネット、それからL G W A Nに入っている。これは、昨年度の予算の中で今それは運営しているということです。いろんなそういうセキュリティーが整った系統にやって、ウイルスが入ってこないように努めていると思いますけども、標的型攻撃メールとか、いろいろ高度なもので今攻撃しているのが実情です。我々のところにもいろんな、紛らわしいようなメールが飛んできます。これは、大手の運送会社の名をかたって、荷物発注したから確認してくださいというメールと、これ開いてしまったらもう感染してしまう。それは、全てそういうサイバーの方々がお金にするという手法で、お金出せば直してやるということになるんであろうけども、我々民間であればそんなに大したことないですけども、自治体となれば市民の個人情報とかいっぱい抱えているものですから、それをとにかく防止しなければならないということで、一般に感染するというのは人間、ヒューマンエラー、これが一番だと思います。この教育をどうやってやるか。今部長いろいろ述べましたけども、研修はしているよと言っていますけども、これを徹底した教育をやりながら少しでもそれに近づけないようにする、これは重要なことだと思いますので、そういう勉強会というのは日々変わっていていますので、常に何度かそういうことをやりながら市民の情報を守ると、そういうことにつなげてほしいと思います。

それと、このシステムに入っていくには、かなりの金がかかると。今回予算盛られているのも1億幾ら盛っていますけども、これは今さっき総務部長が言った、4月から運用される情報提供ネットワークシステム、これに向けての予算になっているのか、とりあえず今それを聞きます。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 昨年27年3月補正で、それに向けた形で補正をかけております。

○秋元洋子副議長 15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 それは、L GWANでなくて、今のこれから始まる情報提供ネットワークシステムについてお金がかかるという、1億何ぼということなんですか。その辺……いい、いい。余りくどいこと聞くなと。とにかくこれからそういうネットワークシステムに入れば、かなりなそういうセキュリティーがかかっているもんですから、それはぜひ参加して。これまでもこのIT関係については私もいろいろ質問しながら、やはり定住圏の中にもあるとおり、電算システムのクラウドにあるやつを入れるとか、いろんなそういう国で進めるのに早く乗っかってそのウイルス等を防ぐことを構築してほしいなと思っていますので、こういう予算というのは何でこうかかるんだかという思いはするけども、やはりそういう市民の情報を確保するためにもやむを得ないのかなと思っています。これからますますそういう時代に入っていきますので、いろんな形で勉強しながら取り組んでほしいなとは思っております。

それから、定住自立圏については、今図書館の利用状況がスムーズになったということですので、これから計画された案件についてもいろいろ速やかに向かっていってほしいなと思っています。

私は、この地域振興についてのことですが、やはり産業興し、これどういう産業をやれば地域資源を活用した産業を興せばいいのか、なかなか難しい。いろんなアイデアが浮かんでこない。そういう中で、前回も質問しましたけども、道の駅について効果はあるんじゃないかということによって言ってきましたけども、昨年もうちのほうの会派で国交省のほうに出向いていろいろこの道の駅に関しては勉強会を開いてきております。この議会が終われば、また道の駅の視察等を計画しております。なかなか経済部長言うには、産直のところは考えているという話ですが、産直の市場だけでなく、それにあわせていろんな形のものを持ってくることによって経済効果がもっともっと高まるような形になると思いますので、なかなかやる人いるんだとか、そういうのはもう言っていますけども、まずは市のほうから情報を提供してやると。民間は、市が何を考えているかわからない。そうすれば、そういう人も出てこないし、市のほうでこういう方針で向かうよと、これについていろいろプロジェクトをつくるとか、検討委員会をやるとか、そういうのを進める必要はあるかと思います。ただそれやれば誰かやるんだと、そんなのでなくして、市のほうがこうこの地域の資源を活用して、こういう産業興しやるから、民間でいいアイデアないかという求め方するとかしない限りは、なかなかこれは前に進まないと思いますので、少しずつでもいいから、そういう前向きな行動を起こしてほしいというのが本旨でありますので、どうかその辺、これからまた検討するで終わ

るのか、ちょっとその辺のことを今現在どうなっているのか、もう一回答弁求めます。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 松野議員が提案されましたとおり、確かに経済部のほうでは産直施設ということで施設見学、ちょっと調査したいと思っています。ただ、その中にさまざまな産業がもしある場合は、その辺も参考にして庁内の中で検討してまいりたいなと思っています。

○秋元洋子副議長 15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 なかなか難しい問題ですんで、市長、どうだっけ、庁内の中でもいいし、地域振興プロジェクトチームとか、そういうのを形成しながら地域振興がどうなるのかということを立て上げるとか、それなら予算そんなにかからないと思うところで、職員の中でもいいし、そういう民間を何人か交えてやるとか、そういうプロジェクトチームをつくって、いかにこの地域に合った産業がないのかということ、そういうのをつくりせればいいのかではないかなと私は思いますけども、その辺検討してみてもどうですか。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 人口減少に関しても職員のチームを編成してございますんで、それらを活用して検討していきたいと思っています。今の人口減少に対して国のほうで支度されている地方創生推進交付金、こちらの関係は今までであればソフト事業に限定されていましたが、今回3月補正分として計上されている、議案として提出している部分についてはハード事業にも拡大されてきています。その中においても農業振興、そういう形のものについては主要施設の一つとして挙げられていますんで、その推進交付金を活用して、そういう形のものに検討を加えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○秋元洋子副議長 15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 地方創生の中で、そういうのはありますけども、じゃ具体的に何やるんだとなれば、それが出てこないから今大変なのだ。それを出すためにもそういうプロジェクトチームをつくるとか、いろんなものをやる必要があると思うので、国ではそういう前向きに地域が動くことによって金は出す。我々どこの自治体でも一緒なんだろうけども、一般財源というのは乏しいもんですから、国のそういう大きな事業に乗っかって国のほうから地方にお金を持ってくるといのが大事なことで、ぜひそういうのを早目にやって将来につなげると。今は大変でしょうが、今我々が今ここけばらねば、将来楽にならないという考えを持ちながら取り組む必要があると思いますんで、

部長さんたちはあと1年か何ぼでやめるといふ腹でかかるんだばだめです。やはり次に本気を出していくといふ、そういう宿題を次に残していくような考えで取り組んでほしいと思いますので、ぜひ五所川原発展のためによりしくお願いして、これで終わります。

○秋元洋子副議長 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

次に、6番、木村慶憲議員の質問を許可いたします。6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 一登壇一

至誠公明会の木村慶憲です。平成29年第1回定例会において、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

平山市長は、平成29年度施政方針の中で、五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定から3年目を迎えての成果と課題について検証し、より戦略的なまちづくりの推進を図る、また移住、定住対策として、五所川原圏域として広域で空き家バンク制度を創設すると示されました。これに関連して、地方創生の進め方について、空き家対策と利活用についての2点について質問いたします。

通告1点目、地方創生の進め方についてでございます。平成26年5月、民間シンクタンクである日本創生会議の人口減少問題検討分科会が消滅可能性都市896自治体を公表しました。消滅可能性都市とは、平成22年から平成52年の30年間に人口の再生産力を示す20歳から39歳の女性の人口が5割以下に減少し、出生率が上がった場合でも存続できなくなるおそれが高い地域をあらわしたものであります。具体的な自治体名を挙げていることから、世論の反共はすさまじく、この公表以降、国、地方を問わず、一気に地方創生が最大かつ最優先の課題として掲げられ、その流れは今も加速し続けており、報道で地方創生という言葉を目にしない日はないと言えるでしょう。

地方創生の具体的な方針として、国は平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部を設置、同年12月にはまち・ひと・しごと創生法の制定、さらに国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されており、平成28年12月にはまち・ひと・しごと創生総合戦略2016改訂版が示されるなど、国としても必要な見直しを行っています。

また、地方自治体にも法の第9条、10条により、地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定を努力義務として策定を促しており、本市においては平成27年10月に策定されました。当自治体における創生総合戦略と人口ビジョンの特徴は何か、改めて伺います。

国は、策定に当たり、産学官金労言から幅広く意見を聴取しつつ策定することを進めていたが、当自治体はどう対応したのか、あわせて伺います。

国も地方創生に向けて積極的な予算編成を行っており、年末に発表された平成29年度

地方創生関連予算には約1兆7,700億円を計上しており、地方版総合戦略を推進する予算としては平成28年度に引き続き、地方創生推進交付金を1,000億円計上しています。この交付金については、使い勝手が悪いといった意見が各自治体などから多く出されていたが、1事業当たりの上限額や、施設整備に対する充当割合などについて、地方側の要望に配慮した改善がなされています。地方創生推進交付金は2年目となるが、創生総合戦略における評価や達成状況を踏まえ、1年目と比べ、こういった内容を工夫、改善しているのか、事例があればお聞きします。

また、これまでの地方創生に係る交付金としては、平成26年度の補正予算において1,700億円の地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金ほか地方創生先行型が創設された。さらに、翌平成27年度にも補正予算として1,000億円の地方創生加速化交付金、そして平成28年度に現行の地方創生推進交付金が設けられています。それぞれの交付金における選択要件も施設整備に充当できる要件や、地方創生総合戦略におけるKPIへの検証、また地域再生法に基づく地域再生計画の策定に基づき選択されるなど、まさに猫の目のように変化し、地方側の事務が非常に増大していると聞いております。

国の基準に合わせて申請、交付されていた今までの補助金と違い、地方が立てた計画に沿って交付され、地方の立てた目標の達成状況を検証することを義務づけている点は、行政としては新たな試みとは思いますが、売りや利益といった業績評価を重要視する民間では当たり前のことで、また全ての事業に自由に充当できるとすれば、ともすればハード整備に偏ってしまう用途について一定の制限をかけた点も理解できる部分もあるが、地方創生推進交付金について、使い勝手が悪いと思っているのか、またそうだとしたら、どこが使い勝手が悪いのか、お聞きします。

財源という観点からすれば、最初の2つの交付金は、事業費については全額が対象となっており、地方側の負担はなかったが、御存じのとおり、地方創生推進交付金では補助率が2分の1以内とされ、半分は地方側が負担する制度に見直されました。地方負担分については、十分措置されているのか、地方創生という言葉が財政出動の免罪符になってはいませんか。財政規律を守りつつ、地方創生に取り組むべきだが、方針があれば伺います。以上、1点目の質問でございます。

2点目の質問でございます。空き家対策と活用について。昨年7月、国が発表した1月1日時点の人口動態調査によると、前年との総人口の比較で約27万人の減少となった。これは、現行の調査方法になった昭和43年以降、最大の減少幅とのことであります。さらに、人口動態調査においては、総人口に占める3大都市圏人口の割合にも注目すべきで、平成17年に50%を超えて以来、増加傾向にあり、今回の調査では51.56%を記録いた

しました。

なお、3大都市圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県から成る東京圏と、岐阜県、愛知県、三重県から成る名古屋圏、それに大阪府、京都府、兵庫県、奈良県の2府2県から成る関西圏のことであり、これらは日本の総面積のわずか約14%の中に人口だけでなく、企業や大学などの教育機関が集中しているあらわれと言えます。

こういった大都市圏への人口や経済活動の集中は、地方から住民を奪い、結果として地方の空き家が激増していくことにもつながっております。この空き家の増加の影響は、地域独特の文化を色濃くあらわしていた町並みや集落といった地域らしさを失うだけでなく、老朽化に伴う倒壊といった危険性も大きく、近隣住民とのトラブルも多く報道されています。当自治体の空き家の直近状況は把握しているのか、また過去からの空き家の地区ごと増減状況はどうか、あわせてその原因はどのように分析しているのか、お知らせください。

増加する空き家への対応方法としては、大きく分けて2つあると思われます。1つは、倒壊といった危険を回避するため、空き家を除去する方法で、もう一つは用途に応じて改修や整備を行い、再活用を図る方法であります。国は、平成26年11月、空き家対策特別措置法を成立させたが、これは倒壊等で保安上、危険な状態であったり、衛生上、有害となるおそれがあったり、著しく景観を損ねているといった状態にある空き家を特定空き家と定義し、除去や修繕といった措置を実施するため、立入調査や、さらには特定空き家に対する行政指導、勧告、命令を可能としたほか、行政代執行の方法による強制執行も可能としたものであります。また、市町村は、国の基本方針に沿った空き家等対策計画を策定できることとされています。本市では、計画がまだ未策定であります、計画策定に向けた今後のスケジュールを伺いたい。

また、策定の予定がないのであれば、その理由をお伺いします。

また、国は、財政的な支援として、空き家対策総合支援事業に平成29年度予算では前年度比約5割アップの60億円を概算要求するなど、空き家対策に力を入れており、自治体としてもこうした予算や国の制度も活用しながら空き家の除去、撤去含む対策を積極的に行っていく必要があると思われます。空き家の除去について、周辺環境に悪影響を与えるおそれのある、いわゆる特定空き家に該当する空き家はどれくらいあるのか、お知らせください。

次に、空き家の有効活用について、当局のお考えをお聞きします。まず、有効に活用するためには、空き家の所有者と利用、居住希望者の間で空き家に関する売買契約や賃貸契約を締結する必要があります。基本的には、当事者間で交渉したり調整してもらう

ケースが多いが、全国的に見ても多くのトラブル事例などが発生していると聞きます。自治体が運営する、いわゆる空き家バンクに登録している空き家の取引について、不動産業者に仲介等を依頼している自治体も多いのですが、これは不動産取引に精通した専門家が間に入ることで当事者間のトラブルの未然防止や、利用希望者の満足度向上にも役立つものと考えますが、本自治体でも不動産業者への委託や専門家の活用を検討してはどうか、提案するものでございます。

関連して、中山間地では、田舎暮らしを求め、都会から移住した人が自然環境や近所、地域のつき合いなどになじめずに、都会に戻ってしまう例が多いと聞いております。こういった状況を踏まえ、移住、定住を念頭に置いた中山間地における空き家の活用方法として一定期間だけ試しに暮らしてみる短期滞在型や、もう少し長いスパン、数カ月で日常生活を送る中期滞在型、あるいは1年の大半を田舎で暮らすほぼ定住型、平日は都会、週末は田舎で暮らす往来型、農業や林業のサポートを目的とする研修田舎支援型といった多様なライフスタイルに合わせたさまざまな活用策が考えられます。都会と田舎を行ったり来たりする交流居住スタイルは、言ってみれば田舎暮らしのならし運転のようなもので、いずれ完全な移住へ結びつける意味でも有効と考えるが、所見をお伺いいたします。以上、2点目の質問といたします。

なお、再質問については、自席より一問一答で行いますので、よろしく願いいたします。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの木村慶憲議員にお答えいたします。

当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンの特徴としては、昭和の町村合併前の町村単位に細分化した地区別の人口動態推計や、人口ピラミッドなどによる分析並びに定住、移住や、結婚、出産、子育て、進学、就職に関するアンケート調査に基づき、今後の方向を示したことが挙げられます。

今後人口減少に歯どめをかけるために、若い世代の結婚、出産、子育て希望の実現などの自然減対策、魅力ある働く場の創出などの社会減対策の両方に着目している点は、国のまち・ひと・しごと創生で示した基本的な考え方と合致していることから、市総合計画に掲げる若者の定住促進、交流倍増、元気健康づくりの3つの戦略を当市の目指すべき将来の方向としたものであります。

以上です。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 大分質問の事項が多いので、答弁漏れのないように努めますけども、もしもあれば後ほど再度御質問いただければと思います。

初めに、地方総合戦略における評価と達成状況についてからお答えいたします。若者の定住促進政策、交流倍增政策、元気健康づくり政策の3つの政策分野の事業単位で実施状況や課題を整理し、重要業績評価指標、KPI等に基づき、評価を行っております。

評価の流れとしましては、事業担当課による1次評価、人口減少対策庁内プロジェクトチーム並びに産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働機関及びメディアの外部有識者等で構成する五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議からの意見をもとに最終評価を行い、事業の継続、拡充、見直し、事業完了といった今後の方向性を付し、新年度の予算編成に反映させるというPDCAサイクルにより、より効果的な事業実施に向けて取り組みを進めております。今年度は、総合戦略政策パッケージとして昨年度実施した47事業について効果検証を行い、結果については継続28事業、拡充6事業、見直し5事業、事業終了8事業となっており、市のホームページで公表しております。

それから、地方創生関連交付金のこれまでどういう事業に充てられたかについてお答えいたします。これまでの地方創生関連交付金は、平成26年度に地方創生先行型交付金、平成27年度に地方創生加速化交付金、平成28年度に地方創生拠点整備交付金をそれぞれ活用しております。平成26年度の地方創生先行型交付金は、祭り等の開催事業、走れメロスマラソン事業、五所川原市総合情報発信ツール整備事業などに合計で8,273万円を活用しております。

平成27年度の地方創生加速化交付金は、平成28年3月の北海道新幹線奥津軽いまべつ駅開業に伴い、県の事業と連携し、北海道新幹線開業効果促進事業として2,592万円を活用しております。

平成28年度の地方創生拠点整備交付金は、本定例会に提案しております平成28年度補正予算に計上している立佞武多の館機能強化による周遊観光と食の拠点整備事業として6,606万円を活用する予定としております。

それから、お問い合わせの中に、平成28年度からの地方創生推進交付金については、平成28年度の活用実績、または平成29年度当初予算での活用は見込んでおりません。

それから、地方創生推進交付金についての使い勝手についてのお話です。地方創生推進交付金は、平成26度補正予算に全額国費で計上された先行型の地方創生交付金から始まります。この先行型の地方創生交付金は、地方創生に向けた都道府県や市町村の地方版総合戦略の早期策定を財政面から援助するとともに、交付対象となる事業はメニュー

の例に限定されず、ある程度自由設計可能な、地方自治体にとっては使い勝手のよい交付金として開始されています。この先行型の地方創生交付金を活用して、一部の地方自治体の子供医療助成を拡充するための財源に振り向けたわけですが、国において医療費増加につながりかねないとして、地方創生推進交付金は医療費助成を含む全ての給付事業を対象外とされています。このことから、五所川原市まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、推し進めている移住定住促進事業には活用できない状況にあります。

それから、地方創生推進交付金の改善点等はあるかというお話ですが、地方創生推進交付金については、交付対象事業としては結婚、出産、または育児について希望を持つことができる社会環境整備に関する事業、移住及び定住の促進に資する事業、地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業、観光の振興、農林水産業の振興、その他産業の振興に資する事業を4本柱として、そのソフト事業のみに活用が認められてきたところですが、今回補正予算では活用しています地方創生拠点整備交付金から初めてハード事業にも活用が認められ、平成29年度以降もハード事業に活用を認めるとされていることから、このハード事業、ソフト事業双方から今後の事業に活用を検討してまいりたいと考えております。

それから、地方創生推進交付金は、補助率2分の1ですんで、残りの地方負担額についてのお話になります。地方創生推進交付金は、交付率が2分の1以内とされており、残りは地方負担とされています。地方負担に対する財政措置としては、地方交付税の基準財政需要額に算入されており、地域振興費として地方創生推進交付金の地方負担分として、平成28年度であれば1,500万円が需要額に算入されています。当市の五所川原市まち・ひと・しごと総合戦略に基づく地方創生事業は、全て地方創生推進交付金の対象外とされていることから、地方交付税基準需要額の算入額を上回る事業を一般単独で実施せざるを得ない状況にあります。

それから、空き家バンクについてのお話です。五所川原圏域定住自立圏では、圏域内の定住促進や空き家の流動化を図ることを目的として、五所川原圏域空き家バンクの新年度からの開始に向け、準備を進めているところであります。この空き家バンクは、空き家を売りたい、貸したい人が空き家バンクに登録した物件を居住するために購入、賃借したい人に紹介する仕組みですが、一般の不動産取引に比べ、行政が関与することで通常市場に流通しにくい物件の掘り起こしにつながるとともに、利用者にとっては実益だけではなく、公益的事業の側面が与える効果も期待できます。空き家バンクの運営を具体的な流れとして物件所有者から登録申し込みを受けた空き家を宅地建物取引業者に調査依頼し、一定の要件を満たした物件については空き家バンクに登録の上、自治体

ホームページ上で圏域の情報を一元化して公開し、それを閲覧した購入等希望者は宅地建物取引事業者の仲介のもと、交渉を行うものであります。空き家物件の交渉や契約など、空き家バンク制度の円滑な運営に関しては宅地建物取引業者との連携が重要であると認識しており、当圏域に係る2つの宅地建物取引業協会との連携協定の締結に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、移住に向けた空き家の利活用の考え方についてです。空き家バンク制度の利活用に当たっては、物件の流通だけではなく、人口減少時代に対応し、圏域内外の住民の交流拡大及び移住促進による地域の活性化といった行政目的を達成するためにさまざまな工夫が必要であると考えております。新年度からは、市外からの移住子育て世帯等が空き家バンクに登録された住宅を購入し、市内業者を利用してリフォーム工事を行う場合、その工事費の一部を補助する仕組みを新たに設けるとともに、移住対策として実施するお試し移住体験ツアーと連動させ、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

議員御提言の移住、定住につながる視点での取り組みは必要であると認識しており、今後空き家バンクの効果的な運用を視野に、当圏域にふさわしいソフト事業等についても引き続き検討してまいりたいと存じます。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 空き家の御質問で後になりますけれども、現状についてお答えいたします。

市が現在把握している軒数でございますけれども、今月1日現在の空き家の軒数は五所川原地区192軒、金木地区50軒、市浦地区205軒、合計447軒となっております。

なお、空き家軒数の増加状況ですけれども、各地区ともに増加傾向でございます。この要因といたしましては、まず第1には議員おっしゃるとおり、少子化や大都市への人口流出によって空き家の絶対数が増えていることが考えられます。

第2に、市による空き家の調査が進んだこともありますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されてから2年が経過し、住民の方々に空き家対策が浸透してきたこともその要因でございます。具体的な例で申し上げますと、ひとり暮らしの高齢者が亡くなられ、住んでいた家屋が空き家になり、その遺族の方や周辺住民の方が市に通報されるケースがございます。また、以前から空き家があったが、空き家対策制度をテレビ報道などで知った方が市に通報されるケースも増えてございます。このため、空き家対策の制度が浸透するに当たり、今後も空き家の覚知軒数は増加していくものと考えております。

次に、市が把握している特定空き家の軒数でございます。市では、空き家法施行後、そのまま放置されれば倒壊等、著しく保安上、危険となるおそれがある状況にある空き家を特定空き家と認定し、対策を講じてきたところでございます。今月1日現在で市が把握している空き家447軒のうち、特定空き家として認定している軒数は五所川原地区37軒、金木地区2軒、合計39軒となっております。

なお、市浦地区につきましては、特定空き家の認定に向けて空き家の状況調査中のため、認定済みの特定空き家はございません。

次に、空き家等対策計画の策定とスケジュールについてでございます。空き家等対策計画は、当市が行う空き家対策を総合的かつ計画的に実施するために必要と考えており、現在策定を検討しているところでございます。

ただ、空き家法につきましては、施行から5年を目途にして検討がされるということもありますので、その策定期間については現在未定としてございます。今後とも国の動向を注視しながら策定の時期について検討してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 丁寧な答弁ありがとうございました。地方創生関連予算についてお伺いします。

午前中の代表者質問、そして先ほどの松野議員の質問にも予算に関しての部分、財政部長のほうから御答弁ありましたんで、細かいことについては質問しませんけども、1点だけ御質問いたします。国の地方創生関連予算では創生推進交付金以外にも地域女性活躍推進交付金や、地域少子化対策推進事業など、地方の創意工夫ある取り組みに対し支援する、または支援すると思われるメニューも多く見受けられますけれども、本自治体では今後こういった事業に活用していくのか、予定があればお伺いします。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 人口減少対策については、やはり地域経済には大きな影響を与えること、また早期の対応が必要ですので、今後も引き続き五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の若者の定住促進政策、それから交流倍增政策、元気な健康づくり政策をスピード感を持って取り組んでまいりたいと思っています。松野議員の部分でお答えしましたけれども、やはり今産直施設を検討するのであれば、地方創生推進交付金の柱立ての中に観光の振興、農林水産業の振興、その他の産業振興に資する事業というのが一つの大きな柱立てをされておりますので、産直施設についてはやはりハード、ソフト面から最も推進交付金を活用する上で検討していかなければならない事業というふうに考えております。

○秋元洋子副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 先ほど財政部長の答弁で、こういうふうな交付金、使い勝手が悪いんじゃないかといった私の質問に対して、相当国のほうでもお考えになって、使い勝手のいいものに配慮した改善がなされたということで、ぜひこの国の予算を頂戴すべく、有効に活用して、今後とも成果を強く期待するものでございます。

次、空き家対策と活用について再質問させていただきます。空き家の状況でございます。特定空き家と定義されるものも含んでの質問になります。先ほど地域の軒数、ある程度部長のほうからの答弁で把握しました。その空き家の、特定空き家も含まれますけども、管理状況を、例えば倒壊とか不審者の侵入とか、近隣住民から苦情が出た案件はあるのか、またあったのであれば、どういうふうに対応したのか。私の住んでいる地域においても御高齢の世帯が全世帯の約2割から3割ぐらいあるんですけども、空き家が相当増えております。それから、今後またひとり世帯の御高齢世帯というのが多数ございまして、相当数な軒数増加すると思っておりますけども、行政としてでもこういうふうな空き家に対する管理状況を常に把握する必要があると思うんです。その辺の状況は、どういうふうになっておるんでしょう。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 お答えいたします。

空き家は、その所有者による適切な管理がされていない場合、老朽化し、倒壊のおそれがある特定空き家へ移行したり、また不審者が侵入し、安全保安上、好ましくない状況になるおそれがございます。当市においても周辺住民の方々からさまざまな苦情、通報をいただいているところでございます。このような苦情、情報、通報をいただいた場合には、当市ではまず職員が現地確認を行い、当該家屋の状況を確認した上でその所有者を調査して、所有者に対しては写真等を送り、情報提供を行っております。この所有者の中には、当該空き家を相続したという認識を持たないまま所有者となっている方もおられます。当市からの情報提供によって、初めて空き家を管理する責務があると理解されて、その後適切な管理を始めたケースもございます。

また、特定空き家に認定された空き家の所有者に対しては、周辺地域への影響が大きいことから、空き家法に基づき助言、または指導、勧告等の措置を行っております。

なお、平成28年2月には、小曲地区において特定空き家の外壁が崩落したことによりまして、周辺住民の被害が発生するおそれがありましたので、いわゆる略式代執行を実施し、危険建築物の除却、撤去を行ったところでございます。

さらに、当市では珍しいケースですが、不審者が空き家に侵入しているという通報が

ございました。ただ、空き家法には、防犯に関する規定がないことから、このような案件につきましては直接警察へ連絡し、連携を図りながら対策を講じていきたいと考えております。

○秋元洋子副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 空き家の除去についてですけれども、何軒かあったということで、現在までに市、または国の補助制度を活用して空き家の除去を行ったケースはどれぐらいあるのか、また今後そういうふうなケースは見込んでいるのか、あわせて伺いいたします。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 市では、空き家法の施行前から五所川原市空き家等の適正管理に関する条例を制定しまして、危険な空き家の対策に努めております。この条例制定時から危険な空き家に対してはその除却費用を助成してございまして、現在も空き家法に基づく特定空き家の除却を助成の対象としてございます。この助成制度ですが、平成26年度2件、平成27年度4件、平成28年度は3件の活用実績がございます。

なお、国の補助制度の活用実績はございません。

今後におきましても市内において特定空き家の所有者に対し、引き続き当該補助制度を周知し、特定空き家の除却に向けて対策を講じてまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 空き家の活用について質問いたします。

とりわけ町並みを形成している商店街とか、それから町家、金木地区が当市では該当するんですけれども、町家などの空き家については、例えばお土産屋さんとか喫茶店、休憩所など、観光面での活用も考えられるし、また景観や歴史、文化の観点で保存を前提とした利活用を図るケースも考えられると思うんですが、本自治体ではこれらの観点で活用が見込まれる空き家はどんなものがあるのか、またその場合の保存や改修などの独自の補助制度の創設が必要ではないのかなと思いますけれども、その辺、あわせて伺います。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 総務部におきましては、現状危険空き家を主体に作業を進めてございますので、中には先ほど財政部長のほうから申し上げましたとおり、活用のできる部分は結構あるかと思えます。それを計画策定した上では、国からの助成とかも活用できるかと思えますので、今後それなりに取り組んでまいりたいと思えます。

○秋元洋子副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 お願いいたします。

空き家の交流、居住、住居スタイルについてお伺いいたします。今他自治体でも結構こういうふうな事例を活用しているんですけども、例えば空き家と一緒に農地とか農園を貸し出す仕組み、就農などの研修サポートの仕組み、あるいは滞在期間中に楽しめるプログラムの提供など、都市部の人のニーズに合わせた空き家の活用策も今後考えていかなければならないんじゃないですか。または、考えられるんですけども、これらの仕組みの構築とかニーズに合わせた空き家の活用を行ってはどうか、提案するものですが、いかがなものでしょうか。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 移住対策の一つとして、29年度の中でお試し移住体験ツアーを実施する予定としておりますけども、議員提案のそういう視点の取り組みは今現在実施する見込みはありませんけども、検討してまいりたいと考えております。特にやはり五所川原市の人口減少の27年度国調を見ますと、五所川原市、金木、市浦地域を見ますと、特に市浦地域、金木地域の部分については人口減少が非常に高いわけですから、やはりこれらの地域に関してはそういう形で土地とか、そういう形のものをセットでやる検討をしていかなければならないと思いますので、今後において検討してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 6番、木村慶憲議員。

○6番 木村慶憲議員 ありがとうございます。今年の29年度の予算、そして事業計画にもちょこちょこ計画されておりますけども、交流人口の増加、そして定住促進事業による定住人口確保にはやはり行政の役割は最重要課題であると思いますので、ひとつその辺を踏まえた上で事業の構築に向けて御期待するものでございます。よろしくお願いたします。

以上、質問を終わります。

○秋元洋子副議長 以上をもって木村慶憲議員の質問を終了いたします。

次に、25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 一登壇一

平成29年3月定例会一般質問をさせていただきます。至誠公明会の平山秀直でございます。通告に従って、一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、災害対策についてであります。第1点は、災害発生時における避難所運営についてであります。まず、春の訪れが感じられるようになってまいりましたこの地域でもインフルエンザは猛威を振るった今年の冬ではございますが、皆さん、風

邪など引かれませんでしたでしょうか。かく言う私も風邪を引き、生まれて初めて肺炎になるところでございました。お互いに健康には十分注意され、過ごしたいものであります。

さて、今年の台風大雨災害は、全国各地に大規模な被害をもたらしました。災害発生時には、災害対策基本法などにに基づき、予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じ、国と地方公共団体の権限と責任が明確化されています。地域防災計画では、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速、適切化などを定めており、さらに多様な災害発生に備え、地域防災マニュアルや避難所運営マニュアルなどを整備することになっております。

熊本地震や今年の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来すケースが見られておりました。国や県との連携や、対ボランティア支援の受け入れなど、自治体職員は特に初動期において多忙をきわめます。この間に、職員がさまざまな事情から避難所運営に当たってしまうと、被災者救助を初め、災害復旧に重大な影響を及ぼしかねません。

そこで、当市の避難所運営について、どのように考えられているか、まずお伺いいたします。

第2点は、海洋ごみの処理推進についてであります。昨年全国各地を襲った台風と台風崩れの温帯低気圧は甚大な被害をもたらしました。中でも氾濫した河川から流れ出た流木は、漁業被害をもたらし、海岸に漂着した大量の流木の処理に長時間を要する事態が発生いたしました。以前には、海岸保全区域外での漂着物対策に地域グリーンニューディール基金を利用できましたけれども、現在は海岸漂着物など、地域対策推進事業だけで、しかもこの事業は災害対応を想定したものとはなっておりません。海洋ごみは、災害関連のものだけではありません。海洋ごみは、国内外を問わず、多様な地域由来のものが混在しており、市町村にとってはみずから発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にあります。特に海洋ごみの約7割は河川由来との指摘があり、河川管理者に任せられているごみ処理に加え、これらに対する発生源対策は重要課題であります。

そこで、海洋ごみの処理推進並びに発生抑制及び削減に向けて、どのような取り組みを考えられているのか、お伺いいたします。

続いて、通告の第2点目は、観光振興策についてお伺いいたします。その第1点は、地域の実情に応じて運用できる民泊の法制化を求めることについてであります。核家族化と少子高齢化により、増加の一途をたどる空き家、空き室などへの対策や、外国人旅

行者などの急増による宿泊施設の不足への対応などにおいて、政府が検討を進めている既存住宅などを宿泊施設として活用できるようにする民泊制度の法制化は、大変に有意義な取り組みであると考えます。

また、2012年に836万人だった訪日外国人旅行者数は、2016年にはその3倍の2,400万人を突破し、さらに政府は2020年の東京オリンピック、パラリンピックの年には4,000万人の目標を掲げる中で、外国人観光客の急増による宿泊施設の不足も懸念されております。まさにこれらの諸課題に対する民泊の推進は、地域の遊休資産を有効に活用することによる地域経済の活性化や管理が行き届いていない空き家などの適正な管理による住環境の改善への寄与が期待されるところであります。

一方で、日本とは全く異なった文化や環境の中で育った外国人旅行者の地域における住宅などの利用においては、地域住民と旅行者の間での気配りと協力による互いの安全と安心の確立のための、極めて細かい対応が求められます。これらのことから、政府が民泊を推進する際は、国内外の旅行者などの受け入れによる観光振興とあわせて、地域社会の健全な発展の両立を図るために、さまざまな課題への対応を総合的に進めながらこの事業が地域において持続可能なものとしていかなければなりません。民泊の制度の法制化に当たり、宿泊施設として必要な安全性などを確保するとともに、地域住民と旅行者の安全と安心の確立並びに地域の実情に合わせて、将来にわたり豊かな住みよい地域の実現に寄与するように考慮する必要があります。

そこで、本市では、この制度についてどのように考えているか、お伺いいたします。

次に、第2点は、無料公衆無線LAN、WiFi環境の整備促進を求めることについてであります。2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催に向け、通信環境網の整備、とりわけ無料公衆無線LAN環境の整備は近々の課題となっております。2014年度には、官公庁が行った平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受け入れ環境整備に関する現状調査結果によると、旅行中最も困ったこととしては公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWiFi環境の普及や利用手続の簡便性の面での課題が指摘されています。政府は、防災の観点から、2020年までに約3万カ所のWiFi環境の整備を目指しており、また空港や駅、鉄道、宿泊施設など、人が多く出入りする場所には民間での設置を働きかけています。WiFi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設などの災害時における通信手段の確保にも大きく貢献いたします。

そこで、本市ではどのように考えているか、お伺いいたします。

通告の第3点目は、米対策についてであります。国は、米政策改革において、平成30年

度産をめどに、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需要見通しを踏まえつつ生産量や集荷業者、団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう、米政策の見直しに取り組んでいます。全国においては、米政策改革大綱以降、行政、農協系団体、集荷団体などが連携して需要調整の取り組みを推進し、平成27年度産は生産数量目標の配分を開始して以来、初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透してきています。

一方で、生産数量目標の配分がなくなれば、各産地で主体的に需要調整を行っても過剰圏が生産を増大させ、生産過剰となり、米価下落の影響が出るなどの不安もあることから、米の需要及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立が必要であります。

そこで、当市ではどのように考えるか、お伺いいたします。その第1点は、生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田の直接支払交付金について、戦略作付などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること、第2点は収入減少影響緩和交付金、ならしの着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること、そして第3に日本型直接支払など、水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること、この3点についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの平山議員にお答えいたします。

議員御質問の避難所の運営についてお答えいたします。大規模かつ突発的な災害が発生した場合、市の最も重要な役割は人命救助を最優先とした速やかな災害対応であります。昨今の東日本大震災や熊本地震など、大規模災害の発生で指摘されているのが議員御指摘の避難所の運営についてであります。平成28年4月に内閣府が公表した避難所運営ガイドラインにおいても住まいを失い、地域での生活を失った被災者のよりどころであり、在宅で不自由な暮らしを送る被災者の支援拠点とあるとおり、自宅や生活拠点に被害を受けた人々が極限状態の中で共同生活を営むこととなる避難所の運営は、市としても大変重要なものと認識しております。

加えて、これからの避難所運営は、プライバシーの確保や男女のニーズの違い、避難行動要支援者への配慮など、避難者の多様なニーズに応えていく必要があります。昨年10月、

市内に保育所、認定こども園を設置する16法人と締結した福祉避難所の確保に関する協定も要配慮者のニーズを酌んだ取り組みの一つであります。今後も引き続き避難所における良好な生活環境の確保に向け、東日本大震災や熊本地震などの避難所運営で実際に発生したさまざまな問題点を検証しながら被災者に寄り添った避難所運営に努めてまいります。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○工藤 仁民生部長 漂着ごみの回収処理と発生抑制についてお答えします。

海洋ごみは、台風や大雨による河川由来のごみや、国外からの漂着ごみなどがあり、海岸における良質な景観や環境、漁業、観光などへの影響が懸念されております。海岸の管理者は青森県ですが、海岸漂着物処理推進法により、市町村は海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならないとされ、この規定に基づき、海岸管理者である青森県と協議し、市が代行して海岸漂着物等の回収処理事業を実施しているほか、小中高の児童生徒を初め、たくさんの方々のボランティア活動により海岸清掃が行われているところです。

市が代行して行う海岸漂着物の回収処理については、100%補助である海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用し、平成27年度総事業費約500万円を、平成28年度総事業費約490万円をそれぞれ支出し、平成29年度においても510万円の予算を計上し、事業を実施する計画としております。

海岸漂着物等の発生抑制対策については、国においてそれぞれの部局により流木、木材等の発生抑制、不法投棄を減らすことによる発生抑制、河川でのごみ回収による発生抑制、啓発活動による発生抑制、漁業系ごみの発生抑制の対策が検討されているほか、県では環境美化意識啓発ポスターの作成、配布や、テレビ、ラジオスポットCM、青い森鉄道の中つり広告などを活用した意識啓発活動を実施しているところです。

以上です。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 平山秀直議員から観光振興策と、それから米対策について御質問がございました。そのうちの、まず観光振興策についてですが、民泊法制化について、市はどう考えているかという御質問に対し、個人宅の空き部屋等を有料で旅行客を泊める民泊を現行法で行う場合は、旅館業の簡易宿所として許可を取得する方法か、大阪府や東京都大田区の特区分民泊を活用して許可をとる方法の2通りの選択肢がありますが、選択肢の一つとして新しく加わろうとしているのが本通常国会で提出予定の住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法です。

民泊新法では、旅館業許可を不要で、県への届け出のみで営業ができ、従来では不可能だった住宅専用地域でも営業可能となるなど、提供側にとって非常にハードルが低くなった反面、旅館業を営む業者との調整などから、年間営業日数を180日以内とし、日数や時期は条例で制限できるようにする方針とのことです。本市としましては、既存住宅を活用できることから、空き家対策、宿泊施設の確保による観光客の増加を期待するものでありますが、民泊ホスト、観光客、そして地域住民が安全、安心に利用できる制度化、観光客が満足していただけるだけの宿泊施設のレベルの確保、繁忙期以外のホテルの事業者との調整などの課題もあると認識しております。民泊新法に関しては、その全容が判明していないこと、県が届け出先であることなどから、民泊新法のこれからの議論の推移を見守っていきたいと考えております。

なお、本市では、五所川原立佞武多期間中の宿泊施設確保の施策として、昨年8月、県内初となるイベント民泊を実施しております。昨年は6件の住宅の提供があり、幼児2名を含む計23名の利用がありましたが、今年度は周知期間、募集期間を昨年度以上に設け、宿泊場所の確保を図り、より多くの観光客に宿泊していただくとともに、イベント民泊を通じた市民との交流による当地域のリピーター獲得を目指してまいります。

次に、2点目の本市の観光施設における無料公衆無線LANの整備状況についてでございますが、現在立佞武多の館、太宰治記念館斜陽館、津軽三味線会館、津軽鉄道金木駅内の金木交流プラザなどの主要観光施設、JR五所川原駅前の五所川原観光案内所では施設管理者が民間のサービスを利用して観光客向けの無線ワイファイ環境を提供しております。

また、多くの観光客に利用される市内ビジネスホテル3件、大型ショッピングセンターELMにおいても事業者みずからが設備を構築して同様のサービスを提供しております。町の回遊性を高め、訪日外国人や観光客を誘引し、観光振興による地域活性化を図るためにも観光施設への無料ワイファイ環境の整備を今後も続けてまいります。

次に、米対策の中の産地交付金の継続についてどのように考えているかということでございます。平成30年以降、国から主食用米の生産数量目標の配分が示されなくなることから、減反廃止と報道されておりますが、国は全国の需給見通しやきめ細かな情報を随時提供することとしております。そして、県では、青森県農業再生協議会が県全体と各地域の生産数量目標を定め、地域の農業再生協議会から生産者へ情報を提供します。米価安定のためには、主食用米の生産調整は継続する必要があるとあり、転作作物の安定生産と稲作農家の経営安定のため、水田活用交付金と産地交付金は今後も重要な役割を果たすものであります。国は、食料自給率の向上と飼料用米、麦、大豆等の本作化を進め、

水田のフル活用を図るため交付金を交付しているものであり、毎年国の機関である東北農政局青森県拠点が各市町村に対し予算概要を説明し、また意見交換も行っております。

市としては、農家経営の安定と地域農業の発展のため、交付金の継続と交付内容等を早期に提示してもらうよう要望しているところでもあります。

次は、収入減少影響緩和対策と収入保険の導入による担い手農家の経営安定対策についてということで、まず収入減少影響緩和対策、いわゆるならし対策の対象作物は米、麦、大豆で、作物の価格低下を補填する制度であります。加入要件は、認定農業者となっておりますが、現在847名いる当市の認定農業者のうち737名がならし対策に加入しております。

一方、平成30年から加入申請受け付け予定の収入保険制度は全ての作物を対象に価格低下のみならず、自然災害による収入減少にも対応する制度であり、加入要件は青色申告を行っていることとなっております。

そして、収入保険制度開始に伴い、類似制度である水稻、麦の農作物共済制度は強制加入から任意加入に移行する予定となっております。今後は、価格低下に対応するならし対策、自然災害に対応する農作物共済、価格低下と自然災害の両方に対応する収入保険と3つの制度となる予定ですが、収入保険に加入した場合、類似制度に加入することができず、いずれの制度も任意加入となっております。

どの制度に加入するかは、生産する作物によって判断することになると思いますが、市といたしましては農業経営の安定のためにはいずれかの制度に加入することが必要であると考えます。ならし対策、農作物共済については、周知が図られておりますが、収入保険制度については新制度の発足でもありますので、農業共済組合、JAなどと連携をとって制度の周知と青色申告の普及を図り、加入促進を勧めてまいります。

それから、最後ですが、日本型直接支払の関係なんですが、日本型直接支払には環境保全型の交付金と多面的機能支払交付金、それから中山間直接支払交付金がございます。環境保全型については、数名の団体が現在取り組んでおりまして、内容としては農薬とか肥料とかを半減させるという目標がございます。

それから、多面的機能支払交付金及び中山間直接支払交付金に関しましては、五所川原市内のほとんどの地域が加入してございまして、交付を受けてございまして、規模拡大している農家にとっては大変有効な施策として考えてございます。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 防災拠点へのワイファイ環境の整備促進についてお答えいたしま

す。

総務省においては、これまでも公共的な施設へのワイファイ環境整備を進めてきておりますが、昨年12月に新たに防災等に資するワイファイ環境の整備計画が定められました。平成29年度から平成31年度までの3カ年で全国3万カ所の整備を目標としております。総務省からの支援施策としては、避難所に指定されている学校、公民館、庁舎等を対象に公衆無線LAN環境整備支援事業が予定されております。

また、民間のサービスとして自動販売機の設置場所を提供することで初期費用も運用費用も基本的に不要となるワイファイ自動販売機というサービスもございます。本市としましては、新庁舎の整備を皮切りに、これらの支援やサービスの活用を検討し、平成31年度までを目標に防災拠点へのワイファイ環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 るる答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。一問一答でよろしく願いいたします。

まず、第1点の災害対策についての避難所運営マニュアルについてお伺いいたしますけれども、本市ではこのマニュアルというのは作成されているのでしょうか。早急な作成、避難所運営マニュアル作成が必要だと思っておりますけれども、この点いかがですか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 避難所運営マニュアルにつきましては、現在策定しておりませんが、内閣府が公表した避難所運営ガイドラインに沿って、災害発生時における避難所の開設や運営、配慮の必要な点についてマニュアルの作成を検討してまいりたいと思っております。

平成29年度は、地域防災計画についても改定を予定しておりまして、同計画では災害対策本部を組織編成し、部の下部組織として班を設置し、班別業務が定められております。実際に災害が発生し、避難所の開設が必要と判断した場合には、市長から市民班班長に避難所の開設命令を発することとなり、市民班が運営に当たることとなりますので、関係する民生部とマニュアル作成について協議してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 この第2点ですけれども、ガイドラインに基づいてマニュアル作成、まだつくっていないということなので、ぜひ29年度作成をお願いしたいと思いますけれども、この作成に当たって、次に質問ですが、初動期の避難所に当たっては地域の地域住民の避難者が大半であることから、初期避難者の中から代表を地元から選んで避難所の運営組織をつくる必要があるかなと思っておりますけれども、この点は考慮さ

れていますでしょうか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 初期避難者の代表による避難所運営がうまくいった事例が報告されておりますので、市のほうでも主体的に考えていきたいと思っております。避難所運営における市職員の役割は、避難所の管理責任者、連絡員として避難所の管理運営と収容者の保護に当たることとなりますが、住民協議会の職員が常駐し、地域の活動拠点となっているコミュニティセンターなどでは施設を管理する住民協議会の代表者や自主防災組織の代表者が地域の実情を一番理解しておられます。このような代表者と市職員が連携することで避難者の避難生活に際し、きめ細やかな支援ができるものと考えております。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 地元の住民の意見を何とぞ代表を選んで、よろしく願いしたいなと思います。

最後この災害について1点ですけれども、一番お尋ねしたい点ですけれども、初動期における職員の初動行動、これについて再度、今までも検討されて、初期行動というのが職員の行動として考えられてきたと思いますけれども、もう一度当市においてもマニュアル作成に当たって災害発生時の職員の動き、これを再点検して、住民の安全確保を期するべきではないかなと思いますけれども、この点どうお考えでしょうか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 大規模災害が発生しますと、市、消防、警察などの多くの防災関係機関が応急復旧活動に当たることとなりますが、道路、ライフラインの寸断など、被害が多岐にわたる状況のもとにおいては、防災関係機関の限られた人員だけでは被害の拡大を防止することは困難でありますので、自分の身は自分で守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助のこの2つをあわせた地域の防災力の強化を図るべく、これまで自主防災組織の結成を呼びかけてまいりました。

自主防災組織は、災害において自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、町内会等を組織単位とした地域の方が自発的に結成する防災組織であります。平常時においては、防災意識の普及、啓発を初め、危険箇所の把握や防災訓練が主な活動となりますが、災害時においては避難誘導、災害広報のほか、避難所運営でも初動や受け入れの際には地域のことをよく知る自主防災組織が主体に動き、被害、避難状況の全体把握や連絡調整を行っていただくことが円滑な避難所運営において大変効果的と考えております。このことから、今後も自主防災組織の結成を促進するとともに、地域の

ことをよく知る自主防災組織や町内会などが主役となり、市側と連携して避難所の運営に主体的にかかわる体制の確立に向けて、今後策定予定の避難所マニュアルを検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 通告の2点目、続いて海洋ごみのことについてお尋ねします。

二、三年前に小泊のほうから実は漁師の方から要望がありまして、ちょうど市浦と小泊との境目あたりに非常に漂流されているごみのことについて、五所川原で何で対応しねえんだみたいな言われ方をして、ぜひ検討してもらいたいことを言われたのを私は記憶にございます。この点で、非常に一自治体だけでは対応できない。予算的にも厳しい。こうしたことで、この海洋ごみの課題については、予算をしっかりと国に要請していくということがまず必要ではないかなと思ひまして、河川管理の厳しい財政状況を考慮して、国に再度海洋ごみのことについて当市の現状を訴えながら予算要求していく必要があるのではないかなと思ひますけども、この点、今までの地域グリーンニューディール基金、このようなものが市町村に何か活用できるような予算として要望する必要があるかと思ひますけども、この点、どのように考えられておりますか。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○工藤 仁民生部長 海岸ごみにおける国内由来の漂着ごみの約7割が河川由来と言われております。国土交通省の調査によると、河川由来の河川ごみの内訳は、生活ごみが91%、農地ごみが6%、河川利用ごみが2%、自然ごみが1%という割合となっております。十三湖に流れ込む河川は、岩木川への合流河川も含め、多く存在しますが、大雨などにより増水した河川から不法投棄された家庭ごみなどが岩木川から十三湖、そして日本海へ流れていき、それが海岸ごみの要因となっているようです。

海岸ごみの回収事業に関しては、国及び県の補助事業もありますが、河川や河川敷に不法投棄されたごみの回収や収集についての補助事業はなく、管理している国、県、市町村がみずから処分することになります。そのため、当市においてもその対策に苦慮しているところであり、関係市町村とともに、国、県へ河川ごみの回収や収集についての補助事業の創設を要望してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、通告の第2点の観光振興策について、その第1点の民泊の法制化のことについてお尋ねいたしますけれども、一言で言えば、民泊の新しい法制化ができ上がるわけなので、当市でもこの民泊制度を大いに活用して観光客をできるだけ集客、多いように対

応していただきたいなと思います。この点で、昨年モデル的になんでしょうが、当市でも立佞武多の祭りの期間中に民泊を行ったところ、今お尋ねすると6件ほどですか、あったわけですが、この中でちょっとお尋ねですが、外国人の方々がこの民泊を活用したという例はあったんでしょうか。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 台湾の方1件ございます。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 わかりました。非常にやるほうもマンパワーが必要になってきますけれども、それとともに民泊として活用する空き家とか、あるいは個人の農家の宿泊施設とかが宿泊していただけるような、水回りとか環境の整備、こういうのが必要になってくるかと思えますけれども、こういうのも個人の負担ではなくて、何らかの形で行政が支援できるような体制というのは考えられているんでしょうか。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 今のところの市独自では考えてございません。

ただ、今回6件ということですからかなり少なく感じるんですが、今後これを伸ばしていきまして、やっぱり個人の資産でございますので、個人で整備してもらおうというのが前提だと思いますので、よろしくお願いします。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 そうすると、この民泊の法制化というのは、運営するのをただ許可の点でやりやすくするというだけの制度なんですか。それとも、運営する時点で民泊としてふだんの個人の自宅以上に宿泊の環境を整備するという点では個人に任せられているという制度なんですか。この点はどうなんですか。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 まだ全容がちょっと私わからない部分がございまして、その辺を早く収集して、皆さんにお伝えできるようにしたいと思います。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 もし空き家対策で空き家バンクであいているというようなところが民泊として活用できるのではないかなといった場合に、行政のほうでも宿泊環境整備というのの助成というのは少しでもあればまた違ってくるのではないかなと思いますので、この点も含めて御検討していただきたいなと思いますけれども、どうですか。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 空き家対策のほうでは、何か助成はあるみたいですが、この

民泊のほうではまだそういうのが見えていませんので、その辺が見えたら皆さんにお知らせするようにしたいと思います。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 よろしくお願いいたします。

あと第2点の無料の公衆無線LAN、この環境整備についてですけれども、環境の点でいろいろと経済部長のほうからお話がありました。総務部長のほうからは、これからのワイファイの整備のことについての御答弁をいただきました。観光面での整備というのは行って来たということですが、防災の観点からのワイファイの整備というのはこれからなので、ぜひとも積極的に、総務部長、仕事を後にしっかりと引き継いでよろしくお願いいたいと思います。特に避難所となる公共施設に関しては、防災の観点でやはり私たちも経験がありました。電話が通じないとか、インターネットが利用できないとか、こういうことが現にあったわけですので、ぜひとも前向きに早急に対応していただきたいなと思いますけれども、もう一度御答弁をお願いいたします。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 これの整備につきましては、早目に情報をいただいておりますので、現在検討しておりますので、整備するように努めたいと思います。

以上です。

○秋元洋子副議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 よろしくお願いいたします。

最後に、米対策についてでございますけれども、答弁いただきました。さまざまな交付金を使って農家の方々がこれからもやる気のあるように、そして所得が安定するように、さまざまな制度を利用して国に求めていき、当市の農業をしっかりと安定あるものにしていただきたいということを要望して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○秋元洋子副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時56分 散会

平成29年五所川原市議会第1回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成29年3月7日（火）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 21番 福士 寛美 議員
 - 2番 井上 浩 議員
 - 19番 加藤 磐 議員
 - 3番 花田 進 議員
 - 24番 工藤 武則 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 松本和春 議員 | 2番 井上浩 議員 |
| 3番 花田進 議員 | 4番 磯辺勇司 議員 |
| 5番 山田和宗 議員 | 6番 木村慶憲 議員 |
| 7番 成田和美 議員 | 8番 吉岡良浩 議員 |
| 9番 鳴海初男 議員 | 10番 木村博 議員 |
| 11番 山口孝夫 議員 | 12番 山田善治 議員 |
| 13番 秋元洋子 議員 | 14番 稲葉好彦 議員 |
| 15番 松野武司 議員 | 17番 桑田茂 議員 |
| 18番 伊藤永慈 議員 | 19番 加藤磐 議員 |
| 20番 木村清一 議員 | 21番 福士寛美 議員 |
| 22番 川浪茂浩 議員 | 23番 三潟春樹 議員 |
| 24番 工藤武則 議員 | 25番 平山秀直 議員 |
| 26番 葛西収三 議員 | |
-

◎欠席議員（1名）

- 16番 寺田武造 議員
-

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	岩 崎 明 彦
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	工 藤 仁
福 祉 部 長	櫛 引 和 雄
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	中 谷 金 義
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 達 二
総 務 課 長	岩 川 和 雄
企 画 課 長	鎌 田 寿
国保年金課長	佐 藤 妙 子
保護福祉課長	伊 藤 一二三
農林水産課長	川 浪 治
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上下水道部 総 務 課 長	須 藤 淳 也
教育総務課長	川 浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	長 尾 功 一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤 田 幸 大

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員23名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○磯辺勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告書の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、21番、福士寛美議員の質問を許可いたします。

○21番 福士寛美議員 一登壇一

駆け足で春を迎えるのかなと思っていましたら、ここのところ足踏み状態の昨今の天候でございます。おはようございます。至誠公明会の福士でございます。平成29年第1回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、当市中央公民館が先般、文部科学大臣表彰を受賞されましたことに、まず心から賛辞をお送りしたいと思います。まことにめでたうございました。ハートネットを作ろう!“ちょっと気になる子”への支援事業が評価されてのことであり、このことは健康推進課、地域の子育てにかかわる団体、民生委員、児童委員などの連携しての家庭教育支援事業で、この事業によって子育て世代の住民がたくさん集まるようになり、発達障害が心配される子を持つ親が孤立しないよう、親同士のネットワークにもつながっている、それらのことが評価されて今回の受賞となったところであります。このような活動が発展して、きょう私が質問に取り上げましたいじめ問題等根絶にもつながっていかねばと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。最初に、G I とグローバルG A P を行政がどう受けとめたか、それをどう生かしていくのかお尋ねいたします。地域の農林水産物や食品をブランドとして国が保護する地理的表示、G I があります。その審査でトレーサビリティを導入し、資源保護のために操業規制期間を設け、とったシジミを湖内、

湖の中での養育で通年の安定出荷を実現していることが認められ、十三湖産シジミがG Iに登録されました。一昨年にはあおもりカシスの会が登録され、そのことによって人気が高まり、加工用原料としての問い合わせが急増しているとのことであります。十三湖シジミは、これまでも全国的に高い評価を得ているところでありますが、今回のG Iに登録されたことによってブランドがさらに確立されるとのことであります。参考までに、今月山形の米沢牛、岩手の前沢牛、三重の松阪牛も登録になったところであり、市浦の牛も挑戦してほしいなと思わずにはおられません。

次に、地元五所川原農林高校が全国の高校で初めて、2015年はりんご、昨年は米が認証を取得したグローバルGAPについて申し上げ、質問をいたします。GAPは、グッド・アグリカルチュラル・プラクティスの略で、よりよい農業の実践、あり方のことで、世界で124カ国、約14万事業体、日本国内では116事業体を取得しているところであります。GAPは、農産物及び養殖水産物の安全に関する国際基準で、食品の安全、農業の安全、環境への安全、農業経営の改善等、234のチェックリストがあり、チェックリストへの対応は現状の把握と改善、日々作成している書類の整備と確認、対応マニュアル等、多岐にわたり、国際的な第三者認証機関が審査し、チェック項目の内容に対して、よりよい農業のためにみずからチェック、改善しているか審査されます。この難関に五農高女子5人を含む15名の生徒が挑戦し、認証を取得したところであります。

この五農高の取り組みを視察したいと小泉進次郎自民党農林部会長を含む5人の国会議員が視察に訪れ、そこで小泉議員が全生徒に向かって「君たちは、20年、30年後の日本の常識になることを今、日本で唯一先行して取り組んでいる日本の高校だ」、そして「そのことに自信を持って進んでほしい」、さらに「これからの日本農業は世界基準の安全なものをつくり、世界に高く売る」と語られたそうであります。このたびの五農の挑戦は、国を動かしました。小泉議員が文科大臣に、このグローバルGAPのことは全国農業高校に取り組みを訴えるべしと申し上げたところ、大臣もその意向に賛意を示したといえます。

そこで、五農高が挑んだグローバルGAPと冒頭申し上げました十三湖シジミのG I登録を行政としてどのように受けとめたのか、まず伺います。並びにG I登録になった十三湖シジミのさらなるブランド確立と販売拡大に向けての施策、そしてグローバルGAPを地域の1次産業へ、さらに他産業への振興にどのように生かしていくのか、考えを伺います。

次に、2点目のいじめ問題について伺います。この件については、以前にも質問したことがあります。昨年非道というか、陰惨というか、そのようないじめが次々と起こ

り、みずからの身近なところでも起きてしまいました。そんなこともあり、再び取り上げた次第であります。昨年の8月19日、上北中1年の男子生徒が同級生などから嫌がらせを受け、いじめを訴えて亡くなってしまいました。それから間もなく8月25日、浪岡中2年の女子生徒もまたいじめを訴えて死を選んだのであります。また、福島第一原発事故で横浜に自主避難した中1男子生徒が金銭を要求されるなどのいじめを受けていました。

さらに、今年1月、須賀川市立中1年の男子生徒もいじめに遭い、尊い命を絶ったのであります。この生徒は、事件の1年前に実施したアンケートの際や三者面談のときにもいじめられているとの訴えをしたのであります。にもかかわらずその死を選ばざるを得なかったのです。この件では、未来を担う大切な命を守り切れなかったと市教委がわびたという報道がありました。新聞、テレビで亡くなった生徒の笑顔の写真を報道で見るときに、その生徒の笑顔の裏側で陰湿ないじめが繰り返され、そのつらさを抱えて生きた日々を思うと、実に不憫でいたし方ありませんでした。

このいじめ問題、自死によるような事件が起これば社会問題として取り上げられますが、そうでなければどこでも起こり、よくあることと軽視されているところがあると思われれます。マスコミ報道等から、いじめはごく身近で親しい相手やクラスメートだったりするから受けるショックも殊のほか大きいのであります。

さて、2013年、いじめは児童生徒のかけがえのない尊厳を害するものであり、そのいじめの未然防止、早期発見と具体的事案への対処を我が国の全ての学校や地域で実現、確保することを目的として、いじめ防止対策推進法が制定されました。いじめ防止等のため、基本的な方針が示されたのであります。それに基づき、各地域及び学校において基本方針制定や組織及び機関を設置することと国はしたのであります。しかし、法が整備され、施行されはしたものの、さきに述べたような事件が発生しているのであり、また3月1日の東奥日報で報道されました、文科省が2015年度の全国の国公私立の小中高と特別支援学校が把握したいじめ件数が過去最多の22万5,132件と発表したところでもあります。この実情を見るときに、制定した法が、そして各地域及び学校で策定したいじめ防止基本方針がいじめ防止抑制に機能しているのか、疑わざるを得ないのであります。

そこで、法に基づいて策定した当市のいじめ防止基本方針の概要、あわせていじめ認知件数、そのいじめがどのような形態なのか、その内容と、そしてその度合い、それに対してどのように対処してきたのか、改善されたのかをお尋ねいたします。

次に、不登校についてお尋ねいたします。不登校は、文科省の定義では身体的な病気による場合を除き、年間30日以上欠席した場合を指しているようであります。文科省の

発表で、不登校の小中高生の数は、これも3月1日に発表されたところでありますが、合計して17万5,504人とのことであります。当市の実態はどうかをお尋ねいたします。そして、その対応もお尋ねしたいと思います。

それと、施行はこれからのことになりましょうが、昨年12月、不登校児童生徒を国や自治体が支援する教育機会確保法が成立したところであります。その中に、小中学校に通うことができなかつた人に対し、夜間中学校等の教育機会を確保することも盛り込まれました。この法の対応について、考えをお聞かせいただきたいと思います。自分としても期待をするところでありますので、どうかひとつお願いいたします。

以上をもって1回目の質問とさせていただきます。簡潔な答弁をお願いいたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの福士議員のG I とグローバルG A P の今後の生かし方についてお答えいたします。

まず、地理的表示保護制度、G I は、生産地と結びついた特性を有する農林水産物等の名称を品質基準とともに国へ登録し、地域の共有財産として保護する制度であります。十三漁業協同組合が申請した十三湖産大和しじみが平成28年12月にG I に登録されましたが、品質の特性や品質管理の取り組み体制及びその実績を国が認めたものであり、ブランド力がさらに強化されたものと思っております。

市としても十三湖産大和しじみを支援し、地域の活性化を図るため、十三漁業協同組合で実施してきた冷凍シジミの製造、販売事業の拡大に向けて、大型冷凍庫を整備する補正予算を本定例会に計上しており、十三漁業協同組合もシジミ漁体験や冷凍シジミの加工作業見学などを観光客に提供する取り組みを実施する予定となっております。

次に、グローバルG A P についてであります。世界基準の農業生産工程管理のことであり、このグローバルG A P を国内の農業高校で初めて取得した五所川原農林高校については、海外においても高く評価され、昨年グローバルG A P アワードを受賞したところであります。グローバルG A P を取得することは、高付加価値化した農産物として新たな需要が見込まれ、海外輸出も期待できます。五所川原農林高校の生徒たちが得た知識を地域の生産者に広め、普及につながるような取り組みを五所川原農林高校、県、J A 等と連携して実施したいと考えております。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 福士議員の質問にお答えします。

まず最初に、当市のいじめの現状と対応についてお答えします。五所川原市内小中学

校の平成27年度のいじめの認知件数は、小学校で30件、中学校で38件、合計68件でございました。今年度は2月末現在で、小学校で47件、中学校で82件、合計129件となっております。いじめの認知件数は、昨年度の同時期と比較し、小中学校とも増加傾向にあります。これは、学校がこれまで以上に積極的にいじめの認知について努めている成果であり、文部科学省からも積極的に認知するように通知されております。

今年度のいじめの態様では、小中合わせて、冷やかしの、からかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるが74件と一番多く、次いで軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするが29件となっております。これら認知したいじめに対しては、各学校で作成している学校いじめ防止基本方針にのっとり、学校いじめ防止対策委員会で調査、指導の仕方、役割等について確認をとり、組織的に迅速かつ丁寧な対応を心がけ、いじめの解消に努めております。

続きまして、いじめ防止対策推進法を受けて、市としてはどのように対応しているのかにお答えします。平成25年6月に公布されましたいじめ防止対策推進法を受けて、五所川原市では平成27年4月に五所川原市いじめ防止基本方針を策定いたしました。その方針に基づいて、教育委員会内に児童相談所、市福祉部局、市スクールカウンセラー、警察署及びPTAの代表者などで構成するいじめ問題等対策連絡協議会を設置し、いじめの未然防止に関する関係機関等の連携強化を行い、いじめの未然防止に努めております。

また、教育委員会の附属機関として、弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家等で構成するいじめ問題専門委員会を設置し、いじめ問題等対策連絡協議会との円滑な連携のもと、いじめ防止等のための対策を実効的に行っております。いじめにより重大事態が発生した場合には、この専門委員会が調査活動と再発防止のための対応に関する活動を行うことになっております。

さらに、専門委員会の調査結果の報告を受け、重大事態の対処、または同種の事態の発生防止のため、再調査が必要であると判断したときは、市長部局で再調査を実施することになっております。市と教育委員会では、五所川原市いじめ防止基本方針をもとに、今年度いじめ防止対策事業の一環として、いじめ防止子どもサミットを開催し、五所川原市いじめゼロ宣言を作成しました。そして、8月に開催した青少年健全育成フォーラムの締めくくりとして、いじめは絶対に許しませんと子供と大人が一体となって宣言し、いじめゼロを目指した取り組みを行っております。

また、いじめ防止啓発ポスターコンクールを開催し、その入賞作品でカレンダーを作成して配付するなど、全ての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現を目指し

て市全体で取り組んでおります。

次に、不登校の実態についてお答えします。先ほど福士議員が言ったように、文部科学省の定義では、年間30日以上欠席しているものを不登校、欠席が30日未満のものを不登校傾向として区別してございます。

それでは、本市における平成26年度からの不登校の状況についてお知らせします。平成26年度の不登校児童生徒数は、小学校6人、中学校37人、27年度は小学校12人、中学校42人でした。今年度の2学期までの状況は、今のところ小学校では9人、中学校では25人が確認されています。

不登校の主な原因は、学校生活に起因する型、遊び、非行型、無気力型、不安など情緒的混乱の型、意図的な拒否型、複合型などさまざまあり、はっきりこれが要因と特定するのは難しい状況にありますが、本市においては学校における人間関係、情緒的不安定、無気力などが多くなっております。

次に、教育機会確保法が成立したが、その趣旨や内容についてお答えいたします。この法律は、不登校の子供たちを支援し、教育を受ける機会を確保するために昨年12月に公布され、この2月に施行となっております。教育機会確保法には2つのキーワードがあります。1つは、学校は休んでもよいということと、学校以外の教育の場の重要性を認めたことです。不登校は誰にでも起こり得ることであり、休むことを認めることで子供も保護者も自分を否定することなく、自己肯定感につながります。

また、国や自治体が不登校の子供たちが安心して学べる環境をつくり上げることで、全ての子供が能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようになります。ただ、この法律を受けた具体的な支援などについては、文部科学省などからの通知はまだ示されておられません。

不登校の児童生徒に対しては、これまでどおり学校や教育委員会、関係機関が連携しながら対応するとともに、今後の動向に留意しながら対応する準備を整えてまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 21番、福士寛美議員。

○21番 福士寛美議員 まず、グローバルGAP、GI等について質問させていただきます。

これまで農薬のドリフトやトレサビ等、栽培の取り組みについて、日本農業はレベルが高いと、我々もそういうふう認識してまいりました。安全を証明する国際基準の必要性は、特段これまでは必要としなかったのでありますけれども、今124カ国、そして17万の事業体、これは個人で登録している人もありますし、団体とか、それから法人組織で

登録している、その数が17万事業体ということで、それほどの方たちが登録しているわけでございまして、2012年でしたっけ、イギリスのロンドンでのオリンピック、パラリンピックでは、このグローバルGAPの認証はオリンピックの食材の調達基準になっているというようなことだったわけです。

ですから、2020年には日本でも東京オリンピックが開催されることになりまして、そんなことから一つの大きなおもてなしという意味合いも込めて、日本でも食材としてグローバルGAP認証を取得した作物、食品を提供するのが必要ではないかというふうに思ったりもするところでありまして、そんなことからこのGAPの取得は作物の生産に対しての喫緊の課題かと思うわけです。

それと、あわせてりんごの輸出産業として、ニュージーランドでは、これは日本よりも多くの量を輸出しているわけですし、そのニュージーランドのりんご農家の98%がグローバルGAPを取得していると。ヨーロッパ市場やインドネシアなどでは、GAPの認証を取得したものが輸入の条件だというふうに地球規模でGAPを認証する作物がこれから必要とされる状況になってきたわけです。

また、稲作についても以前一般質問でも訴えました。主食用米の需給と価格の安定と。飼料用米や他作物への需給の安定のために、飼料用米、他作物へのシフトでこれは対応している部分が大いわけですが、毎年のように主食用米の需要が減少していることを考えたときに、このグローバルGAP認証取得前の生産に注力して、米の輸出で国内米価格の安定を図るべきだと、そういうふうに思うわけでありまして、そのことに対して今どうこうするということはなかなか言えないかと思えますけれども、その辺についてお答えをいただきたいなというふうに思います。

そして、五農の山口校長先生は、卒業式するとき「世界の常識知らずして日本農業に未来はなし」と、そのように言っています。まさにそのとおりと考えるわけでございまして、その辺についての考えもいただきたいと思えます。

行政で、これまでも他市の動向を見てとか、そんな答弁がよく使われたりもしてまいりましたけれども、従来と全く違う考えや新たな成長軌道をつくり出すことが必要なときに来てしまっているのではないかというふうに考えます。五農高は、道なきところに道を開き、新たな道をつくった、ここに学ぶべきものが大であると思えます。

そこで、GAP認証取得には40万円ほどの申請料を必要とするわけです。これは、GAPを申請する数と、それから審査機関が少ないから、今のところこういうふうに高いのかもしれませんが。今後数がそれぞれ多くなっていくことによって、この申請料も下がっていく可能性はあるかと思えますけれども、取得に向けて行政のほんの少しの後押し

でもいいから、それを期待したい。その後押しが将来的に大きな花を開かせることにつながっていくわけですので、よろしくその辺についても答弁をいただきたいと思います。

これまでは、生産者の顔の見える販売ということを常々我々も言ってきましたし、行政も、そして指導機関も言ってきましたけれども、このグローバルGAP認証作物は生産者の顔が見えなくても信頼できる基準が世界では主流をなす時代になってきたと。ですから、おくれをとらないように進めていただきたいなというふうに思いますので、その辺についても考えを伺いたいと思います。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 グローバルGAPに対する、まずオリンピックに向けてということでお答えしたいと思います。

2020年に控える東京五輪、パラリンピックで、選手や関係者らに振る舞う料理に使う国産食材の供給について、要件となる農業生産工程管理であるGAPの取得が要件となる予定でございます。農林水産省によると、グローバルGAPを取得しているのは約400農場、JGAPは約4,200農場あり、野菜や米、麦、果樹、大豆の産地強化計画などを策定する4,391産地のうち、グローバルGAPとJGAPを取得している産地はわずか2%しかなく、GAP取得が海外に比べ進んでいない状況とされております。GAPを取得することにより安全、安心な明確な基準になり、産地としてのメリットは大きく、販路拡大にもつながるものと考えられます。今後GAPの取得に対し、個別に取り組むのではなく、県、生産者、JA、市が連携し、五輪向けに供給できる産地づくりを図ってまいります。

次に、グローバルGAPの認証取得の費用助成についてでございますが、グローバルGAP認証取得には残留農薬、土壌診断、性質分析などの調査や施設改修などの費用、また毎年の審査費用等、多額の支出を伴うこととなります。個人で認証取得となればかなりの費用負担となりますが、現在世界の認証取得農場のうち大多数が団体認証で、1団体当たり平均40から50の農場で構成されているそうであります。国内では、JAが団体認証を取得した例もございます。また、全国農業改良普及支援協会が公募しておりました国際水準GAP認証取得支援事業では、補助金の上限はあるものの、費用のほぼ全額を助成する内容となっております。今後国において示される事業に注視しながら、市としてどのような支援ができるか検討してまいりたいと思います。

○磯辺勇司議長 21番、福士寛美議員。

○21番 福士寛美議員 ありがとうございます。どうか情報を先取りして、そして地域の農業の振興におくれをとらないように、ほかの他県やらにおくれをとらないようにひ

とつお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それで、いじめについてでありますけれども、るる御説明いただきましたし、そしてまたいろいろと対策連絡協議会やら専門の委員会等がつくられて、その連携が今の答弁の中ではうまく機能しているのではないのかなというふうには思うわけであります。

そこで、大変丁寧な対処をしていると。しかしながら、そういう状況の中で、いじめの数、認知数やら、それから不登校の数やら、決して減っていったはいないわけです。教育長さんは、以前学校の校長先生、教諭職も長かったわけでした、こういう法ができて、2013年ですか、何年か経過して、でも昔からこのいじめというの、これは一般的にどこでもあり得るし、そして誰でもそういう場面に直面、遭遇するというふうには言うものの、どうして減ってこなかったのかなと、教育長さんの率直な御意見も伺いたしたいと思います。これは、以前に通告していませんでしたけれども、その思いをひとつお聞かせいただきたい。そして、また別な質問に移らせていただきますので。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 いじめが増えているというふうなこと、こうありますけれども、いろいろなことが絡んでくるわけですが、私が先生時代、それから管理職もやったんですけど、その時代と今のいじめの実態というのは非常に大きく変わってきている。先ほども言いましたけれども、福土議員のほうからありましたけれども、何か陰湿とか隠れているという、そういうふうな、先生方とか地域の方々が知らない場所で発生しているのが多くなってきていると。

それから、もう一つは、またやっぱり生活環境も大きく変わってきているのもあると思います。いろんな面で、以前のころのいじめというのと物すごく、社会の現象もありますし、いろんな形で複雑に絡んできて、これが一つのいじめが大きく増えたということだけではいかないうような現状になってきていまして、我々はその辺のことも考えなきゃならないし、これは地域、それから国民全体でその辺のことがかかわっていかなくちゃだめだ。

それから、もう一つは文科省のほうで、そういうふうな実態があるので、我々がわからないようないじめが、だから先生方も、保護者も、子供も、いじめの定義は大きく変わってきました。いじめられている子供が本当に自分で精神的に不安なものは、いじめとして出してくださいというふうなことに変わってきたので、そういう面ではいじめの定義が大きく変わったので、ぐっと増えたというのは、これもまた大きな原因かなと思います。

○磯辺勇司議長 21番、福士寛美議員。

○21番 福士寛美議員 ありがとうございます。いじめ、子供たちの置かれている環境が変わってきたということは我々も実感しているし、この議場内にいる人たちもみんな、それは同じような思いをしているのではないかと思います。だからこそ、そういう状況に対して対応できる、いろんなことをこれはやっていかなければいけないことだろうと思います。

ですから、そういう状況、環境、子供たちが置かれている環境を踏まえて、やっぱり子供たちの声を聞く一つ的手段として学校生活アンケート、これはそれぞれの学校で実施されていると思うわけです。広く子供たちの声を聞くという意味合いで、大変大事な有効なことのひとつだと思いますし、このことにつきましてどのぐらいの頻度でこれを実施しているのか。年1回なのか、月1回なのか、またはもっと数が多いのか、その辺について、まずお伺いします。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今いじめの実態把握のために行っている学校でのアンケート等の取り組みについて、教育委員会では五所川原市いじめ防止基本方針に基づき、各学校に対して毎月いじめの報告を義務づけております。その中で、各学校ではいじめの早期発見を目的に、学校生活アンケート、もしくはいじめアンケートを最低でも各学期に1回、多い学校は毎月実施し、いじめの把握に努めております。また、アンケート以外でも毎日の子供の日記とか教育相談、スクールカウンセラーの活用、地域からの電話連絡や保護者からの手紙など、さまざまな方法でいじめの認知把握を行い、早期にいじめの対応を行っております。

また、教育委員会では指導課が前期、後期の計画訪問や随時訪問等、機会あるごとに各学校のいじめの状況やいじめ把握に対する学校の体制についての確認を行い、指導、助言に当たっております。

○磯辺勇司議長 21番、福士寛美議員。

○21番 福士寛美議員 子供たちの生活アンケート、それは大分年間通じて回数多く実施している、他市とかよりも多いほうにランクされるのではないかなと思っています。ただ、そのアンケート、これは当市では適正に対処していると思いますけれども、先ほど1回目の質問の中で、須賀川の中学生男子が自殺に至りました。そのとき、自殺される1年前のアンケートで、それを訴えていたわけです。にもかかわらず、そしてまた三者面談でもそれを学校側に訴えた。けれども、それを受けとめてもらえずに最悪の状況になったわけです。ですから、今後一つの要望として、その受けとめ方によって大変大

きな違い、結果に違いが出てくるわけですので、どうかひとつ適正な受けとめ方、そしてまたそれを分析するに当たって、どのような体制でそれを分析されているのかなど、その辺について把握できていましたら、ひとつお願いしたいと思いますが。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 先ほども言いましたけども、各学校でまずいじめの実態把握、今は組織として先生が、学担1人が対応するのでなく、委員会として、この件に関しては教頭も入って、またこの案件に関しては校長も入るというふうな形で、総合的な形で判断しながら、そして学校ではその中で、これはやっぱり教育委員会の判断を仰がなきゃならないと、そういうふうなものも、ですから毎月のいじめの報告の中で指導課のほうの指導を仰ぐとか、学校の中でこういう体制をつくりましたよ、このいじめに関してはこういうことで解消しましたとか、そういうふうな形で段階的に各学校のほうで判断しながら、指導課のほうの、教育委員会のほうの指導も仰ぐという、それは五所川原市の基本方針の中でうたっていますので、そういうふうな形で全ての学校が対応する形になっています。

○磯辺勇司議長 21番、福士寛美議員。

○21番 福士寛美議員 今のお答えを聞いて本当に安堵したところでありますけれども、ほんの数人でそれを分析したりすることによって大きな問題が起きたりするわけでありますし、ですから大きな組織の中でそれをやってきたということは、今後もその体制を続けていってもらいたいなというふうに思います。

そして次に、相談窓口についてなんですけれども、私、これ子供たちに配付しているのわかりませんでして、それで教育委員会のほうからこれをお借りしまして、印刷カード、子供たちが困ったときに電話してくださいよと、どこどこというのが書いてあります。五所川原市こども110番、これ前々から目にはしております。このカードを数日前にお借りしまして、そうしたらこれ月曜日から金曜日というふうになっているわけです。そして、午前8時40分から午後4時までと。これは、これを受け付ける方、先生方がやっていたらいいのかもしれないけども、もしかしてこれでいいのかなと、今後少し検討する余地があるんでないのかなと思ったりもしたんです。というのは、子供たち、ちょうど8時40分から午後4時、学校での授業時間なわけです。ですから、授業が終わってから問いかけをしたり、訴えたりという、そういう行動をとる子だってあるわけですし、その辺についてももう少しこれから内部で検討してもいいのではないのかなと。そして、もしかしたら日曜日に、土曜日に、時間のいっぱいあるときに、ゆったりした気持ちで相談に乗ってもらいたいという子供もあつたりするわけですけども、それを受ける

側、これは大変なわけです。ですから、その辺、内部でひとつ検討していただくと。

それから、県の教育委員会のほうで出しているカードなんですけれども、これいじめ相談電話、24時間受け付けというのは、そしてその下に平日は8時30分から5時半までとか、土日、それから祝祭日、年末年始は除くと、これはどういうふうな、このとおりなんですか。これファクスについてはそうなのか、どうなのか、その辺ちょっと疑問に思っていますんで、ひとつお知らせいただきたいと思います。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今五所川原市でやっているこども110番、勤務体制がそうなんで、現段階では休日や夜間の対応というのは非常に厳しい状況でございます。適応指導員の方々が対応していますので。この体制を変えるにはやっぱり時間も予算も、また相談に対応できる人材も必要になりますので、ちょっと今の段階では検討させていただくということ。

それから、今御指摘の24時間子供SOSダイヤルに関しては、これは文科省がやって、例えば青森県の子供が電話すれば、直接青森県のほうに行くこと、全国がみんな同じあれでやっていますので、たしか24時間、いつでもあると思いますけど、ファクスとかその辺のところだと、私も今急に言われまして、うちのほうの110番電話カードはあれですけども、24時間対応ということですので、電話入れた場合は確実に対応されていると思います。ただ、後でまた確認してからお知らせしたいなと思います。うちのほうでは、そのように全ての時間対応できていませんので、24時間子供SOSダイヤル、そちらのほうの周知の徹底を図って今のところは対応していきたいなと思っていました。

○磯辺勇司議長 21番、福士寛美議員。

○21番 福士寛美議員 今教育長さんのほうから周知の徹底と。私もこれをお借りして、うちへ帰って孫に「こんなのあるか」って言ったら「わかんない」と。みんなに平等に配付しているだろうけれども、もらったときには受け取って、またどこかへ入れてそのままという状態の子供もいっぱいあるかと思うんです。ですから、常に目につくところに貼付するとか、何かこれ工夫が必要なんではないのかなと。もらったときだけはいいいんですけれども、それとあわせて学校内で先生方から、これ持っていますか、きょう持ってきていますかとたまに聞いたりとか、そんなことでないと、何か起きたときに慌てて探したって、これどうしようもならないわけですので、その辺のひとつ対応方もお願いをしておきたいなと。

そして、いじめに関しては冒頭申し上げました。起きたときは、一つのプロジェクトチームやら何やらつくって対応しております。単発的なことがこれまで多かったと思う

んです。それが収束すれば、そのまんまそれで終わりと。じゃなくて、やっぱり今の時代、常々、時々先生方がこのカードと同じように、いじめに関して月1回の間に、アンケートはそれでいいんです。けれども、子供たちに問いかけして、何かないかと気軽に話し合える、そういう雰囲気、それも大事かと思いますので、ひとつそのこともお願いをしておきたいと思えます。

そして、不登校についてなんですけれども、不登校になっている子供にどういうふうな対応を、先ほどいじめのところでも出ましたカウンセラーとかの話も出ました。このカウンセラー、これまでも市内に8人でしたっけ、また追加して何人とかという話も聞きました。その現状はどうなっているのか。

それと、中央公民館のほうに適応教室ありますよね。そこは、どういうふうな体制になって、そしてちょっと物を見ましたときに、その適応教室に行く子供は、学校に出校すると出校にカウントされるという、しているというところもあるわけです。その辺の当市の状況というものをお知らせいただきたい。

そして、一回に質問します、そのカウンセラーの方、どういう職業の人なのかな。臨床心理士とか、例えばですよ、どういう方を任命しているのか、当市では。その辺についても伺いたいと思えます。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 まず、スクールカウンセラーのことについてお話しします。

スクールカウンセラーには市が任命しているスクールカウンセラーと、県から派遣されているスクールカウンセラーと2種類ございます。市のほうのスクールカウンセラーは、大体週2日ぐらい、それぞれの学校に行き、今年度でいけば五所川原市のほうでは9校に市のスクールカウンセラーが派遣され、その人たちは大体養護教諭の方とか、それから先生を退職した方というふうなことがメインでございます。県のカウンセラーは、完全に精神科医とか心理士とかそういうふうな資格を持った方々で、主に中学校のほうをメインにやって、きょうの新聞見ますと、県では来年度、全ての中学校に県のスクールカウンセラーを派遣するというふうなことで、県のほうも対応しております。

それから、不登校児童に対する市の対応についてですけども、まず学校においては不登校の未然防止のために児童生徒の居場所づくりやきずなづくりに努めるとともに、特に学習面においてもわかる授業づくりや児童生徒一人一人が自己有用感を感じられるような授業づくりに励んでおります。ただ、残念ながら何らかの要因で不登校、不登校傾向となった場合には保健室などの別室登校や家庭訪問等の個別対応を専門機関との連携を図りながら行っております。

今福士議員御指摘の適応指導教室、これは中央公民館の中に開設してございます。これは、不登校児童生徒を対象に日常的な学習支援を行っております。また、登山、作品づくり、調理実習など体験活動を重視した活動や教育相談等を行い、学校復帰を目指しております。この子供たちは、適応指導教室に行きますと出校扱いになってございます。本市における適応指導教室の通室生の推移は、平成26年度は11名、27年度は12名でした。特に昨年度は、中学校3年生の通室生7名全員が高校進学を果たしております。今年度は13名が今現在通室しております、その中で1名は完全に学校復帰しております。今後も適応指導教室の支援のあり方や教育相談の充実について、工夫、改善を図りながら、学校に登校できない児童生徒やその保護者のニーズに応えていきたいなと思っております。

以上です。

○磯辺勇司議長 21番、福士寛美議員。

○21番 福士寛美議員 市でもっていじめゼロ宣言をしたわけであり、どうかひとつこの宣言に少しでも、それこそゼロに近づくように行政、教育委員会、そして学校、そしてまた必要なのが子供たちの保護者、あわせて地域の人たちの協力、見守りが、これは大事なことかと思っておりますので、どうかその連携を今後ともより密接になるように御尽力いただければと思っております。

これをもって質問を終わります。ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって福士寛美議員の質問を終了いたします。

次に、2番、井上浩議員の質問を許可いたします。2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

社会民主党の井上浩です。本定例会は予算議会であります。したがって、市政運営の基本方針について、市長に2点質問をいたします。

第1に、住みやすい市とするために必要なことについて。第2に、新年度に行うべきことについて。通告の1と2です。

なお、通告の3と4、入学準備金についてと国保運営の県との共同化については、市民から負託されて質問を行うものでございます。

質問に入る前に、2017年度施政方針と一体の2017年度一般会計予算について所見を述べます。施政方針の冒頭にも掲げられていますが、2015年国勢調査の確定値が出ました。五所川原市は、前回、2010年と比較すると人口減少実数マイナス3,240人、人口減少率マイナス5.5%です。人口は5万5,181人となりました。合併により市浦村が2005年3月に廃止されたときの同村人口は2,708人でしたので、旧市浦村1村分プラス532人がこの5

年間で消滅したことになります。人口減少は、全てにかかわってくる課題です。

このことを踏まえて、予算案のチェックポイントについて、3点意見を述べます。第1は、一般財源総額、地方税等プラス地方交付税の増減率と地方財政計画率に著しい乖離がないかです。地財計画率では、昨年比1.0%増ですが、当市では市役所本庁舎の新築移転事業などにより7.4%増です。このため、市債の発行を増やし、財政調整基金を取り崩しています。2014年4月に開院したつがる総合病院の建設費償還が財政を圧迫している中で、さらに金木総合支所の新築を進める計画です。また、今年度は電源立地地域対策交付金で、2002年に整備したつがる克雪ドームの改修にも約5億円の出費が予定されており、箱物行政の困難が依然として続いています。

チェックポイントの第2は、社会保障関係費、民生費、衛生費等において、高齢化やサービス拡充による経費の上昇が適切に計上されているかです。財政当局の説明では、扶助費が年々伸びている、2.5%増とされていますが、構成比では22.4%から21.4%へ1.0%減です。民生費も3.6%増ですが、構成比では32.4%から31.3%へ1.1%減です。経費の上昇が適切に計上されているのか、このことについて事業ごとにどういう推定をしているのかの精査が必要だと考えます。

チェックポイントの第3は、人件費と地方財政計画の給与関係費の伸び率に乖離はないかです。地財計画率では横ばいの0.0%ですが、当市では2.3%減です。財政当局の説明では、定員適正化計画に基づいて人件費の抑制に努めているとされますが、そろそろ限界なのではないでしょうか。また、物件費にくくられています人件費の精査も必要です。これらの課題につきましては、予算委員会で議論いたします。

それでは、質問に入ります。住みやすい市とするために必要なことについて、市長の基本となる認識について質問します。施政方針では、「今後の市政運営においても、市民、地域、企業、行政によるしっかりとしたパートナーシップのもと、それぞれの強みを生かしながら、ともに市勢発展に取り組んでまいりたい」として「持続可能なまちづくりを進めるためには、市民との協働が大切な要素であり」とされました。

そこで質問ですが、住みやすい市とするために必要なことは市民との協働だと理解してよいのか、とりわけ市民との協働における市民の責務について市長の認識を質問します。

次に、新年度に行うべきことについて質問します。施政方針の快適で質の高い環境・住まいづくりでは、市長から次の主張がありました。「平成29年度から居住や医療、商業など生活を支える都市機能を誘導する立地適正化計画の策定に着手し、地域公共交通の再編による新たな公共交通システムと一体となったまちづくりに取り組んでまいりま

す」。国土交通省によれば、立地適正化計画の意義と役割の5番目に、市街地空洞化防止のための選択肢として「居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です」とされます。今さらという感じもしますが、大町2丁目の土地区画整理事業後に生じています市街地空洞化をどう克服するかは喫緊の課題であり、都市再生特別措置法に基づく国土交通省の誘導は無視できません。さらに、2018年5月には五所川原駅の脇への市役所新築移転があります。五所川原駅前を中心とした新市役所から立佞武多の館までの空間整備は、これからの五所川原のありようを決めるものであり、新年度に行うべきことの最重要課題と考えていますので、以下質問します。

まず第1として、五所川原駅前の整備について、4つの課題について質問します。第1に、五所川原駅前の整備の位置づけについて2点。1つは、五所川原駅前の整備は、本市の観光の玄関口として、まちづくりにおける最重要課題であると考えますが、市長の認識はどうか。2つは、事業についてどの部局が所管し、検討することが有効と考えるか。

第2に、駅前ロータリーの整備について2点。1つは、観光バスが五所川原駅を利用するに当たり、利便性の低さがたびたび指摘されていますが、市長の認識はどうか。2つは、駅前を大きく使えるように駅前の駐車場部分を活用して、車が大きく回れるような駅前ロータリーとすべきと考えます。あわせて利便性が高い駅への環境整備へ向けて、大型バス運行に必要な接続道路及び駅前敷地の確保について、市の見解はどうか。

第3に、駐輪場の整備について。五所川原駅の駐輪場は、市新庁舎整備事業により放置された感が否めず、雑然と自転車が並べられ、美観も大変悪くなっています。4月の新学期へ向けて至急整備すべきと考えますが、市長の認識はどうか。

第4に、駅東西横断通路の必要性についてです。駅東西横断通路については、かねてから市民アンケートなどでその必要性が訴えられてきました。駅東西横断通路の設置者が誰になろうとも、駅前全体の整備を考えると市の関与は重要と考えます。駅の利便性向上へ向けて整備する必要があると思いますが、市長の認識はどうか。

次に、新年度に行うべきことについての2点目として、立佞武多の館、立佞武多広場及び五所川原市上平井町駐車場の運営について質問します。1996年、明治時代の立佞武多が80年ぶりに復元され、1998年に中心市街地で大型立佞武多が運行されてから20周年の節目を迎えます。今年出陣する「纏」の製作も弾みがついています。

その一方で、大町2丁目の土地区画整理とともに、2004年に立地されました立佞武多の館、その後2013年に開放されました立佞武多広場については、その利用の現状などに

課題があると考えます。市長及び当時の担当部長は、8年前の2009年、平成21年9月、第7回定例会で、この場で以下を答弁されています。建設部長、「大町2丁目地区における土地区画整理事業は、中心市街地の基盤整備の手法として最も有効な事業と考えております。中心市街地の活性化のためには、商業者と行政とが一体となったまちづくりを進めるとともに、商業者の創意工夫を生かした意欲的、主体的な取り組みがあってこそ町なかの元気が取り戻せるものと考えております」。市長、「大町2丁目地区といいますのは新五所川原市の顔になるものでもございますし、やはり来年の新幹線新青森駅開業を控えて、一つの観光事業としての中核になるものとも思っておりますので、ぜひ実現していただきたいと願っております。大町2丁目まちづくり協議会の皆様方も一生懸命頑張っているということでございますので、予定どおりの完成を期待しております」。

そこで、まず立佞武多の復活、立佞武多の館の建設、大町2丁目地区における土地区画整理事業という一連のこれまでの経緯について、2点質問します。第1に、この20年の総括から新年度に行うべき課題についての市長の認識はどうか。

第2に、大町等商店街振興組合についてです。大町商店街振興組合の解散方針が昨年末に大きく報道されました。それによれば、同組合のアンケートでは大半が組合の解散を望んだとあります。8年前の建設部長による「中心市街地の活性化のためには、商業者と行政とが一体となったまちづくりを進めるとともに、商業者の創意工夫を生かした意欲的、主体的な取り組みがあってこそ町なかの元気が取り戻せるものと考えております」という答弁がむなしく感じます。

そこで、中央通り、本町と並び3つあった組合が全てなくなることについて、市長の認識はいかがか。

次に、地域ニーズと実態について及び駐車場無料化について質問します。中心市街地の振興の鍵は、地元で愛される、地元の人気によそからの来訪者が引き込まれることだと考えます。京都の人は、日本に京都があってよかったと言います。そんな熱気を大町2丁目にさらにつくり出していくためには何をすべきかと考えます。

そこで、地域ニーズと実態について及び駐車場無料化について質問します。第1に、地域ニーズと実態についての質問です。立佞武多の館、立佞武多広場及び五所川原市上平井町駐車場についての設置後の利用状況はどうなっているのでしょうか。

第2に、駐車場無料化についてです。市民による利用拡大の課題の中では、交通アクセスの充実が鍵だと考えます。駐車場をどうするかです。全国でさまざまな取り組みが模索をされています。例えば駐車場無料化社会実験は、中心市街地活性化を目的とした久留米市を初めとして多くの市で取り組まれています。変わったところでは、新たに市

営駐車場無料化をこの4月より行うという事例があり、興味深いので概略を紹介します。国の特別史跡、織田信長が築いた安土城跡の麓の観光駐車場をめぐり、地元の滋賀県近江八幡市が有料、城跡のある安土山を所有、管理する臨済宗妙心寺派の摠見寺が無料の駐車場を道路を挟んで向かい合わせにつくり、いがみ合ってきました。ところが、昨年の12月定例議会で、市営駐車場を無料化する条例改正案が提出されたといひます。このように駐車場の料金をめぐっては、利用者が大いに関心を持つところであります。立佞武多の館や立佞武多広場の利用者にとつても同じことであります。

ところが、当市の現状は立佞武多の館有料駐車場と五所川原市上平井町駐車場が隣り合わせにあり、料金はどちらも1時間200円、月1万円です。そして、館駐車場は、入場券または1階物産館、6階ラウンジのレシート2,000円以上を提示で2時間駐車料金無料とあります。一方、市営駐車場の入り口にはでかでかと、当駐車場は立佞武多の館御利用による割引はありませんと誇示するかのように表示をされています。この何とも言いようのない現状について、大型立佞武多運行20周年の節目に、この際利便性の向上のため、両駐車場を統合して広い無料駐車場にして利用拡大を図ったほうが得策と考えます。

そこで、質問します。現在の駐車場及び隣接する五所川原市上平井町駐車場について、無料化するためには何が必要と認識をされていますか。

次に、市民の関心が高まっている入学準備金について質問します。入学準備金など就学援助の実施主体については、学校教育法第19条、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされます。入学準備金にかかわる当市での取り組み状況と今後の課題について、3点質問します。

第1は、既に制度上進められています生活保護受給世帯、母子生活支援施設及び児童養護施設入所者への給付についてです。それぞれの現状について質問します。まず、就学援助の対象者として、生活保護法に規定する要保護者についてです。1として、五所川原市の要保護児童生徒数はどうなっているのでしょうか。2として、五所川原市の要保護児童生徒に対する入学準備金の支給はどうなっているのでしょうか。

次に、就学援助の対象者として児童福祉法に規定する母子生活支援施設及び児童養護施設入所者についてです。1として、五所川原市での母子生活支援施設及び児童養護施設入所者数はどうなっているのか。2として、五所川原市での母子生活支援施設及び児童養護施設入所者への入進学支度金の支給はどうなっているかであります。

第2は、入学後ではなく、受ける側の立場に立って入学前の支援が話題となつています。準要保護世帯への就学援助についてです。就学援助の対象者としての準要保護者、

市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者についてです。教育委員会から市民への広報では、入学手続について及び就学援助等が併記をされています。1として、五所川原市の準要保護児童生徒数はどうなっているのか。2として、五所川原市の準要保護児童生徒に対する入学準備金の支給はどうなっているのか。

第3は、子供の貧困対策と市の責務についてです。子どもの貧困対策法と市の責務についての教育長の認識について質問します。

最後に、国保運営について質問します。県は、2月14日、国民健康保険の財政運営が2018年度に市町村と県との共同化に移行することを踏まえ、新制度の算定方式に従っての2017年度の保険料を試算、公表しました。この試算値をめぐって、保険料が減少するのは五所川原市、藤崎町、五戸町など15市町村となった。最も下がるのは中泊町で、2016年度比29.57%、4万9,954円減となったと報道されたことから、制度改変により私たちの負担はどうなるのと市民の間で話題となりました。

そこで、国保運営方針案の県から市への意見照会の見通しと市の考えについて質問します。国民健康保険被保険者の保険料負担の現状と課題について、2点質問します。第1は、国保運営の県との共同化に伴う被保険者の保険料負担の増減についてです。国の制度改革により、2018年度から国保運営が県と共同化されますが、制度を改正した背景と理由は何でしょうか。

第2は、今後の見通しです。県国民健康保険市町村等連携会議での今後の検討と県から市への意見照会の見通しについて、市はどう認識しているのか。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの井上議員の市民との協働についてお答えいたします。

私は、これまでまちづくりの基本的な姿勢において、市民、企業及び行政がそれぞれの立場で互いによきパートナーとして役割を分担し、地域課題の解決に取り組むことが重要であるとの認識を持ち、市民協働による市政運営に努めてきたところであります。人口減少が本格化していく中において、まちづくりや地域課題への対応は、行政を含めたあらゆる主体が役割を補完しながら、自主、自律型の地域社会づくりを目指していくことがますます必要になってくると感じております。引き続き、市民と行政が協力、連携しながら協働のまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

次に、立佞武多のことをございますが、五所川原立佞武多は平成10年の運行以来、今

年の新作立佞武多「纏」で20年目の節目を迎えますが、日本各地のみならず海外への出陣も果たし、立佞武多の名とともに五所川原市の名を広くPRでき、夏祭りにはたくさんの観光客をお迎えできるまでに成長いたしました。育てていただいた市民の皆様を初め、関係各位の御支援に厚く感謝申し上げます。

また、平成16年4月、中心市街地再生の核としてオープンした立佞武多の館は、夏祭り本番に運行する大型立佞武多3台を常時見学できる施設として、県内外の観光客から好評をいただいているところであります。

立佞武多の館が新年度に行うべき課題としては、まずは当市最大の観光資源としての機能強化を図り、地域周遊観光の拠点として、より多くの観光客を国内はもとより海外からも取り込み、当市のみならず、近隣地域の観光消費増、観光誘客による交流人口の増加、地域活性化を図ることと考えております。

先月、JR東日本が今年5月から運行を開始する豪華寝台列車「トランスイート四季島」において、冬コースの一部に立佞武多の館を途中下車観光するメニューが発表されました。観光客が新たに当市を訪れるきっかけとなります。

運行20周年を迎え、大きく成長した立佞武多を核として、津軽鉄道、地吹雪体験、十三湊遺跡など当市の観光資源のほか、周辺地域の観光資源、そして奥津軽いまべつ駅などをあわせて広く紹介、連携を図ることで、津軽半島エリア全体を観光ゾーン、観光ブランドとして誘客を促進したいと考えております。

また、新年度は立佞武多運行20周年として、五所川原立佞武多前夜祭や物産展など各種記念事業を予定しておりますので、関係各位との連携のもと事業を進めてまいります。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 五所川原駅についての認識と事業所管部署についてお答えいたします。

五所川原駅は、これまで西北五地域の交通の要衝としての役割を果たしてきただけでなく、生活や観光面においても当市の玄関口として大きな役割を担うものと認識しております。人口減少が進む中で、当市を含め、多くの地方自治体が直面する課題に対応するべく、国においては居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携を進める施策として立地適正化計画制度を創設しております。当市においても、新年度、同制度にのっとった立地適正化計画策定に着手していきませんが、都市全体を見渡したマスタープランである同計画の策定により、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するものであります。

五所川原駅の今後の方向性についても、こうした制度のもと、国の支援措置等の活用

も視野に入れながら検討を進めていくべきものと考えております。そのためにはまちづくりと公共交通を一体的に考えていくことが重要であり、現在、これまでは別々に所管されていた都市計画施策と交通施策の事務分掌を、新年度には建設部都市計画課に集約し、組織強化を図って取り組むこととしております。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 駅前ロータリーの整備についてお答えいたします。

駅前広場につきましては、市の都市計画マスタープランにおきましても、鉄道及び路線バスなど公共交通の結節点であるため、機能強化及び利用促進を図る方針としており、人口減少及び少子高齢化が進行する中であって、将来の都市形成の中核を担う主要な交通施設として、より利便性の向上を図ることが重要と考えております。

市では、こうしたことを背景に、高齢者や子育て世代を初め、市民が住みよいコンパクトなまちづくりを目指す立地適正化計画の策定に新年度より着手し、地域公共交通網形成計画と一体となったまちづくりに取り組むこととしております。その中であって、駅前広場は交通拠点として位置づけられており、整備のあり方につきましては最も利便性が高く、にぎわいを創出できるように今後検討を重ねていく方針でございます。

次に、駐輪場の整備についてお答えいたします。新生大橋の高架下の駐輪場は、主に通学時の高校生などに多く利用されているところですが、この駐輪場は五所川原商工会議所横に1カ所、日通駐車場の向かいに1カ所、五所川原市中央公民館の近くに1カ所駐輪スペースを確保しております。

収納台数については、商工会議所横の駐輪場が108台、日通駐車場向かいの駐輪場が249台、中央公民館近くの駐輪場が138台、合計で495台となっており、利用状況につきましては平成28年4月15日に現地調査したところ、駐輪台数は143台であり、必要台数のスペースは十分足りているものと認識しております。

また、当該駐輪場は高架下のデッドスペースを有効活用しておりますが、新生大橋が屋根がわりとなって雨を防ぎ、また五所川原駅から近いことから、比較的利便性のよい場所に設置されております。しかしながら、駐輪マナーがよくない利用者もいることから、雑然と自転車が並べられている状況も事実でございます。

このことから、駐輪場には整理整頓などのポスターを張りつけ、注意喚起を行っており、また平成28年11月30日には五所川原地区防犯協会より防犯カメラ2台が提供されましたので、これにより犯罪防止対策も実施しているところであります。今後につきましては、利用者が気持ちよく利用できますように環境美化に努めるとともに、放置自転車にも適切に対応してまいります。

駅東西横断通路についてお答えいたします。駅東西を結ぶ、いわゆる東西連絡通路につきましては、市の都市計画マスタープランにおいて、駅東西の市街地を結び、都市機能の連携強化を図るものとして、さらには当市の顔としての役割を担う軸として位置づけられております。今後地域公共交通網形成計画と連携したコンパクトな都市形成を進めていく中で、駅周辺は公共交通の乗りかえ拠点として、より重要度が増すものと思われまますので、駅前広場も含めた形で公共交通の利用促進にもつなげられますように検討を重ねていきたいと考えております。

五所川原市上平井町駐車場の利用状況についてお答えいたします。五所川原市上平井町駐車場は、中心市街地の路上駐車を解消し、道路交通の円滑化を図ることを整備目的とし、平成19年4月に供用を開始し、10年を経過した今もなお、通年にわたり観光客及び市民に利用されているものでございます。

この駐車場の利用実態でございますが、供用を開始した平成19年度及び直近5カ年の利用台数につきましては、供用を開始した初年度に当たる平成19年度の利用台数は1万1,298台、平成24年度は5,405台、平成25年度は5,529台、平成26年度は6,613台、平成27年度は6,218台、平成28年度は1月末現在で5,681台となっております。

当駐車場は、毎年祭り期間を含む8月には2,000台以上の利用実績があり、年間を通して毎月100台以上の利用があることから、立佞武多の館を訪れる観光客を初め、中心市街地での買い物時の駐車場として大きな役割を果たしているものであります。今後も駅前周辺へのアクセス、観光、中心市街地商業地区の利便性などに大きく寄与し、観光客や市民のニーズに答えていくものと考えております。

次に、五所川原市上平井町駐車場の無料化についてお答えいたします。上平井町駐車場は、先ほども申し上げましたけれども、路上の違法駐車の解消を図り、中心市街地の円滑な道路交通の確保を目的に、地方道路整備臨時交付金を活用し、道路法に規定する道路附属物として整備され、平成19年4月1日より供用を開始しております。

道路附属物として設けられる自動車駐車場の駐車料金につきましては、道路法第24条の2第2項第3号の規定により、付近の自動車駐車場、または自転車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ一般公衆の用に供されるものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであることとされております。このことから、料金の設定については近隣の民間駐車場の利用料金を調査し、駐車場をなりわいとしている民間業者の経営圧迫を避けるよう料金を決定したものでございます。

利用拡大のために駐車場を無料化してはどうかということでございますが、設置目的が安全かつ円滑な道路の交通の確保として整備されている道路法に規定する道路附属物

であることから、難しいものと認識しております。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 中央通り、本町、大町の商店街振興組合が全てなくなることに
ついて、どう考えているかという御質問でございます。

かつて西北五地方の商都と称された五所川原市の中心商店街には大町、中央通り、本町、布屋町の4つの商店街振興組合と、その上部団体となる商店街振興組合連合会が存在したところでありますが、モータリゼーションの進展を背景に、郊外型の大型ショッピングセンターの立地に伴う来街者数の減少、商店主の高齢化や後継者不足、アーケードの老朽化に伴う維持費の増加、売り上げ減少に伴う組合員数の減少などを理由として、各商店街振興組合は解散しております。

中心市街地の商店街の活性化を担う商店街振興組合が解散することに対しては、商店街の活力が薄れることにつながると感じるところでありますが、中心商店街は多くの人を訪れる市の顔であるとともに多くの人暮らし場所でもあることから、今後も中心商店街が果たす役割を維持していくためにも、商工会議所、町内会、地域の事業者等と連携しながら中心市街地の活性化に取り組んでまいります。

次に、立佞武多の館、立佞武多広場についての設置以降の利用状況についてでございます。立佞武多の館は、平成16年4月にオープンしましたが、その展示室への入館者数は、平成16年度の年間18万6,710人を最高に、平成21年度15万5,840人、平成22年度14万1,904人、その後東日本大震災の影響もあり減少が著しかったものの、平成26年度の10万6,074人、27年は11万1,898人と増加傾向にあり、今年度は1月末の数値として11万992人であり、年度末には12万人を突破する見込みです。

また、立佞武多広場は、防災設備を備えた近隣住民の避難場所として平成24年度に建設され、25年度より供用されております。広場の利用状況は、五所川原商工会議所青年部が実施している街コン五一GOーまっちこんを初め、軽トラ市、五所川原バル街などが実施され、平成25年度は10件、平成26年度は11件、平成27年度は13件、そして今年度は14件のイベントを実施しております。

次に、立佞武多の館駐車場を無料化にするため何が必要と認識しているかについてでございます。立佞武多の館有料専用駐車場は、立佞武多の館付近のN T T五所川原ビル前に位置し、敷地面積は1,000平方メートル、駐車可能台数は普通車20台、大型バス6台となっております。立佞武多展示室もしくは美術展示ギャラリーに入場されたお客様、または館内にて2,000円以上のお買い物、御飲食されたお客様を対象に、駐車場料金を2時間分無料としております。

平成27年度の駐車場利用実績は、普通車が年間1万6,442台、大型車が年間545台であり、今年度もほぼ同様に推移しており、普通車では1日平均46台、繁忙期である8月は1日平均120台の駐車台数がございました。当市最大の集客力を誇る観光施設であり、施設の特性を考えますと、現在の駐車可能台数では、立佞武多を見学に来訪していただいたお客様、観光客を優先した割引条件を付すのはいたし方ない点もございますので、現時点では無料化を行うことは難しいと思われま

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○櫛引和雄福祉部長 生活保護受給世帯、母子生活支援施設及び児童養護施設入所者への入学準備金の支給等についてお答えいたします。

まず、被保護児童及び生徒数でございますが、平成29年3月1日現在、当市における生活保護受給世帯のうち児童数は20人、生徒数は17人となっております。

入学準備金につきまして、生活保護制度では小中学校、特別支援学校の小中学部に入学する際、入学準備のための費用として、基準に基づき今年度は1人につき小学校入学時4万600円、中学校入学時4万7,400円を支給いたします。来年度の入学予定者には3月中旬に支給する予定となっております。

次に、施設入所についてお答えいたします。母子生活支援施設は、母子を保護し、自立を促進するため、その生活を支援することを目的とする施設であり、一方児童養護施設は保護者のいない児童や虐待されている児童を養護し、自立のために援助を行うことを目的とする施設でございますが、両施設とも当市にはないことから市外の施設を利用しております。入所数につきましては、母子生活支援施設には平成27年度2世帯、平成28年度は1世帯入所しており、児童養護施設には3人の児童が継続して入所しております。

入所者への入進学支度金の支給につきましては、母子生活支援施設には市から、児童養護施設には県からの4月分措置費として、小学校に入学する入所児童に対し4万600円、中学校に進学する児童については4万7,400円が各施設に支弁されております。各施設に支弁された入進学支度金は、母子生活支援施設に入所する児童の場合、母親がその児童の入進学時に必要な学用品を購入した領収書を施設が確認し、施設から母親に支給され、児童養護施設に入所する児童の場合は、入進学に必要な学用品等の購入は施設が行っております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 市内小中学校の準要保護児童数及び生徒数についてお答えいたしま

す。

平成29年2月1日現在、市内小中学校の準要保護児童数及び生徒数については、小学校が368人、中学校では257人となっており、この人数は小学校では全児童数の15.4%、中学校では全生徒数の16.7%となっております。

次に、この準要保護児童生徒保護者に対する入学準備金の支給についてお答えいたします。市教育委員会では、現在準要保護児童生徒保護者に対して、修学旅行費や給食費、学用品費を就学援助の支給費目としておりますが、新たに入学する準要保護児童生徒保護者に対しての学用品や通学用品などの入学準備金については、就学援助の支給費目としていないのが現状であります。

以上です。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 子どもの貧困対策法と市の責務について、教育長の認識ということで、お答えいたします。

平成26年1月に施行されました子どもの貧困対策法第4条に、地方公共団体の責務について規定されており、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあります。

また、昨年3月に策定されました青森県子どもの貧困対策推進計画の中では、いわゆる貧困の連鎖によって子供の将来が閉ざされることのないよう、教育の支援を初めとする4つの重点項目を基本方針に掲げ、子供の貧困対策を総合的に進めていくこととしております。

子供は、地域の宝でございます。子供たちが夢や希望を持って健やかに成長することは、我々共通の大きな願いでもあります。その健やかな成長が貧困によって阻害されることがないように、私どもとしてもさまざまな手だてを講じていかなければならないと思っております。

教育委員会といたしましても、学校教育における学力保障はもとより、就学支援の充実など各種教育施策を展開するとともに、県や関係部署と連携を図りながら、未来ある子供たちのため、今後も子供の貧困対策に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○工藤 仁民生部長 国保制度改正の背景と理由についてお答えします。

市町村が運営している国民健康保険は、自営業者に加え、所得の少ない年金生活者や非正規労働者が加入しており、保険料収入が少ない一方で医療費水準が高く、財政が安

定しないという構造的な課題を抱えております。

そのため、低所得者の保険料軽減分を支援する保険料軽減制度や医療給付費の多寡や所得水準の差による市町村間の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金等の公費投入により対応が図られてきましたが、財政状況は大変厳しいものとなっており、こうした国民健康保険制度の安定化を図るため、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が制定されました。

これにより、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するもので、市町村は資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

次に、今後の見通しについてお答えします。県では、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定め、市が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するため、国保運営方針を策定することとしております。策定に当たっては、青森県国民健康保険市町村等連携会議と、連携会議の中で必要に応じて開かれる国保制度改革ワーキンググループにおいて、実務的な検討や意見集約、意見調整を行っています。

また、国保制度改革ワーキンググループの開催前においても、各地域ごとに地域検討会を開催し、検討項目について情報共有や意見集約を行った上で、国保制度改革ワーキンググループで協議を行っていますので、その都度市町村の意見が反映されています。

現在のスケジュールでは、県が国保運営方針の最終案を提示後、平成29年7月ごろの市町村の意見聴取、10月ごろの青森県国保運営協議会の審議を経て、国保運営方針を策定する予定となっています。

以上です。

○磯辺勇司議長 答弁漏れございませんか。なければ、2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 不徳のいたすところ、時間がなくなってきました。通告していますので、質問だけします。答弁だけ、説明抜きに、全部やりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

まず最初、市民との協働ですけれども、これちょっとしゃべっておかなくちゃいけないんですけれども、実は大みそかの早朝に市役所入り口のところの駐車場に誰かが置いた車に市の公用車がぶつかってしまって、保険でけりつけたということあったんですけれども、これ典型的に今の行政と市民との関係を象徴的にあらわしている事例だと思うんですけれども、私、市民との協働において一番重要なのは、どうお互いに意識を変えていくかだ

と思っていますので、この市民意識のこういう使えるから使っちゃえと、あとはさというのと、保険で払えるんだから払っちゃえという、こういうありようについてどう感じておりますか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 夜間の迷惑駐車でございますけども、つがる総合病院が平成26年4月1日に開院してから迷惑駐車が多くなってございます。特に研修医の宿舎の前の通路、それから通路の両方に駐車しているため、車両が通れない等の苦情が寄せられておりましたので、つがる総合病院と協議をしまして、研修医宿舎にチラシを張ったり、市の広報紙に掲載して注意喚起してきたところでございますが、現在も多くの車両が駐車している状況でございます。

ただ、五所川原消防署庁舎があったときは、消防署職員が注意していたと聞いておりましたけども、迷惑駐車もその現状でも少しはあったということは記憶しております。

また、警察署にも取り締まりをお願いしましたところ、市有地で通路であるため、取り締まりはできないということでございましたが、今後も注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 こういうお互いの意識状況では、なかなか課題解決は難しいと思うんです。

それで、市長も答弁していただきましたし、私は施政方針の考え方は賛成ですので、市が行っている中で、今定例会で青年会議所がやっている報告書、市と共同でやっているんですけど、配られましたけども、私大変すばらしいと思っています。その延長で議員も参加した懇談会もやっていますので、青年会議所を中心とした市民との協働の作業が随分進んできていますので、いっぱい準備していましたが、もう通告はしてありますので、結論だけ。

今青年会議所を中心に行われています、市の事業としても行われています、世代間交流をキーワードにした子供、若い人をターゲットにいろいろやっておられることについて、どのように評価されているのかお答えください。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 当市では、市民参画と協働のまちづくりに向け、各種取り組みを進めておりますが、その中でも市民みずからが参加し、地域課題や地域の将来などについて考え、真剣に議論を交わす市民討議会等は、当市の将来を切り開いていく効果的実践方法の一つであると認識してございます。

地域課題の課題解決や地域活性化に向けては、引き続き市民参画の推進が重要であり、当市を支える若い力である五所川原青年会議所を含め、さまざまな主体が参画していく場所づくりがやはり最も大切であると考えておりますので、この場所づくりに向けて市としても協力してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 前も私、これやったんですけども、青年会議所は一生懸命やっていますので、なかなか議会でも取り上げないし、市長も本当に受けとめているかわからないという声もあったようですので、こうやって議論して、みんなで共有したいと思います。

次に、新年度に行うべきことについてですけども、きのうの答弁、きょうの答弁で、新年度から今の地域公共交通網形成計画を含めて立地適正化計画が本格的に稼働しますので、そこで解決していく課題だと思っておりますので、質問通告1つ省略しますけども、ひとつ答弁、具体的な現状を答弁いただいて、ずっと頭にひっかかっているのは、2丁目はやったけども、諸事情でやらなかった俗称大町1丁目をどうするか、土地区画整理。これやっぱり真剣に考えるべきだと思うんですけども、市の認識はいかがでしょうか。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 将来的に駅前広場の整備計画を進める際には用地の確保及び周辺との接続道路等の整備が必要になるかと思われまます。議員御指摘のとおり、土地区画整理事業も整備手法の一つではございますが、地域公共交通網形成計画と連携した立地適正化計画の策定により、公共的空間並びに都市内交通の円滑化や市街地の形成を図る街路等の整備につきましては、最も経済的かつ効率的なものを今後検討してまいります。

○磯辺勇司議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 答弁ありましたとおり、立地適正化計画は大変重要な課題になると思います。たまたま3月4日の日経朝刊トップで立地適正化計画について詳しく報道されていましたが、私は鍵は、この取り組みの中で住民の理解をどう図っていくとするかだと思うんです。そのことについての御認識を伺います。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 人口減少及び少子高齢化が進む中であって、市全体で持続可能なコンパクトなまちづくりに取り組んでいくためには、これまで以上に市民の意見を取り入れた実効性のある計画づくり及び計画自体の理解、浸透に努めていくことが重要であると認識しております。

こうしたことを踏まえまして、計画策定に取り組んでいく中におきましては、市民に

対しまして市の広報紙やホームページでの情報提供とともに、アンケート調査や住民説明会などを通じて幅広く御意見を頂戴しながら、まちづくりへの理解度向上に努めてまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ぜひ進めていただきたいと思います。

要望ですけれども、私はこの成否の鍵は市民に対する徹底した情報公開だと考えています。そうであるがゆえに、質問時間を削って詳しく現状についての認識をしゃべっていただきました。これは、議会で市民に対して説明されたことですから、この現状を責任を持って踏まえて、そして新年度からの立地適正化計画の中でどのように審議をしていくのか、取り組みの経過を逐次市民に知らせるように要望いたします。

次に、この立地適正化計画、全国で309市町村が取り組んでいると公表されていますけれども、県内ではむつ市が公表しました。むつ市は、一般的に言われる居住の誘導区域と市街地とあるんですけれども、むつ市の立地適正化計画では都市機能及び居住の誘導区域が設けられるとともに、住宅地開発抑制エリアを指定しているんですけれども、このことについての所感を求めます。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○蒔苗 司建設部長 人口減少や少子高齢化が進行する中で、市街地の拡大を抑制することが重要であると認識しております。このことから、住宅地開発抑制エリアの指定や他市の状況等も参考とし、市民が住みよいコンパクトなまちづくりを目指し、計画を進めてまいりたいと思います。

○磯辺勇司議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 新年度のことですからそれ以上言いませんけれども、要望しておきます。立地適正化計画策定は、交付金支給要件となっているからというふうなことではなくて、民間業者の例えば野放図な宅地開発を抑制する実効性のある取り組みと、そういうことをきちんとやっていかれるように要望をしておきます。

それから、新年度に行うべきことについての2点目、市長から積極的な答弁がございました。私は、当初大きな役割を果たしました、行政と民間の協働に、NPO法人のプロジェクト五所川原倶楽部、2013年に解散してしまいましたけれども、今は市の観光協会が前面に出て活躍されていますけれども、当初頑張ってくれたNPOの頑張りや行政との協働、これはぜひ教訓化して今後も生かしてほしいと、これも要望をしておきます。

それから、駐車場無料化ですけれども、いろんな条件は私も理解しております。ただ、さっきから勝手駐車をしゃべっていますように、ただだから市役所に無体な駐車をよ

うな今の意識を、行政のほうから市民を信頼することで、もう今後は立佞武多の館を中心によくしていくんだから、そういう市民はどんどんいなくなって、まちのために頑張るような市民が増えていくと、こういう信頼を市の行政のほうに持つことによって市民の意識も変わるということもありますので、ぜひそういう心構えを要望しておきます。

それから、入学準備金ですけども、子供の貧困問題での教育長の前向きな答弁をいただいたんですけども、残念ながら要保護、準要保護の家庭貧困というのは、日本は世界最悪レベルになってしまいました。

それで、4月の新入学の時期を前に、要保護、準要保護、そうした家庭の子供、そうでない家庭と変わらない環境で安心して進学、入学、学習に取り組める、そういう準備ができるようであればならないと考えています。平成29年度あるいは平成30年度からの新入学生を対象に、新入学児童生徒学用品費の早期支給を望む世帯に前年度内支給ができるように、この入学準備金について前向きに検討して行ってほしいんですけども、教育長の判断はいかがでしょうか。

○磯辺勇司議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 今井上議員御指摘の年度内の入学準備金の支給ですけども、教育委員会でも今まで支給費目の拡充にいろいろ取り組んでまいりました。修学旅行費、給食費の全額援助、それから26年度からは学用品の支給費目も新たに、28年度には拡充したところです。新年度にはトラコーマとか中耳炎、蓄膿症、学校保健法に掲げる疾病を対象とした医療費を新たな支給費目として予算計上しております。

ただ、御指摘の入学準備金については、これからも効果的な支給時期も含めて支給費目の拡充に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○磯辺勇司議長 2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 ぜひ要望をしておきます。

最後です。2つ考えていますけど、国保運営ですけども、まとめてお伺いをします。市民の皆さん知りたいのは、いろいろ報道もされていますけども、当市の国保の料金は県内の他市町村と比べて、一体高いの、低いのという、そういうことです。それをどう市は認識しているのか。

それから、制度改正になるよと。報道では高くなるとか低くなるとかやられていますけども、こういうのは変更する時期はいつごろからになると市は認識しているのか、それ最後にお伺いします。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○**工藤 仁** 民生部長 当市の1人当たりの保険料額の試算結果についてお答えします。

青森県が公表した平成29年度の1人当たりの保険料額の試算では、県平均の8.44%の伸び率に対し、当市はマイナス2.81%の伸び率となっており、市民の多くの方が国保制度改革により保険料が低くなる印象を受けたものと考えております。しかし、比較した平成28年度の保険料は、一般会計からの法定外繰り入れをする前の保険料を参考にしており、実情では平成28年度の予算で国民健康保険財政調整基金から繰り入れ補填し、現状の保険料を維持している状況にありますので、被保険者の減少や基金残高の状況を勘案すると保険料率の見直しが必要であると考えております。今後示される負担軽減のための激変緩和措置等を注視し、関係部局と連携を図りながら保険料率の試算に取り組んでまいります。

国保制度改革による保険料率の変更時期についてお答えします。制度改革による保険料率は、平成30年度の保険料率から適用されることとなり、この保険料率は全国の自治体から提出された基礎ファイルをもとに、各市町村の医療費水準及び所得水準を勘案し算定した国保事業費納付金に基づき、県が提示する標準保険料率を参考に市町村が保険料率を決定いたします。

国では、この水準の仮係数を本年10月下旬、確定係数を12月末に提示する見込みであり、その後県から国保事業費納付金及び標準保険料率が提示されることとなりますので、スケジュール的に大変厳しい状況にありますが、当市においては国保運営協議会の審議を経て、平成30年3月定例会に新保険料率に係る条例を提案したいと考えております。

以上です。

○**磯辺勇司** 議長 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 1時03分 再開

○**秋元洋子** 副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

19番、加藤磐議員の質問を許可いたします。

○**19番 加藤 磐** 議員 一登壇一

市民の会の加藤磐でございます。芦野公園の整備についてお聞きいたします。

先ごろ芦野公園内でタカを放ち、桜のつぼみを食するウソを駆除しているとのニュースを拝見いたしました。担当している公園管理課職員の御苦勞に感謝するものでありま

す。きのうの代表質問にありました芦野公園の将来的整備構想は策定中とのことでございましたが、以下次の3点のみ質問いたします。

1つは、ため池のしゅんせつ、つまり汚泥の除去でございます。

2番目は、つり橋の改修状況について、今後の工事概要並びに完成の見通し、期日についてお尋ねいたします。

3番目は、旧福山邸の整備でございます。旧福山邸をどのように今後管理運営されていくのか、お尋ねするものであります。

次に、金木中心部の面的整備についてお聞きいたします。最初は、金木庁舎の整備についてであります。平成28年第2回定例会において、支所整備事業は観光資源が庁舎に近接する地域の特性を鑑み、周辺環境と調和のとれた面的整備を進めるとの答弁がなされております。現在進んでいる面的整備の概要及び金木支所の機能と内容及び今後のスケジュール等についてお聞きするものであります。

次に、面的整備の眼目であります旧西沢家の改修でございます。きのうの代表質問で金木中心部の面的整備の答弁がございましたが、故意かわざとか、あるいは注意深くかわかりませんが、きのうの答弁の中に文化財旧西沢家が外されております。斜陽館や津軽三味線会館、新座敷、あるいは天満宮のみが取り上げられ、対して既に当五所川原市の所有であり、既に中心部の景観、空間形成に大きな貢献をしている旧西沢家が取り外されてございます。太宰が作文「僕の家」で隣は県下有数の資産家、西沢氏のうちであると述べ、宮大工、松浦長吉が斜陽館とその土地空間を意識して建造した入母屋づくりなどの屋根を組み合わせ、地域技術の粋を集めた良質な近代和風建築物であります。登録された民家の文化財が隣接している例は、日本全国を探しても類を見ないものであります。この2つの文化財は、一卵性双生児とも言うべきものであります。当五所川原地域の観光資源としてますます輝きを放つものと確信しております。そこで、伺います。旧西沢家の面的整備の中における位置づけと今後の改修、スケジュールをお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○蒔苗 司建設部長 御質問にございました藤枝ため池のしゅんせつの件につきまして御答弁申し上げます。

藤枝ため池は、小田川土地改良区のものでございまして、今後しゅんせつなり安全性につきましては小田川土地改良区のほうと検討してまいりたいと思います。つり橋につ

きましては、主索やつり金具などの腐食による劣化が激しいため、今年度調査設計委託業務を行っており、平成29年度に改修工事に着手する予定となっております。できれば29年度中に完成させたいと思っております。あと、浮き橋や福山邸につきましては、現存する施設、工作物、植栽等のあり方や今後の方向性を協議しながら、安全面を第一に配慮した公園整備の検討をしてみたいと思いますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 金木総合支所の建設の概要についてお答えいたします。

現在の金木総合支所庁舎は、昭和44年に建築された建物で老朽化が進んでいる状況にあり、今年度は庁舎の耐震診断を実施し、耐震改修の可能性も含めて整備方針について検討してまいりました。実施した耐震診断の中間報告によりますと、構造耐震診断指標、I s 値でありますけども、0.675以上の性能が求められることに対しまして、現庁舎のI s 値は全ての階において基準値を下回っております。また、建物から抜き取ったコアを調査しましたところ、コンクリートの圧縮強度不足や中性化も進んでおり、結果的に耐震強度不足という判断となりました。以上のことから、金木総合支所庁舎の整備方針といたしましては、現庁舎の改修ではなく、新たに建設するという事で方針を決定したところでございます。今後の具体的な建設の概要であります。まず建設スケジュールといたしましては、平成29年度に庁舎の実施設計を行い、その後庁舎の建設を行う予定としております。

次に、新築する金木総合支所庁舎の機能といたしましては、今後関係機関とさらなる協議が必要であります。限られた敷地を有効利用するために、現庁舎に隣接する保健センターなどを金木総合支所庁舎の新築に伴い庁舎へ集約することを考えております。建設場所は、金木商工会館及び旧水道事業所跡地を考えております。さらに、伊藤忠吉記念図書館についても、同様に集約する方向で検討してまいります。

また、御質問にありました金木中心部の面的整備という観点から考えますと、庁舎の周辺には観光施設が近接し、斜陽館や三味線会館などは年間を通じて観光客が見込まれることから、今後さらに観光客の回遊性を高めるために、三味線会館から金木八幡宮に通ずる通路の整備や金木総合支所庁舎から太宰治疎開の家に通ずる通路の整備などについても関係者と協議の上検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 旧西沢家に関する答弁をしたいと思っております。

昨日の市民の会の代表質問においても旧西沢家に関する答弁をいたしました。昨年の第2回定例会においても、加藤議員の御質問に対し金木中心部の面的整備の一環として、基本計画策定後にその活用と改修方針を検討すべきであると答弁してきたところであって、現在もその活用と改修方針については検討中でございますが、金木中心部の面的整備事業の住民への説明等を実施し、市民の意見も踏まえた上で方向性を見出してまいりたいと考えております。

配慮すべき点としては、改修や維持、保存、そういった考え方、それから文化財施設としての活用の方途、それなどを入念に検討を加えていく必要があるかと思っております。ただし、その方向性を定める上では、投下すべき財源の規模、それから内容、そしてまた保存された施設のいわゆる後年度負担としての維持管理費、そしてまた修繕費、それが将来的にどうなっていくのかも総合的に勘案しながら、金木中心部の面的整備にふさわしいいわゆる活用方途、そういったものを考えていかなければいけないと考えておりますので、広く意見を吸い上げながら先々につなげていきたいと考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 1回目の質問でございますけども、芦野公園の整備及び金木庁舎の機能概要については、きのう代表質問で我が会派の伊藤議員が質問し、重複する部分が多うございますので、割愛させていただきたいと思っております。そこで、再質問であります。この旧西沢家を当五所川原市が所有した、取得した年月日をまず確認したいと思っております。

次に、登録されるに当たり、旧西沢家所有者もしくは五所川原市当局が文化財の認定に当たり申請したのかどうか、お聞きするものであります。

第3に、旧西沢家が文化庁から登録指定されるに当たり、最も評価された点はどこなのか、改めてお伺いするものであります。よろしくお願いたします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 登録有形文化財であります旧西沢家の沿革、それから有形登録文化財に指定された経緯、これにかいつまんで答弁いたします。

旧西沢家住宅が登録有形文化財になった理由でございますが、北海道礼文島のニシン漁で財をなした西沢家が昭和8年に建築した建物であり、高価な建築材料を駆使し、宮大工を棟梁として見事なまでの細工を施した近代和風住宅であること、入母屋づくりの屋根を複雑に組み合わせた構造であることなどであります。このような事由から、平成19年8月20日に文化財登録原簿へ登録の申請を行いまして、平成20年3月7日に登録さ

れ、平成20年3月19日に官報告示されてございます。そして、平成24年度に市が西沢様からいわゆる引き継ぐような形で取得しているということでございます。

以上です。

○秋元洋子副議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 取得したのが平成24年、数えてみますと丸5年が経過しておるわけですが、この5年間市が何をしてきたのかと。この5年間どのように活用計画、あるいは面的整備の一環として捉えてきたのか、お尋ねします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 まず、24年度に取得した翌年の平成25年度には、一般公開を目指し公開活用計画を策定してございます。いわゆる外観の保存とするのか、中に来館者を招き入れて内部もごらんになっていただくのか、そういったパターンを3パターンほど策定してございます。そして、その後26年度は、その基本的なアウトラインに基づきまして、保存、修理方針等工事費の粗い概算を算定してございます。その結果、いわゆる投下すべき財源というものがはっきりしてきたということで、保存、活用方針に当たっては投下すべき財源というのがかなりな金額に上るとというのが明確になってきてございます。そういった中で、金木総合支所の整備という課題も差し迫った課題となってきましたので、それに合わせた形で旧西沢家のいわゆる活用方針等を構築していく必要があるだろうということで、今現在その流れで検討が加えられているというふうな実態でございます。

○秋元洋子副議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 ただいま答弁にありましたように、文化庁が外観を非常に評価しているとのことでございます。そこで、答弁にもありましたが、入館者を募らなくても外観が既に当金木地区の中心部をなし、先ほど演壇でも申し上げましたように、屋根の部分が西沢家が金木中心部の景観を形成していること、あるいは観光客がその下を通っていることは事実であります。ここで、先ほど来の答弁の中にありました建設費が多額にかかるということではありますが、これは五所川原市の資料でございますけども、読み上げます。「実施設計を受けての今後の対応」と題しまして、平成28年1月18日、市長、副市長、財政部長と西沢家住宅公開活用事業について協議したところ、改修工事費が2億5,234万2,000円と非常に高額になることから、平成31年度まで実施される予定の金木総合支所を控えていることに鑑み、金木総合支所建設時の諸整備の一つとして捉えるということで確認をしたと。ここで、私がお聞きしたいのは、それではこの2億5,000万円を余る改修費の内容でございませうけども、この内容は旧西沢家を復元することを前提と

しているわけでしょうか。あるいは、西沢さんがお住まいされた住宅、厨房、あるいはレストラン、こういうものは外されて検討された金額なんではないでしょうか。第1点でございます。

第2点は、屋根の外観を修理するとすれば、その部分だけで幾らになるかと。つまり鉄板ぶきですけども、面積、あるいは材料代、あるいはペンキ代を含めて屋根の部分だけは改修費用で幾らかかるのか、この2つについてお聞きします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 旧西沢家の2億5,000万円を超える改修費の内容につきましては、建物の現状で、屋根だけをふきかえるだけでは建物のいわゆる強度が保てないというふうなことが明確となつてございますので、土台に接するような中心の材料も含めた改修というものを必要としております。そして、文化財としての外観という部分については、西沢様がいわゆるあいやの食堂として改築している部分については、往時の姿に回復するというふうな考え方で改修計画を見てございます。それから、裏にございます東側の新住居、こちらについては解体、その部分を整地するというふうな基本的な考え方を持って改修計画当初組んでおります。それが含まれて2億5,000万円余りの経費になってございます。したがって、屋根のふきかえだけの経費という部分については、当初から屋根のふきかえだけではあの建物構造が維持できないというふうに専門家から言われておりますので、土台からの含めて改修するというふうな考え方でございます。

○秋元洋子副議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 2億5,000万円の改修の中に西沢家の住まい、新住宅の解体が含まれているとの答弁と受け取ってよろしいですか。それと、屋根の改修だけでは地震の強度に耐え切れないということではありますが、思い起こせば6年前の大震災のときに、隣の斜陽館では壁が剥がれたと。にもかかわらず、旧西沢家においては、崩壊が一カ所もなかったという事実がございまして。にもかかわらず、屋根の改修だけでは地震に耐えないということではございまいしょうか。答弁をお願いします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 地震の被害の起き方というものは、これは科学者でもなかなか100%特定することはできないと思います。東日本大震災の際の金木地区の地震の地震波の伝わり方とか、そういう部分については私専門ではございませぬのでわかりませぬけれども、たまたま西沢家には被害が及ばなかったと。今後同種のような大きい揺れが来た場合は、あれからもう五、六年経過しようとしているわけですので、その間西沢家の老朽化も進んでございます。そういった場合は、今後同じような震災に見舞われた場合は、

どのような形になるのかというのは非常に危険のリスクというのは高いと思います。したがって、今回金木中心部の面的整備、これ各施設間の連携、そういった機能の分担、それから人の流れの、いわゆる動線の設計とか、そういったものを総合的に勘案した施設ごとの整備計画、こういったものを見ていかなければいけないのではないかと。当然それに対しては、費用対効果とか、そういうことはこの場では言えませんが、投下する財源と、それから効率性、それから後年度負担の的確性、そういったものも勘案しながら物事を決めていかなければいけないのではないかと考えておりますので、これからもその考え方に沿った検討を加えていく。当然のことながら、住民の声とか市民の声、議会の議員の皆様方の声、そういったものも勘案しながら決定していきたいと考えております。

○秋元洋子副議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 屋根の整備改修は、緊急の課題であると思います。活用計画策定以前の問題ではないかと。つまり現在あの屋根は、先ほど来申し上げておりますように、多大に地域に屋根の外観は貢献しておりますが、残念ながら屋根の部分の劣化、あるいは老化、簡単に言えばさびです、これが激しいものがあります。その結果、雨漏りが進めば耐震以前の問題となるのではないのでしょうか。この際、面的整備を2段階に分けて、まず2段階に分けることを指摘したいと思います。まず、屋根の改修、何よりも屋根のふきかえ、そして次に財政状態の目鼻がつき次第、活用計画、耐震補強を行うべきであると思いますが、いかがなものでしょうか、御答弁をお願いします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 加藤議員の御提言ですけれども、それを参考にして検討を加えていくことをまず一つの、いわゆる検討課題の一つとして念頭に置いていきたいと考えております。今その方向で臨みたいとか、そういうふうな形で答弁はできませんので、今後市の市長部局や、それから財政当局とも協議しながら進めていかなければいけないことだと思いますので、面的整備の一環として当然のことながら関係施設との連携性、これに重きを置いて整理していきたいと考えております。

○秋元洋子副議長 19番、加藤磐議員。

○19番 加藤 磐議員 ここに東奥日報の記事を持参いたしました。新聞、東奥日報でございますけれども、今年の1月24日に「東京三鷹市計画開園100周年記念」と題して掲載されてございます。この中で、三鷹市は太宰没後70年の記念事業として実施、約3,000万円の補正予算に組み込んだという旨の記事が掲載されてございます。中心部の面的整備の美妙、美しいな、と答弁にありました費用投資効果のみにこだわり、もし解体、移築す

るようなことがございましたら、日本全国の当地を訪れる太宰、津軽ファンを失望させ、敵に回すことが当市の観光産業に寄与するとは到底思えません。観光客は、何よりも太宰とその地域の歴史、技術、文化と触れ合うことを求めていると思います。このことを強くして、質問を終わります。

以上であります。

○秋元洋子副議長 以上をもって加藤磐議員の質問を終了いたします。

次に、3番、花田進議員の質問を許可いたします。

○3番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党、花田進です。平成29年第1回定例会に当たり、通告に従い質問をさせていただきます。

マイナンバー制度は、平成27年10月からカードの通知が始まり、28年1月から情報の流出などの問題があり、反対意見がある中で始まりました。初めに、マイナンバーの通知カードは、全世帯に通知されているのでしょうか。また、マイナンバーカードは身分証やイータックスで確定申告する人にとっては必要となりますが、市の発行はどのようになっていますか。

質問の本題は、事業主が従業員にかわり毎月従業員に支払う給料から個人住民税を差し引き納入していただくために、市が事業所に特別徴収税額通知書を送付しますが、この通知書が変更となり、マイナンバーを記載することになりました。この通知書の正式名称は、給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収額の決定・変更通知書といます。この通知書を総務省がマイナンバーを記入する様式に変更しました。そのために、この様式どおりマイナンバーを記載しないことを求める声があります。全国的には、国が示した様式だから従うしかないという意見がある一方、記載しないという自治体もあります。なぜこの様式にマイナンバーを記載することに反対するのか。1つは、マイナンバーは個人が公表したくなければしなくてもいいのですが、自治体が勝手に番号を事務所に明らかにすること。2番目は、十分な安全管理措置をとらないと番号漏えいにつながるおそれがあることなどがあります。また、自治体によっては、マイナンバーの記載があるのに普通郵便で送付する自治体もあります。送付方法についてお伺いします。

2番目の問題は、軽トラ市についてであります。五所川原のヤッテマレ軽トラ市は、平成22年度から始まり、地域活性化の役割を果たしてきましたが、大町商店街振興組合の解散などがあり、せつかく7年続いた活動が終わる可能性があります。参加者する軽トラも、最大60台以上でしたが、最近では20台ほどに減っていますが、やめてしまうこと

は簡単であります。やめてしまえばそれで終わりになってしまいます。五所川原商工会議所女性会や立佞武多のはやしや踊りが応援するなど、年5回の大町をとめての市は地域活性化につながる大きなイベントです。市の補助金も当初からどんどん減り、平成29年度はゼロとのことであります。ヤッテマレ軽トラ市まちおこし実行委員会では、参加者にアンケートをとり最終的な判断をするようです。市の軽トラ市への取り組み支援について御意見をお伺いします。

3番目の質問は、就学援助制度についてであります。学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと明記されています。就学援助金は、子供の貧困に極めて重要な役割を担っています。当市の就学金援助制度は、決して他に比べ充実しているとは言えませんが、この制度の実施状況を援助率も含めお知らせください。

市の就学援助制度で他の自治体で実施しているのに援助対象となっていない新入学児童生徒学用品費等、略して入学準備金とさせていただきますが、どうして対象としていないのか、お伺いします。

入学準備金については、必要な時期が3月なのに実際の支給が4月となっていることなどから、3月支給を求める声が全国的に広まっています。入学時には、制服やトレーニングウェア、靴など多額のお金がかかります。生活と健康を守る会の緊急全国アンケートでは、2月末現在で46自治体が3月支給を実施するとのことであります。今後速やかに実施することを要望するとともに、3月支給をお願いします。

以上、壇上からの質問を終わります。理事者側の誠意ある御回答をお願いします。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○工藤 仁民生部長 マイナンバーカードの普及状況についてお答えします。

本人の申請により作成するマイナンバーカードは、本年1月末現在4,889件の申請に対し3,909枚が交付されており、市人口の約6.9%の方がマイナンバーカードを所持している状況となっております。

また、住民票を有する全ての方へ交付される通知カードにつきましては、全国の市区町村長から委任を受けている地方公共団体情報システム機構から家族全員分が世帯主宛てに簡易書留で平成27年10月から郵送されており、本年1月末現在市内の約99%の世帯で受領されております。

なお、簡易書留配達の際の不在等により受領されていない世帯についてですが、市全体では257世帯、285人の通知カードがまだ受領されておらず、今後再度通知をし、市役

所及び総合支所での受領を促すこととしております。

以上です。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 特別徴収税額通知に係るマイナンバーについてお答えいたします。

本年5月分送達分からの給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書については、地方税法施行規則で個人番号を含む様式が示されていることから、施行規則に定める様式に準拠し、各事業所への特別徴収税額通知書には個人番号を記載することを現時点では検討しているところです。しかし、事業所には従業員が個人番号の提出を拒否した方の個人番号も通知されることから、特別徴収税額通知書に個人番号を含めるかについては、今後も国及び県内各市町村の動向を踏まえ引き続き検討してまいりたいと考えております。

それから、特別徴収税額に係る通知の郵送方法についてですけれども、各事業所への特別徴収税額通知書につきましては、従来普通郵便により送達しておりましたが、個人番号を記載することとした場合、関係者以外の方が開封することのないよう、特別徴収に係る郵便物であることを封筒に明記した上で、間違いなく確実にその事業所へ届くよう、簡易書留郵便により送達することを現時点は検討しております。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 軽トラ市の市の支援策についてでございます。

ヤッテマレ軽トラ市は、地域商店街の振興及び農林水産物の地産地消の推進を図るため、ヤッテマレ軽トラ市まちおこし実行委員会が主体となり平成22年度から実施してきたところであります。当該実行委員会の委員構成は、大町商店街振興組合の役員、商工会議所及び市観光協会の役職員、出店者、市職員となっており、顧問として県が参加しているところです。議員御指摘の実行委員会の解散であります。大町商店街振興組合が平成29年1月末をもって解散したため、実行委員会の運営を牽引してきた大町商店街振興組合の役員のかわりに出店者がその運営を担う予定であり、実行委員会は引き続き存続することとしております。

次に、来年度における軽トラ市の開催見込みであります。現在実行委員会において出店者に対して来年度における出店意向に関するアンケートを実施していることから、その結果がまとまる3月中旬には軽トラ市の開催の可否が決定する見込みであります。

また、軽トラ市に対する市の支援策についてであります。市からの補助金交付による金銭的な支援を今年度で終了するものの、開催時における市職員の派遣等の人的支援を通じて側面から支援するとともに、大町町内会と連携しながら引き続き中心商店街の

活性化に取り組んでまいります。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 近年の就学援助の実施状況についてお答えします。

市教育委員会では、現在準要保護児童生徒保護者に対して修学旅行費や給食費、学用品費を就学援助の支給品目として実施しております。平成29年2月1日現在、市内小中学校の準要保護児童数及び生徒数については、小学校が368人、中学校では257人となっており、小学校では全体の15.4%、中学校では全体の16.7%となっております。近年で比較してみますと、小学校児童について認定者数は横ばいであるものの、全体の児童数が減少しておりますので、全体に占める割合としては若干の増加傾向にあります。また、中学校生徒においては、認定者数は減少傾向であるものの、全体の生徒数も減少しておりますので、全体に占める割合としては横ばいで推移しているのが現状であります。

次に、入学準備金に関し、その見通しについてお答えします。当市の準要保護児童生徒保護者に対する就学援助につきましては、これまでも支給費目の拡充に取り組んでまいりました。平成25年度からは、それまで3分の2の援助でありました修学旅行費と給食費について全額援助とし、平成26年度からは学用品費を就学援助の新たな支給費目として拡充したところであり、さらに平成28年度には学用品費の支給額の増額をしたところでもあります。また、平成29年度については、学校保健安全法施行令第8条に掲げる疾病を対象とした医療費を新たな支給費目として新年度当初予算案に計上したところでもあります。教育委員会といたしましては、新たに入学する準要保護児童生徒保護者に対しての学用品費や通学用品などの入学用品援助についても、効果的な支給時期の検討も含め引き続き支給費目の拡充に取り組み、就学支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 マイナンバーについてなんですが、私びっくりしたんですが、まだ通知書が届いていない人が200人以上いるということなので、ぜひ100%行き渡るように努力してほしいというふうに思います。

それで、きょうの主題である特別徴収税額通知書のことなんですが、これはマイナンバーを記載する様式に総務省が、様式を変えて勝手にマイナンバーを普及させるために市町村に押しつけているわけですが、まず1つは法律的な根拠が何もないということなんです。ただ、様式を定めたというだけで、各自治体がそれを守らなきゃならないということではありませんので、そこを十分総務省にも聞いて、そういうことですので、考えてほしいと。ましてや事業所の職員がそれを受け取って、どれだけ重要なものかわ

かんない人がただその辺に投げておくと、ほかの従業員がコピーして持っていったりとか、ほかのお客さんが来たとき見てコピーしていくとか、情報漏えいの大きな問題になるわけですので、そこを十分考えなければならぬと。それで、今全国的に秋から各自自治体にいろんな団体だとか税理士の団体だとかが申し入れを行って、書くなという陳情をしているわけです。そういう中で、例えば東京都の中野区では、マイナンバーは記載しないというところとか、あとは嫌だと言っているところには出さないとか、そういうふうになっているわけです。それで、中野区の担当者は、マイナンバーにすると簡易書留にプラス310円かかって、区としては1,200万円も負担増になるんだということを言っていますので、五所川原の場合この通知書は何件ぐらいで、送料どのぐらい見込んでいるのか、わかったら教えてください。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 簡易書留で郵送した場合については、特別徴収事業所が3,041件あることから、郵送料が155万円増えることが見込まれます。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 もらっても困る、ほとんど書いても事業所では意味をなさない、市役所でも意味をなさない、重要なデータを通知書に書かなければ普通郵便で送れるわけですので、五所川原の場合は155万円経費を削減できるわけですので、ぜひその辺を考慮しながら、5月まで検討願えればというふうに思っていましたので、よろしく願いしたいというふうに思います。

次に、軽トラ市なんです、軽トラ市を支えてきたのは大町の振興会と市役所の補助金が大いわけです。参加する人は、軽トラ1台につき年間約1万5,000円、1万四千幾らでしたか、負担金が求められるわけですがけれども、それはポスター代とか、道路をとめるので警察署から許可をもらわなきゃだめなんです。そうすると、1回につき、1回求めると2週間有効なんです、二千幾ら、1台につきかかってしまうと。そうすると、年5回ですので、それだけで1万円警察に軽トラ1台に払うということになるので、それでは不合理だということで、同じ番号の同じ軽トラをそこに、同じところに置くという条件で1回だけ申請すると、年5回分を許可するという事になって、道路使用許可は1回分で済んでいるわけですが、今度見ましたら、立佞武多の隣の公園用の用地で、先ほども年十何回イベント行われているというふうな答弁ありました。あそこでやったらというふうな方向にあるわけです。そうすると、警察の申請は要らないと。私は、前に一般質問したときも、あそこであればいいんじゃないかと。そうすると、道路をとめなくてもいいしという意見だったんですが、前は台数が多くて公園に入れないうけでし

たが、今度は入れるようなので、ぜひそういう方向で、私は市役所への質問なので、昔はいろんな、五所川原だけじゃなくて、市外の団体も随分来ていたんです。やっぱりそういうところに市役所が率先して、また参加してほしいんですとか、そういう呼びかけをぜひ、実行委員会は去年来たとか、これまで参加した団体に全部アンケートとっているのかどうかわかりませんが、その辺そういう援助をしてほしいなとひとつ思っているんです。

それから、もう一つは、前質問したとき、市の駐車場を立佞武多の期間1時半まで、1時まででしたか、は無料にしたわけですが、市の駐車場を。していますので、もし3月中旬に軽トラ市をやるといふふうになったら、ぜひ駐車場の無料化は継続してほしいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 まず、当初議員言われたとおり、平成22年に始めたころに対しては、最大で48台、延べで238台軽トラ市に参加してございました。平成28年度には、最大で19台で延べで90台ということで、当初のころは広場使ってもやっぱり台数が多いところで、それはちょっと無理でないかということで進めたと思います。現在では、19台ぐらいということで、それであれば何とかなるんでないかということで、当然その方向で進めてまいりたいと思います。また、駐車場の利用に関しても、今後もそのような形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 ぜひ軽トラ市やめないで実施してほしいのと、軽トラ市でインターネットで検索かけると、結構商工会議所のホームページもあるけど、市役所だとか、まちのホームページに飛ぶのが多いんです。ぜひ宣伝も兼ねて、やるとなったら市のホームページにも掲載するような支援をしてほしいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 ホームページへ載せていきたいと思います。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 ありがとうございます。

それでは、就学援助制度についてお伺いします。私が聞いたのは、今ここに資料がっぱいあるんですが、これは県の新日本婦人の会という、県本部が全市町村に電話かけて実施しているかどうかを、入学準備金についてとか、金額、いつ支給しているのかとか、全部聞き取りしているんですが、五所川原だけが空欄になっていて、私はほかもや

っているのやっているだろうと、たまたま担当がいなかったから空欄なんじゃないかなと思っていたら、教育委員会と五所川原の支部の人が懇談したら、やっていないんだと。今全国的に3月に支給せいというのが大きな話題になっているのに、それ以前だということになっているわけです。

それで、これは某市の担当者が議員の質問があるということで、周辺自治体の実施状況を聞いているわけですが、ほとんどこの辺の周辺でも、昨年度はやっていないところが多いんですが、今年度からは新入学用品の支給をやるんだということになっていて、ほとんどが3月以降の支給になっていますが、実施しているわけです。それで、今少子化対策がうたわれている中で、一番は乳幼児の医療費だとか、そういうのはすぐ伝わるわけですが、就学援助も大変親たちにとっては直接的で、五所川原さ住んでもさ、学校高くつくよと、就学援助で入学するときの援助も何もないんだよなんていう話がどんどん広まっていくと、誰も五所川原に住まなくなるというふうに思うわけです。

それで、県の新日本婦人の会の資料を見ると、就学援助だけではなくて、入学時に全生徒対象に支援している自治体も9あるわけです。一番大きいのは西目屋村で、子育てには大変力入れているわけですが、第2子には15万円とか、第3子、第4子には20万円、第5子には30万円入学時に上げるとか、青森市も学用品のセットを全生徒に6,300円相当上げていて、あそこ浪岡と合併したので、浪岡、前ランドセル上げていたんだそうです。そうすると、旧市内と余りに違うので、今は浪岡地区の人たちにはリュックサックのランドセルになったようですが、そういう支援をしているわけです。なぜ五所川原が今年度からしていないのか、予算がなくてできなかったのか、そもそもそういう要求すらしていないのか、その辺をちょっと確認したいので、よろしくお願いします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 就学援助の支給費目の拡充については、先ほども御答弁したとおり、段階的に拡充を進めてまいりました。ただし、入学支援費については、こちらは財政事情もございまして、予算要求で査定されているということは確かでございます。ただし、県内、それから2市4町の圏域の中での入学支援費の設定状況、これをつぶさに評価しながら、今後の予算どり、それから就学援助の拡充という部分について検討を加えてまいりたいと考えます。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 ぜひ聞いてほしいのは、五所川原だけなのだと。金額は基準額が中学校だと2万幾らとか小学校は幾らとかと、大体小学校だと2万470円、中学校だと2万3,550円が基準額のようなのですが、市町村によっては金額違いますけども、そこはぜひ実

施してもらわないと、前も述べていますが、五所川原というのは津軽の中心で、例えば小泊から出たいという人が五所川原に一回住んで、そこからどこかに通勤、そして小泊の親も見ると感じる役割を果たして、ほかの町村よりも自然減というか、そういう増加があるわけです。途中下車みたい。そういうときに、いいよ、つがる市のほうがもっと住みやすいよ、鶴田のほうが住みやすいといったら、同じ五能線の沿線でそっちに行ってしまうということになりますので、そこをぜひ考えて施策をしてほしいというふうに思いました。

それから、就学援助金というのはいろんな分野があるんですが、国が一応2分の1補助しているわけですが、その補助金の請求の仕方がどういうふうになっているのか、例えば交付金で一括来ていてよくわからないんですよとか、やった分請求書を県に出して、そうすると2分の1来るんですよとか、その辺の仕組みについてちょっとお伺いします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○寺田建夫教育部長 就学援助の財政支援の内容についてお答えします。

準要保護児童生徒保護者に対する就学援助につきましては、国が実施いたしました三位一体改革により、平成17年度より国庫補助制度が廃止され、税源移譲及び地方財政措置が行われ、市が単独で実施している状況でございます。現在は、毎年5月1日現在で行う学校基本調査による市内小中学校の児童生徒数をもとに基準財政需要額が算定され、普通交付税に措置されております。

○秋元洋子副議長 3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 国の交付要綱なんか見ると、何か請求書出すみたいな文書もあったように思うんですが、答弁によると普通交付税の中に入ってしまったという状況ですので、財政のほう、ぜひそこを五所川原市しかやっていないのだということをぜひ……五所川原市しかやっていないということが、例えば県内でマイナンバー制度の通知書に書かないのが五所川原だけだとかという意味と違って、五所川原の人口を増やすことにとっては大変マイナスになるような五所川原市しかですので、ぜひそこを考慮して頑張ってくださいというふうに思います。就学援助制度については、一応通告しているのがこれだけですが、平成17年度でしたか、生活保護の基準が変わって、準要保護の基準も各自治体が変更になっているんですが、その辺については別の機会にまた質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○秋元洋子副議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、24番、工藤武則議員の質問を許可いたします。

○24番 工藤武則議員 一登壇一

どうも皆さん最後まで御苦労さまです。至誠公明会の工藤であります。29年第1回目の質問をさせていただきます。

私の場合は、一括です。質問というよりも、半ばお願いが入っている部分も多々ありますので、そしてまた議員の皆さん方に協力を仰ぎたいと、この質問もまた入れるやもわかりませんので、何分お願いを申し上げます。

1つは、前文として御礼と報告があります。今回の補正予算で3,220万円の冷凍庫の建設に予算を計上されまして、まずもってありがとうございました。十三漁協の組合長を初め、役員の皆さん方が何とか御礼を申し上げてくださいと。なぜこの冷凍庫が必要なのかと。一言で言えば消費者のためであります。今十三湖の中からシジミを採取してきても、洗わなければ消費者が食べないという、そして砂出しをしなければ手をつけないというのが実情で、この冷凍庫が何としても必要だというふうなことでお願いをされ、予算を計上されましたこと、官僚の皆さん方にも御礼を申し上げます。また、先般マスコミ等の報道で、組合長並びに役員の皆さん方が市長さんのところに報告に来た写真が掲載されておりました。そのシジミで、十三湖産大和しじみの名称で、農林水産省の地理的表示保護制度、G Iに登録をされたということであります。その登録をされて、早速G Iのマークつきのシジミを各地の魚市場に出荷されたということであります。本当に大変よかったと私どもも思っております。皆さん方も御存じのように、今シジミガイはひとりでテレビに出て宣伝をされております。お酒を飲む人、みんなおりますね。肝臓の薬とは言わねえけども、肝臓に効きますよと、健康食品だよと。まず、シジミのこれからの将来は飛ぶ鳥を落とすような勢いで出ていくだろうと、そう思っております。しかしながら、トレーサビリティとか、あるいはまたG Iとか、こういうふうな登録をされたものの、シジミの繁殖についてはなかなか難しいものもある。悲観的な要素もまたあります。そこで、ひとつ財政部長、市長さん初め、皆さん方の温かいお力添えをこれからも賜りたいと思えます。

さて、またもう一つ皆さん方に報告があります。去年の暮れでありますけれども、市長さんも御挨拶をされておられました、十三湖河口に設置されておる十三湖水戸口突堤が土木学会の2016年度でもって選奨土木遺産に認定されたことあります。この水戸口といえば、皆さんなじまないかもわかりませんが、私どももそうです、地元においても。こんなに歴史があるものかな、こんなにまた津軽平野に役立っておるのかなということすらも私どもわかりませんでした。津軽平野の礎になったことが評価されたことあります。上流に至っては五所川原まで、昔はこの突堤がなかったときには金

木、中泊はもちろんのこと、岩木川の突堤が土砂で塞がったときに、皆さんのところで災害、洪水が発生して大変な、そして我々目の当たりにしておることは、市浦の役場に明治時代の突堤の塞がった状況、写真があります。まさによくぞこんなに突堤が詰まるもんだなと。そうすれば、雨が降ったとき五所川原、金木、中泊は、水害、床下浸水、当たり前なことなんです。そのために、その突堤を開口する、突堤をつくる、我々の偉大なる先人たち。歴史というものは私ども余りなじまないものでありますけれども、その先人が七里長浜に座り、2年も3年も座って沖を眺めたそうです。ばがでねえなというくらい何年もそこに座って波を見ながら、どこに岩木川の突堤口を開口すればいいか研究したそうです。その偉大なる先人たちが七里長浜に今の突堤口を基準にして、南のほうに明神沼とあります。ここで大体6カ所ぐらい、ここら辺につくればいい、あそこにつくればいいということで、十何年かかったそうです。その中で、磯松、あそこにも行けば沼があるんです。何の沼かなと、そう思っておったところが、やはり突堤をつくる場所としての選ばれたところなんです。しかし、その先人たちが、何としても上流の人たちの災害、洪水から守らなければならないということで、今現在のところを眺めておったら2ミリの砂利が、砂が満潮のときに入ってくるんだそうです。2ミリの砂が干潮のときに、引き潮のときにその2ミリの砂というものが出ていくんだそうです。そういうふうなことで、今現在のところに岩木川、十三湖水戸口というところが完成された歴史があるわけですので、もし機会があれば皆さん方もあの水戸口に立ってみて、歴史があったんだなということを感じていただければ幸いです。

そこで、きょう、建設部長さん、私通告はしておりませんでしたけれども、この選奨土木遺産の認定された銘板がどっかに立つはずであります。銘板が寄贈されたということで、この前講演のとき報告されておりましたので、きょうもしできればひとつその答弁をお願いをしてみたいと。ちなみに、八戸工業大学の教授の佐々木幹夫さんという人が推薦をされて決めたと、認定が決まったということでもあります。

さて、今回の1つは、ヒラメ飼育槽の今後の動向について質問をしてみたいと。県の水産部では、昭和62年度に県民の多額の、巨額の10億円という税金を投じてヒラメの飼育槽の造成工事に着手をされたと。そして、平成元年の11月に完成され、我々地域の一人としても私もヒラメ飼育槽の完成で随分と喜んだものであります。ましてや地元の人たちが雇用されるということで、本当に安堵しておったところでもあります。私が今質問をするのは、この場所が十三の村で、そして五所川原市の地先権、十三固有の場所であるんです。ゆえに、ひいては五所川原市、そして十三漁協にその場所の権利があるということでもあります。まずもって、このヒラメ飼育槽というのは、昭和62年に着工されて

から今現在まで30年以上たっております。その間恐らくは五、六年で稼働期間が終わったものと私ども考えております。しかし、何でこんなに巨額の県民の税金を投じてこんなに早くやめて、あるいはまた25年間も、二十六、七年も廃墟化して投げてしまったのかなという。その場所は、皆さん方も十三の村に来ればよくわかるところであります。十三湖の南側に位置する十三地区の前潟というところであります。その場所の面積は22万7,000平米あり、町歩に直せば22.7町歩だそうであります。かなりシジミガイにとっては、その場所は私子供のときから見ておった場所でありましてけれども、立地条件の整ったすばらしい場所でありまして。やはりヒラメの場所でも、飼育槽を着手するというふうなことになるれば、そういうふうな場所を好むんです。それで、放置をされておるということ、私はちょっと変なあんばいだなと。上流の明神沼16万7,000平米、こっから常に、シジミにとっては淡水が必要です。海水も必要です。湧き水の淡水が流れ出て、日本海からはちょうどいいあんばいに海水が入り、大変恵まれた場所でありまして。その22万7,000平米の場所に飼育槽が4分の1場所を確保しながら、どでかく建設をされておるということ、30年たった今も何の稼働もせず居座っておる巨大なヒラメの飼育槽の廃墟化された跡地があるわけでありまして。

その当時、その海中中間育成のヒラメ飼育槽の期待感、また取り組み、青森県の水産部の姿勢は大変な盛り上がりようでありました。我々地域住民よりも青森県の水産部の職員たちが盛り上がってしまって、この場所を天然のヒラメの大飼育槽にするんだと、1つは。1つは、ここの場所で100万匹を扱う基幹施設としてフル稼働をすると。1つは、毎年5センチサイズの稚魚を200万匹外海に、日本海であります、放流する。1つは、特に十三湖の南側に広がる前潟は、内陸に深く入り込んでおり、外海の影響を受けにくいというメリットがある。これは、当時の水産部の人たちの盛り上がりで、コメントであります。こういうふうに期待をされて行った事業であります。恐らく県の水産部では、一大増殖場にすることを決めたのは、その当時から恐らく県の水産部の考え方は、とる漁業から育てる漁業への転換期と考えたことではなかろうかと思えます。

なぜ県単事業で行われた飼育槽を質問したかということ、この期待をされて四、五年ぐらいでやめてしまったことに対しての県に対しての不信感であります。県なら許されるのかということ、30年も放置していまだかつて、今質問をしなければさらにまた延びていく、この廃墟化されたもの、無に終わるということでありますので、経済部長さんの御意見を聞きたいと思えます。

次に、本当に十三地区、磯松の地域に津波タワー建設をしてもらい、十三地区は高いところに建設をされた、磯松の地区は低いところ、津波が発生すればすぐ部落を襲うと

いうふうな場所に建設をされておりますけれども、恐らく磯松の地域の方々も安堵しておるのではなかろうかと思えます。つくっておいてもらって文句があるのかと、こういうふうなお話もあろうかと思えますけれども、何か足りない、こういう思いで今の壇上に立っております。ということは、風評的なお話もあります。ただ、つくったばかりでねえがと。誰上がるだば、誰が避難するんだばって。そうではないんです。一人でもそこで避難して助かる人があれば、私は称賛されるべきだと、そう思いますので。ただ、東日本大震災のときは3月でありました。寒いとき。ひとつ、財務部長、苦慮するところでありましょうけれども、ここに部屋をつくっていただきたい。その部屋に非常食とか毛布とか、そういうものは要らない。ただ単に寒いときしのげるお部屋が1つ欲しいなという思いであります。

昔十三に津波が起きたの皆さん覚えておりますね。興国600年、今から677年も前です。1340年だそうであります。そのとき十三というところ、非常に栄えたところ。その大津波が来て十三で10万人が亡くなったということ、皆さん方も御承知だろうと思えますので、何とか、10万人亡くするんでなくして、人口も減っておりますけれども、ひとつ一人の人間でも救わなければならないという気持ちでお願いをして、お願いです、これはあくまでも。ただ、生命、財産保護のためには五所川原市の官僚の皆さん方は大変立派でありますので、ひとつ何分お願いを申し上げます。

終わります。どうも。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○蒔苗 司建設部長 水戸口突堤、選奨土木遺産の銘板についてお答えしたいと思います。

岩木川改修100周年記念式典を平成30年に現在予定しております。それに先立ちまして、平成29年度中に設置したいと考えておりますが、設置場所につきましては現在青森河川国道事務所と協議をしているところでございます。ただ、私としては、水戸口突堤に設置されるのが一番よいのではないかと考えているところでございます。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 それでは、県が整備した十三地区のヒラメ飼養施設、まず経緯から説明したいと思います。

県では、昭和60年度にヒラメ栽培漁業計画に関する基本的な事項であるヒラメの資源増大目標、施設の規模などについて、基本的な構想をまとめ、昭和62年に県、全沿岸市町村、漁協、系統団体の関係団体90団体で組織された社団法人青森県栽培漁業振興協会がヒラメ栽培漁業の推進を関係者が総ぐるみで実施することといたしました。ヒラメの

栽培漁業計画に基づき、1.5センチサイズの稚魚を生産する種苗生産施設を階上に設置されている青森県栽培漁業センターの隣接地に設け、その後3センチサイズまで鰯ヶ沢と脇野沢村の陸上施設で中間育成を行い、さらに5センチサイズまでは海にならしてから放流するため、稚魚飼育漁場の適性のほか、地理的条件をも考慮し、日本海地区にある十三湖の前潟と陸奥湾内の静穏海域である芦崎湾の海中中間育成場で飼育することといたしました。

当時の計画は、平成2年度から全長5センチの稚魚を毎年200万匹放流することとし、必要な飼育施設は昭和62年から平成2年度までの間に整備し、建設費は国、県が負担し、運営費を県と全沿岸市町村、漁協が負担するものとしていました。実際に十三湖の前潟の海中中間育成場は平成5年度から供用されましたが、平成14年5月には利用を終えております。その後、県では施設の利活用を検討するため、平成18年度から平成20年度までナマコの養殖試験とアマモの育苗生産試験を行い、平成25年度からはシジミの畜養試験を行っております。現在シジミを長期間畜養すると生存率が低いなどの課題があることから、これらの課題を解決するめどが立ち次第、市や漁協と協議を行い施設の利活用を図っていくことと伺っております。市といたしましても、漁業関係者の意見や要望を考慮し、県が推進する利活用に協力してまいりたいと考えております。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 議員御質問の津波避難タワーに部屋をつくってほしいという要望でございました。昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震の津波、そして平成23年3月11日に発生した東日本大震災での太平洋側の大津波による被害を踏まえ、平成26年度に市浦十三地区及び磯松地区に避難タワーを整備したところでございます。

津波避難施設につきましては、当市のようなタイプとか一定の居住性を持ったビル型のタイプとかがございますが、当施設はあくまでも津波到来時の一時的な避難場所として確保したものでございますので、100人以上が同時に避難しても津波に耐えられるような構造計算をもとに整備したものでありますので、議員御提言の津波タワーに屋根をつけたり壁をつけたりということになりますと、構造設計の見直しがまず第一に必要になってまいります。基礎的な部分だとか躯体部分の補強も含めて、現実になかなか難しいところはあろうかと思っておりますけれども、検討はしてみたいとは思っています。

ただ、現状のタワーでは、屋根をつけますと当然屋根に冬場、今の時期ですと雪が乗るとのこと、それからふだんは足場はグレーチングの状況になっておりますので、雪、雨がそのまま落ちて積もらないという、雪、雨も通るとのこと、それから外壁も風が通るとのこと、一番の保持につながるものだと思いますのであれですけれども、上に上

がった、避難した際に一番冬場の3月の夜中、寒い時期にというふうに考えますと、簡単に検討できるのは防風ネットぐらいの状況であれば、それは重さは余りないかというふうに、今のとちよっと影響のない状況の中で改良できるかどうかは設計者とちよっと協議しながら、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、タワーができましたので安心するのではなくて、地域の方々にはまず地震が起きたら津波が来るといふふうに考える中で、隣同士声をかけ合って、より早く、より高く、遠くに心がけるようにしていただくことをまた改めてお願いをしたいというふうに考えております。

以上です。

○秋元洋子副議長 24番、工藤武則議員。

○24番 工藤武則議員 ヒラメの飼育槽は、これまでに稼働したことないんです。わかってらよね。県では、さまざまなもの、名前を出しているんだけど、稼働したことがないんです、引き下げてから。確かに私どもの市長さんであれば、ナマコやればいいんだねと、それすらもやれない状況です。どっちのものかわからないんです。経済部長さん、あれほどの巨額な金額を投じて建設をされた、我々の十三漁協でそれを簡単に使いますと勝手にできるもんでもないし、今まで一回も私の場合は稼働がない、それを建設をされた人たちが今じゃないんです。その中で、その当時から我々は手をこまねいて見ておったわけでないんです。ここにおられます証人様もおります。北郡の議長会でいろいろ模索をしながら、あの場所を見学をしながら、何とかできないものかと、こういうふうな考えで進めてきた経緯もあります。

なぜ今私が……確かに十三の漁業協同組合ではさまざまな資格を取りながら、登録を受けながら、皆さんも御承知のように、岩木川から出てくる水が本当に大変なんです。出てこなければ出てこないでまた大変なんですけれども、泥が出てきて、その泥が十三湖の中に蔓延をしておる、だんだん、だんだんシジミの居場所がなくなる。したがって、ああいう立地条件のよいところをシジミガイの増殖場所としてとっていかなければ、将来の十三の組合というものは、百何名ですか、正組合員、いなくなってしまうんです。今まさにUターン組が来て、今最高のときであります。したがって、これを部長さんの考え方は、最後にどっかに落としどころがないのかと私が考えておりますけれども、部長さんありませんか。なければ、私のほうから話をしながら、これ非常に難しい、はっきり言って。我々の市浦村でも、村長様もいたし、やらなかった。それで、合併したから、部長さんがいるから質問すればいいという問題でもないのです。わかります、それは。ただ、どうするの、あの場所さとしてつもないものをどんと置いて、稼働するのかし

ないのかわからない状況下の中で、これまた10年たっても20年たっても同じなんです、皆さん、部長さん。したがって、一つの方法として、何とか五所川原市に、あるいは十三漁業協同組合にあの場所を譲渡されねえのかと、このお話であります。このために進んでもらえればありがたい。ただ、検討します、努力しますとすれば、我々行政視察に行ったとき、その言葉はうそついているんだと、こういう言葉もありますので、やりますと、こういうふうなお話をきょう聞きたいもんです。

○秋元洋子副議長 経済部長。

○小山内秀峰経済部長 県の施設を市が譲渡してもらおうという問題はかなり私独断で決められないもんですし、相手もいることですので、まずは利活用について県のほうと協議していきたいと思います。

○秋元洋子副議長 24番、工藤武則議員。

○24番 工藤武則議員 2番目の津波タワーです。建ててもらってぐだぐだと言っているも、これもまたしょうのない話だけでも、総務部長さんの話聞けば、何か津波タワーそのものがそういう部屋をつくったり屋根をかけたりすれば弊害が出ると。これは、そうだろうとは思っています。しかし、ほかの地域を見ますと、新聞紙上、津波タワー建ておったところを見ますと、みんな部屋をつくって大事にしております。五所川原市ができませんか、それ。あんたの話聞けば、皆無なような状態だ。また、そうすれば、作り直さなければ、耐震とか強度とか、そういうものの観点からまた建て直さなければならぬということ、なかなか難しいというお話ですか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○岩崎明彦総務部長 設置しておりますのは、最初からそれを想定しないものでつくっております。今全国的にあちこちにいろんなケースがございまして、避難所がなくタワーのほうに避難して、かなりの距離がある部分に関しては居室が必要だということの状況から、そういう物件が、例がかなり増えてきているのは承知しております。私どものほうの設置しているものは、隣に同じくコミュニティセンターも防災センターも一緒に併設しておりますので、居住の部分ではまだいいんですけども、そういう意味での一時的避難場所、そう何日もそこにいるわけではございませんので、一時的な部分ですので、できれば雨をしのいだり風をしのいだり、余り寒くならない状況で置ければいいなということで、きちんとした建物としての部分でやると相当の、雪だとか考えますと大きな柱が必要になってくるといろんな荷重がそれに乗る部分もありますので、ちょっと今のところ簡単にはそれはわかりましたというふうには言えないかなと思いますので。ただ、先ほども申し上げましたけども、海側から吹いてくる風を少しでも上に上った段階で、

何時間いるかはわかりませんが、それぐらい防げるぐらいの、ネット張るぐらいの部分であれば可能かなというふうには思いますけども、そのネットもある程度通しがよくないと海からのどういう形で簡単に津波がどういう状況で来ているか、避難している人に声かける部分に関しても通しのいいようなネットでなくては、なかなかそういう部分でも必要になってくると思いますので、その辺はきちんと計算して御相談申し上げたいなというふうに、今の中でははっきりとお答えできないですということでございます。

○秋元洋子副議長 工藤議員、3回目なんです。終わりですよ、もう。私がもう一回じゃ許可いたしましょうか。許可します。

○24番 工藤武則議員 一言。津波タワー、避難タワー、一時的なものだという取り決めが間違っていないか。そこさ居座って高齢化社会迎えるんです。これから今の若い人たちでも全部年行くの。そこさ上がっておりて来ねば一時的なものではないでしょう。検討するかしないか、検討してもらいたい。検討するとすれぱうそついたことになるはんで、まいねけども、大変大事なことで、そういうふうな津波タワー、立派なものを建ててくれたというふうなことであれば、最後まで責任持って、生命、財産保護のためにお願いをしたいと。3回目だはんで、まいねというはんでおがねばまいねでばな。議長、どうも済みません。ありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって工藤武則議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○秋元洋子副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時49分 散会

平成29年五所川原市議会第1回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成29年3月8日（水）午前10時開議

第 1 一般質問（1人）

11番 山口 孝 夫 議員

第 2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の決定及び和解について）から議案第36号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてまで

第 3 請願第1号 「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見書提出に関する請願書

第 4 請願第2号 「原発コストの新たな利用者転嫁」に反対する意見書提出に関する請願書

第 5 議会改革特別委員の辞任及び選任

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田 進 議員	4番 磯辺 勇司 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村 博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 寺田武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 伊藤永慈 議員
20番 木村清一 議員	21番 福士寛美 議員
22番 川浪茂浩 議員	23番 三瀨春樹 議員
24番 工藤武則 議員	25番 平山秀直 議員

26番 葛西 収三 議員

◎欠席議員（1名）

19番 加藤 磐 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	岩 崎 明 彦
財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	工 藤 仁
福 祉 部 長	櫛 引 和 雄
経 済 部 長	小 山 内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上 下 水 道 部 長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選 挙 管 理 委 員 会 長	白 川 昭 磨
選 挙 管 理 委 員 会 長	中 谷 金 義
事 務 局 長	山 本 將 雄
監 査 委 員	宮 崎 昌 子
監 査 委 員 長	
農 業 委 員 会 会 長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 長	山 田 達 二
事 務 局 長	
総 務 課 長	岩 川 和 雄
財 政 課 長	三 橋 大 輔
環 境 対 策 課 長	秋 元 建 一
保 護 福 祉 課 長	伊 藤 一 二 三
農 林 水 産 課 長	川 浪 治

土 木 課 長	佐々木 秀 文
上 下 水 道 部 総 務 課 長	須 藤 淳 也
教 育 総 務 課 長	川 浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 尾 功 一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤 田 幸 大

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○磯辺勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。また、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降の質問については一般質問通告書の質問要旨順に1つの質問要旨に関する質問、答弁が終結してから次の質問要旨に関する質問、答弁に移る方法で行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、11番、山口孝夫議員の質問を許可いたします。

○11番 山口孝夫議員 一登壇一

おはようございます。市民の会の山口孝夫です。市民の立場になって、市民の目線で、市民のために諸問題を取り上げてまいりたいと思います。

一般質問に入る前に、昨年3月定例会で、救急医療体制について、緊急時に備え各家庭で個人の緊急連絡カードがあれば早い対応で助かったかもしれないとの思いで一般質問しましたが、そのカードが市の広報、先月の2月号で発表されました。1年を経てできましたが、市民の安全、安心の一部が改善されましたことに対し、関係部局が熱心に汗をかいてカードができたことに感謝申し上げ、一般質問をさせていただきます。

それでは、カラス対策について質問させていただきます。市の中心地、自宅の前、店の前、屋根、歩道、車の上、歩道を歩いている人、りんごの全国大会で本市を訪れ、川端町で2次会会場に行く途中ふんを頭に落とされた人等、その被害はふん害だけにとどまらず、全体的には五所川原市民、市外、県外観光客等の人たちに与える肉体的、そしてまた精神的な苦痛を与え、市のイメージダウンにつながると思います。

そこで、1番目として、大体どれくらい夜になるとカラスの群衆がいるのか。各町内会との当市の連携はどのようになっているのか。各家庭でのごみ収集場所でのカラスの現状。そしてまた、最終処理場でありますごみ処理場でのカラスの現状。

2つ目に対しては、カラスが及ぼす影響について、カラスに対しての市民の捉え方、

カラスに対しての市外、県外、五所川原市を訪れる訪問者の感じ方、特に観光客の影響について。そして、カラスに対しての農産物に対しての被害の状況。

3番目に対しては、カラスが及ぼす影響に対して、市の対策はどのように考えているのか。カラスの群衆によるふん害の対策について、各町内会との連携、対策は。そしてまた、市外、県外観光客に対しての市の対策。農作業に及ぼす農産物の被害に対する対策は。

以上がカラス対策についての質問であります。

次に、空き家対策についてであります。空き家対策は、各市町村でその対応、対策は違うと思いますが、昨年8月、総務常任委員会で空き家対策について、石川県小松市を訪れました。小松市の人口は10万8,000人。人口減少率は0.数%の減少率であります。小松市の空き家対策は、平成22年から始まり、市営住宅が満室になり空き家対策が始まりました。空き家調査は、緊急雇用対策で採用した3人で調査を開始し、調査に基づき4カ月程度で2,200軒調査し、対象となるもの1,500軒に対して、すぐ使えるもの、そしてまた改修の要るもの等4段階に分けて、所有者のうち連絡先の確認ができるものに対しアンケート調査をし、その結果を空き家対策に生かしていました。また、空き家の建物の図面、原図がないものは担当課で書いており、その対応は建築住宅課が空き家及び定住促進対策を担当して、宅建協会と月1回ほど打ち合わせを行い、お互いに市と宅建協会がウイン・ウインの関係であるとの報告がありました。ウイン・ウインというのは、お互いによかったよかったということであります。この空き家対策については、五所川原がこれからスタートだということでありまして、7日に一般質問で木村慶憲議員が空き家対策と、そしてまた活用でほとんど聞いたので答弁は要りません。

以上で1回目の質問は終わります。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○工藤 仁民生部長 カラスの現状についての御質問ですが、当市において市街地等のカラスの個体数や推移についての調査は行っていませんが、他市の調査結果によると、年度によって変動はありますが、集団化した個体数は2,000羽から5,000羽となっており、当市の市街地をねぐらとしている個体数も同数程度ではないかと推察しております。各町内会と当市の連携につきましては、平成26年度に市中心街の8町内会長を初め、規模の大きい建物の管理者、電力会社、関係部局によるカラス対策意見交換会を開催し意見交換をしながら、ある程度カラスとおつき合いしながら対処していくことを確認しております。

当市の家庭系一般廃棄物の収集運搬業務に係るステーション回収によるごみ集積所は1,109カ所あり、町内会等が主体となりカラスや猫等によるごみの散乱被害を防止するため、ごみ収集小屋や防鳥ネットを設置するなど、周囲の状況に合わせた取り組みがなされていますが、そのうち約90カ所がごみ収集小屋や防鳥ネット等の設置がない集積所で、そのほとんどが市街地となっている状況で、カラスによる散乱被害のある集積所も確認されております。

一般廃棄物最終処分場におけるカラスの現状ですが、市浦処分場はごみ処分場が屋内施設のためにカラス被害はなく、金木処分場は平成27年3月より休止しているためカラスの集団化は見受けられません。野里処分場につきましては、ごみの即日覆土を行っているにもかかわらず、ごみをついばむカラスが200羽程度生息しております。

次に、カラス被害に対する苦情内容についてですが、全国的な苦情としては、威嚇、攻撃された、巣をかけられた、集団化して怖い、ごみを荒らすといった内容が多く、当市に多く寄せられている苦情ではふんが見苦しい、不衛生である、カラスの餌やりに困るといった内容となっており、ふん害や集団化していることに対する嫌悪感によるものが多い傾向にあり、一般市民の方、観光客の方に差異はないと考えております。また、平成28年度のカラスによる農作物被害につきましては、米、麦、野菜、果物等の食害があり、りんご農家からの申告によると想定被害額は9万2,000円になっていると伺っております。

次に、カラスの苦情の対応ですが、カラスは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により原則として捕獲が禁止された野生鳥獣であることから、許可なく狩猟や捕獲ができないのが現状であります。市街地のカラス追い払い対策として、町内会や市民の皆様を活用していただけるよう、LEDライトの貸し付けを始めているほか、市民の通報による路上や歩道に散乱したふんの清掃や消毒については、これまでと同様、道路管理者間の相互協力のもと、必要に応じ速やかに対処してまいります。また、市中心街町内会との連携につきましては、カラスの生態や行動、被害対策について、関係施設、電力会社、関係部局も交えながら意見交換会を行い、情報を共有しながら連携を図ってまいりたいと考えております。本年度、農作物被害対策として、五所川原鳥獣被害対策実施隊により散弾銃を使用したカラス駆除を市街地や住宅地を除く市内全域で実施し、37回の出動で344羽を駆除しており、平成29年度以降も駆除を行う計画であると伺っております。

以上です。

○磯辺勇司議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 私もここ1カ月ほどカラスの状況を調べてまいりました。あるときは北斗グラウンドにおいて、約1,000羽から2,000羽ぐらい、夕方5時半、そのぐらい、そこできょうはどこに行こうかということで会議をしているみたいで、中身の話はよくわからないんですけども、きょうは川端町に行くか、そしてまたラインとしては乾橋から駅に行くほうの左側のほうは、電話局側です、そっちのほうに行くときと、それから右のほうの、五所川原の川端町です、そちらを中心とするところにいるのが現状かなと。ここ1週間ほどずっと朝と夜、特に夜ですけども、朝、昼はほとんどカラスが町なかにはいません。それは、やっぱり人がいるから出ないと思うんです。でも、夜になると、5時、6時ごろには新町、特に増田病院、そしてまたサンルート、それから前に東京海上があった看護学院の上だとか、そしてまた市長さんのところとか、そういうところにいるんです。そしてまた、7時ごろになると、それが一挙にあるときは電話局のラインに行ったりあちこち行きますけども、主につがる総合病院、その前に集中していました。これは、きのう、おとついで、ここ3日、4日そうです。その近くは、やっぱり食べ物が豊富だと思うんです、川端町。特に見た実態としては、1,000羽から2,000羽いる、そこにカラスが生息するその好条件があると思うんです。ということは、ここ何日か見ていますと、現実には川端町を中心とする夜のそういうところの朝方にごみの収集がビニール袋で放置されるところが結構あったんです。それをやっぱりどついで、それで食べ物を食べているというような現状なんです。幾らカラス、例えば駆除をやって鉄砲で撃ったり駆除、それはあるんでしょうけども、やっぱり生息できない環境、これはここ去年、おとしから比べていくと、今年は異常に増えたと思うんです、市内に、町なかには。そしてまた、明るいとこに、夜明るいとこです。その中で、これから市としてどのように対応するのか。例えば料飲店組合と一緒にあって、ごみの袋をここに放置させない、ごみの大きいポリタンク、それにぱんと入れるとか、そんなことやっていかないと、せっかく五所川原を訪れた人、先ほど申しましたけども、りんごの全国大会あって、2次会で五所川原に来た人、スナックの店に行く前に頭に落とされたわけです。この人は、すごい五所川原の悪いイメージを自分のところに東京に行ってからしゃべると思うんです。こういうことはやっぱり避けたいと思います。ということで、市と料飲店組合、そういうところの連携を図って、ぜひとも五所川原のイメージアップにつなげてもらいたいなど。中でも五所川原は、立佞武多を中心として県外の観光客が五所川原を訪れるような土台ができたわけです。そうした中で、やっぱり市と料飲店組合の連携をどのように図るのか、御答弁願いたいと思います。

○磯辺勇司議長 民生部長。

- 工藤 仁民生部長 カラスは、学習能力があり、今年有効であった対策も次の年には効果がないという場合もありますので、今の料飲店組合も含めて関係団体と十分協議しながら対応してまいりたいと考えております。
- 磯辺勇司議長 11番、山口孝夫議員。
- 11番 山口孝夫議員 料飲店組合の話しました。もう一つは、カラスに対しての特集を市の広報に、市がわかる範囲、例えばカラスはLEDの電灯に非常に弱いんであります。今現在五所川原でLEDの市としての配付は行っているのか、そこちょっとお話ししてもらいたいと思います。
- 磯辺勇司議長 民生部長。
- 工藤 仁民生部長 LEDライトにつきましては、5台用意して市民の方に貸与しております。
- 磯辺勇司議長 11番、山口孝夫議員。
- 11番 山口孝夫議員 今ちょっと聞き漏らしたけど、5台ですか。5台。それを広報とかで増やす計画とか、そういうのはありますか。
- 磯辺勇司議長 民生部長。
- 工藤 仁民生部長 現在の利用状況が非常に低いことから、広報等でこれからもPR拡大してまいりたいと考えております。
- 磯辺勇司議長 山口議員、挙手してください。
- 11番 山口孝夫議員 よろしく申し上げます。そしてまた、朝のごみ出しについて、先ほど答弁にありました1,109カ所、ごみの。それで、防鳥ネットとかないのが90カ所あるそうです。100%をやった市が、例えば新潟とか、そういうとこなんですけども、やっぱり餌の供給源、それがあることとか、そのことがカラスの生息に大きく結びついていると思うんです。だから、ごみが100%回収を、回収というのは運搬業者が回収する前の段階であります、前の段階でごみ出しをするときにきちっと保護された、そこからカラスがどついてもとれない、そういうことを100%達成したいという市としての思いがあるかどうか、質問いたします。
- 磯辺勇司議長 民生部長。
- 工藤 仁民生部長 ごみ集積場に係る対策としましては、生ごみを新聞紙などで覆い、中身が見えないようにして排出する方法、防鳥ネットはくちばしでごみをついばまれないう目の細かいものにするのと同時に、ネットを持ち上げることをしないよう端におもしろ等を置くなどの対策を実施しております。これからも適切に対処してまいりたいと思います。

○磯辺勇司議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 私が今しゃべっているのは、ごみが収集運搬車が持ち去る前の段階で100%ごみを徹底してやる気持ちが民生部としてありますかと聞いているんです。その目標を達成するために、きちっと100%達成するという、したいと、するというその声を聞いたかったんであります。御答弁願います。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○工藤 仁民生部長 ごみの収集時間は朝9時ころまでで撤去しておりますので、市民の方の意識啓発もこれから必要と思いますので、これからも適切に対処してまいりたいと思います。

○磯辺勇司議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 積極的に対応すると。95%やっても対応する、要は大事なものは100%を目指して、ごみだけは100%を目指すということでやって、またそこで別な要因が生まれたときに、次のまた新たな対応を考えていく、大事なことだと思いますので、ぜひとも100%を目指して市の民生部としての適切な御指導をお願いしたいと思います。

次に、市のカラスに対する解決策、そしてまた助成制度について、何か考えているのであれば教えていただきたいと思います。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○工藤 仁民生部長 対策としましては、カラスが電線にとまれないようにする器具の取り付けを電力会社に要請をしていくとともに、路上や歩道に散乱したふんの清掃用に町内会や市民に対する清掃用具の貸し出しやごみ集積所につきましてはごみ集積所設置費用や防鳥ネット費用に対する補助金や貸与制度について、他自治体の状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 よく他の市の対応を見るとありますけども、やっぱりこういう問題というのは、市民というのはほかの市を見ているのではないんです。やっぱりみずからが市の民生部として、そこに対応する自主的な考えに基づいてやっていってほしいなと思っております。そしてまた、電力では、電線にぐるぐるくと巻いております。それも、そこを見ながらいろいろ調査してまいりました。電線に雪がつくと、このぐるぐるくと回っているカラスよけのその効果があるところ、そしてまたそれがちぎれてないところ、切れてないところあるんです。実際民生部としては、五所川原のまちの中、夜のまちの中、カラスがいるところ、そこに対しての具体的にこのラインはカラスが、電力といろいろ連携とって、このラインは大丈夫だと、このラインは大丈夫だという、

そういうものを調査していることはあるんですか。答弁願います。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○工藤 仁民生部長 細かい区域については調査しておりませんが、これを実施すれば全て解決するという性質のものではないため、現状で最善と思われることについて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 11番、山口孝夫議員。

○11番 山口孝夫議員 適地、そして時期、そういうことを踏まえてこれからもカラスのふん害対策、市のほうの対処をよろしくお願いしまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎日程第2 議案第1号から議案第36号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから議案第36号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてまでの36件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第2号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から議案第22号 平成29年度五所川原市下水道事業会計予算までの21件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました21件を除く15件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 請願第1号及び請願第2号

○磯辺勇司議長 次に、日程第3、請願第1号 「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対す

る意見書提出に関する請願書及び日程第4、請願第2号「原発コストの新たな利用者転嫁」に反対する意見書提出に関する請願書の2件を一括議題といたします。

2件の請願については、今定例会の締め切り日までに受理した請願であります。お手元に配付しております請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎議会改革特別委員の辞任及び選任

○磯辺勇司議長 次に、日程第5、議会改革特別委員の辞任及び選任を議題といたします。

木村博議員より3月6日付で議会改革特別委員会委員の辞任願の提出があり、委員会条例第14条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたので報告いたします。後任の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議会改革特別委員に11番、山口孝夫議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員に11番、山口孝夫議員を選任することに決しました。

なお、議会改革特別委員会において副委員長が欠員となりましたので、本日の会議終了後、委員会を開催し、副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明9日から15日までの7日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、7日間は休会とすることに決しました。

ここで私のほうからお願いを申し上げます。間もなく東日本大震災の発生から6年を迎えます。そこで、大震災で犠牲となられた全ての方々を追悼するとともに、この震災を記憶にとどめるためにも、震災の発生時刻である3月11日の午後2時46分に御家族そろうの黙祷をお願い申し上げます。

次回は16日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時37分 散会

平成 29 年五所川原市議会第 1 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

平成 29 年 3 月 16 日（木）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定及び和解について）
- 第 2 議案第 23 号 五所川原市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 24 号 五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 25 号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 32 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 第 6 議案第 36 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 7 請願第 1 号 「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見書提出に関する請願書
- 第 8 請願第 2 号 「原発コストの新たな利用者転嫁」に反対する意見書提出に関する請願書
（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 9 議案第 26 号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 27 号 五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 28 号 金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定について
（経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第 12 議案第 29 号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 30 号 五所川原市遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定について
- 第 14 議案第 35 号 西北五環境整備事務組合同規約の変更について
（民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）

- 第15 議案第31号 五所川原市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第33号 市道路線の認定について
- 第17 議案第34号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第18 議案第2号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)
- 第19 議案第3号 平成28年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 第20 議案第4号 平成28年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第5号 平成29年度五所川原市一般会計予算
- 第22 議案第6号 平成29年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第23 議案第7号 平成29年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第24 議案第8号 平成29年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第25 議案第9号 平成29年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第26 議案第10号 平成29年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第27 議案第11号 平成29年度五所川原市高等看護学院特別会計予算
- 第28 議案第12号 平成29年度五所川原市神山財産区特別会計予算
- 第29 議案第13号 平成29年度五所川原市松野木財産区特別会計予算
- 第30 議案第14号 平成29年度五所川原市戸沢財産区特別会計予算
- 第31 議案第15号 平成29年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第32 議案第16号 平成29年度五所川原市喜良市財産区特別会計予算
- 第33 議案第17号 平成29年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第34 議案第18号 平成29年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第35 議案第19号 平成29年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第36 議案第20号 平成29年度五所川原市水道事業会計予算
- 第37 議案第21号 平成29年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第38 議案第22号 平成29年度五所川原市下水道事業会計予算
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第39 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について

- 第40 経済文教常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について
第41 民生常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について
第42 建設常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について
第43 議会運営委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について
第44 議会だより編集特別委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査について
第45 五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番 松本和春 議員	2番 井上 浩 議員
3番 花田 進 議員	4番 磯辺勇司 議員
5番 山田和宗 議員	6番 木村慶憲 議員
7番 成田和美 議員	8番 吉岡良浩 議員
9番 鳴海初男 議員	10番 木村 博 議員
11番 山口孝夫 議員	12番 山田善治 議員
13番 秋元洋子 議員	14番 稲葉好彦 議員
15番 松野武司 議員	16番 寺田武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 伊藤永慈 議員
19番 加藤 磐 議員	20番 木村清一 議員
21番 福士寛美 議員	22番 川浪茂浩 議員
23番 三潟春樹 議員	24番 工藤武則 議員
25番 平山秀直 議員	

◎欠席議員（1名）

26番 葛西収三 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	岩崎明彦

財 政 部 長	佐 藤 明
民 生 部 長	工 藤 仁
福 祉 部 長	櫛 引 和 雄
経 済 部 長	小山内 秀 峰
建 設 部 長	蒔 苗 司
上下水道部長	北 川 智 章
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	寺 田 建 夫
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	中 谷 金 義
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 達 二
総 務 課 長	岩 川 和 雄
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	福 士 豊
保護福祉課長	伊 藤 一二三
農林水産課長	川 浪 治
土 木 課 長	佐々木 秀 文
上下水道部 総 務 課 長	須 藤 淳 也
教育総務課長	川 浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 尾 功 一
次長・議会総務 係長事務取扱	藤 田 幸 大

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎議会改革特別委員会副委員長の報告

○磯辺勇司議長 議事に入る前に御報告申し上げます。

去る3月8日、議会改革特別委員会において副委員長の互選を行った結果、山口孝夫議員に決定された旨の報告がありました。

◎諸般の報告

○磯辺勇司議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 議案第1号から

日程第8 請願第2号まで

○磯辺勇司議長 それでは、日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから日程第8、請願第2号 「原発コストの新たな利用者転嫁」に反対する意見書提出に関する請願書までの8件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○成田和美総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案6件及び請願2件について、去る8日、理事者側の出席を求め委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は平成29年1月18日に北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮地内を走行中の公用車が停車中の相手方車両に衝突した件について、損害賠償額を定め、和解することを専決処分したので、

これを報告し、承認を求めるものであるとの説明に対し、公用車運転中の事故防止について、さらなる注意喚起が必要であるとの意見があり、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第23号 五所川原市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は外国旅行の場合に支給される支度料を廃止し、旅行雑費の支給対象及び外国旅行の場合の航空運賃の区分を改める等の改正をするほか、国家公務員及び青森県職員の旅費に関する規定に準じ、条文の整理をするものであるとの説明に対し、今回の改正を提案するに至った経緯について質疑があり、通勤手当を受給している職員が通勤と同じ交通手段で直行、または直帰の旅行をした場合には、通勤手当により旅費の負担が軽減されると考えられること、また近年外国への出張件数が増加していることなどから、規定を見直すこととしたものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 五所川原市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、1点目として仮認定特定非営利活動法人から特例認定特定非営利活動法人への名称変更に伴う所要の改正、2点目として住宅ローン控除制度の適用期限の2年延長、3点目として市民税法人税割の引き下げと軽自動車税の環境性能割の創設及び種別割への以降の時期の2年半延期等の改正をするものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、市の条例で規定した独自利用事務においても情報提供等記録に誤りがあった場合には訂正等の処理結果を訂正の請求者等に通知することとするものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。本件は地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた十三通行道116番1及び117番1地先公有水面埋め立て地2万2,932.32平方メートルの土地を確認し、同法第260条第1項の規定により当該土地を十三通行道に編入するものであるとの説明があり、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。本県は八戸市階上町田代小学校中学校組合立田代小中学校の閉校に伴い、組合が解散することから、同組合を脱退させ、総合事務組合同規約中の所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見書提出に関する請願書であります。本請願は国民の人権を擁護し、憲法の保障する思想、信条、表現の自由を十分配慮するとともに、拙速な法案提出及び法制定を行わないよう、政府及び関係者に意見書の提出を求めるものであります。審査の過程において、東京オリンピック開催に向け、国際社会と協調してテロ等と闘うことは重要な課題である。対象となる犯罪が大幅に絞られる見通しであるなど、法案提出にも至っていない段階で、その内容が不明確であり、今後の議論の推移を注視していく必要があることから、不採択とすべきであるとの意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第2号 「原発コストの新たな利用者転嫁」に反対する意見書提出に関する請願書であります。本請願は福島第一原発事故の原因究明と事故の収束に全力を挙げ、原発コストの電力利用者へのつけかえ政策を行わないよう政府及び関係者に意見書の提出を求めるものであります。審査の過程において、東日本大震災から6年が経過するが、コスト面、環境面、地域経済への影響等から、原子力発電所を全面的に廃止することはできないという現状にある。政府では、福島原発事故にかかわる対応については事故当事者である東京電力が責任を持って対応し、負担することが大原則であり、国民負担を極力抑えつつ福島の復興、再生を一日も早く実現する方針であるとのことから、引き続き国における議論を見守る必要があるため、不採択とすべきであるとの意見があり、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

請願第1号及び請願第2号に対する賛成討論の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

社会民主党会派の井上浩です。総務常任委員長報告では、総務常任委員会の審議で両請願を不採択とした旨の報告がただいまございました。しかしながら、提出された両請願は、市民生活に直接かかわる緊急、重大な事項に関するものであり、ひいては当市の公益にかかわるものです。よって、請願趣旨による意見書を議会として提出すべきであると考え、両請願の賛成理由について意見を述べます。

請願第1号 「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見書提出に関する請願書でございますけれども、本請願の趣旨は安倍政権が2020年の東京五輪、パラリンピックに向けたテロ対策を理由として出されたものではございますが、国民の強い反対で国民の間で大きな関心と議論を巻き起こし、過去3度廃案となっております共謀罪と同趣旨の創設法案を提出しようということで、これは大いに国民議論の対象となっている法案の提出に関することでございます。請願項目では、国民の人権を擁護し、憲法の保障する思想、信条、表現の自由を十分に配慮するとともに、広範な国民の懸念が拭えぬまま拙速な法案の国会提出並びに法制定を行わないよう強く要請するとあります。つまり五所川原市民を代表する議会においてもこうしたことに対する判断、御意見を市民は強く求めているということだと思えます。

私も歴史を振り返ったとき、どうしても治安維持法下で最初は犯罪の対象範囲を絞りながら治安維持法成立後に拡大をするという手法が過去歴史の中でとられたことを思い起こさざるを得ません。あれは、戦前の話。現代ではあり得ないと果たして言い切れるのでしょうか。議員各位におかれましても真摯な御考慮をお願いするものでございます。

請願第2号 「原発コストの新たな利用者転嫁」に反対する意見書提出に関する請願書についてでございますけれども、この請願の趣旨は福島第一原発過酷事故後の電力需給の実態は原発なしでも電力供給は可能であることを現実に示しております。もちろん廃炉は国民的課題として行わなければいけないのは、これは当然のことでございます。まずは、福島第一原発事故原因の徹底した究明、事故収束こそ最優先させ、そのことを前提として原発の再稼働を考えるべきであります。

また、原発のコストを、今回の主旨でありますけれども、無関係な利用者に転嫁する、これは一種関係省庁における原発恒久化の試みという批判がございますけれども、こういう考えのもとに出されてきた中身については直ちに取りやめるよう強く求めるものでございます。

このことに、市議会として意見書を政府及び関係者に提出していただきたく、請願されたものでございますけれども、本議会としてもこれには応えるべきだと私は思います。

請願項目、具体的な中身を見ますと、苛酷事故の徹底した究明と事故の収束に全力を

挙げてほしいと。これまだそう至っていないという現実の反映でございます。もう一つは、原発コストの電力利用者へのつけかえ政策を行わないこと。

私も6年前の東日本大震災の惨状を振り返り、とりわけ地震、津波、原発事故の、しかもメルトダウンという三重苦から立ち上がろうとされています福島県民の皆様方とともに、自分には何ができるのかを考え続けています。議員各位におかれましても真摯な御考慮をお願いをするものです。委員会審議の中では、継続審査との御意見もあったやに聞いております。請願2件への議員各位の御賛同を心からお願いをいたしまして、請願第1号及び第2号の賛成討論といたします。

○磯辺勇司議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第1号は承認、議案第23号から議案第36号までの5件は原案可決、請願第1号及び請願第2号の2件は不採択であります。

ただいまの委員長報告のうち請願第1号及び請願第2号に対する賛成討論がありますので、起立により採決いたします。

初めに、請願第1号 「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する意見書提出に関する請願書を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○磯辺勇司議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

次に、請願第2号 「原発コストの新たな利用者転嫁」に反対する意見書提出に関する請願書を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○磯辺勇司議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択と決しました。

次に、ただいまの2件を除く6件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの6件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第26号から

日程第11 議案第28号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第9、議案第26号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11、議案第28号 金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定についての3件を一括議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○鳴海初男経済文教常任委員長 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で経済文教常任委員会に付託されました議案3件について、去る3月8日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第26号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は学校給食について協議する機関である学校給食センターの受配校を対象とした学校給食センター運営委員会及び単独調理校を対象とした金木市浦学校給食連絡協議会の2つの機関を廃止し、新たに市の附属機関として市内全17校を対象とする五所川原市学校給食運営委員会を組織し、審議事項等を定めるものであるとの説明に対し、委員の構成メンバーに食品加工及び販売に関する団体の代表者が含まれている理由及び先般発生した異物混入事件のような事案は協議対象となるかについて等の質疑があり、地産地消の観点から、現在の運営委員会及び連絡協会においても構成メンバーとなっている。異物混入については、各学校が被害の対象にならないよう再発防止や予防対策について年2回は運営委員会を行いたい等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は市立図書館協議会の委員を15人から15名以内に定めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 金木高等学校市浦分校設置条例を廃止する等の条例の制定についてですが、本件は金木高等学校市浦分校が平成29年度をもって閉校をするに当たり、関係条例を廃止し、条項を定めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を報告します。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第12 議案第29号から

日程第14 議案第35号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第12、議案第29号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議案第35号 西北五環境整備事務組合規約の変更についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○木村慶憲民生常任委員長 一登壇一

民生常任委員会です。本定例会において民生常任委員会に付託されました議案3件について、去る8日、理事者側の出席を求め委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第29号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は児童福祉法の一部改正に伴い、里親を定義する条項が改められたため、本条例で引用する児童福祉法の条項番号を改めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 五所川原市遺児入学祝金等支給条例を廃止する条例の制定についてであります。本件は子供の貧困対策の推進やひとり親家庭等の支援施策の充実、児童扶養手当制度の拡充などの動向を踏まえた県の遺児等援護対策の制度見直しにより、本条例を廃止するものであるが、市としては今後もほかの形でひとり親家庭等の支援施策を進めるとともに、これまで市単独で実施してきた弔慰金の支給については継続する予定としているとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 西北五環境整備事務組合規約の変更についてであります。本件は西北五環境整備事務組合議会の議員構成について規約の変更を行うものであり、変更

の内容については現在構成4市町からそれぞれ副市町長、または市町長が指定する職員1名と市町議会議員1名の2名と規定している議員構成を市町議会議員2名ずつに改めるものであるとの説明があり、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第15 議案第31号から

日程第17 議案第34号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第15、議案第31号 五所川原市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17、議案第34号 市道路線の認定についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○福士寛美建設常任委員長 一登壇一

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案3件について、去る8日、理事者側の出席を求め委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第31号 五所川原市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は下水道事業の施設の1日最大処理水量を汚水処理施設の処理能力である1日最大処理能力に改めるものであるとの説明があり、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 市道路線の認定について及び議案第34号 市道路線の認定についての2件についてであります。本件は北部26号線及び石岡14号線の2路線について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、石岡14号線が他の道路とつながる可能性についての質疑があり、石岡14号線につながる可能性のある私道はあるものの、今のところは接続の予定はないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第18 議案第 2号から

日程第38 議案第22号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第18、議案第2号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)から日程第38、議案第22号 平成29年度五所川原市下水道事業会計予算までの21件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○吉岡良浩予算特別委員長 一登壇一

おはようございます。去る8日、本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私吉岡良浩が、副委員長に木村博委員が選任され、9日及び10日に理事者側の出席を求め、付託されました議案21件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は議員全員をもって構成されており、審査の過程における主な質疑はタブレット端末に配信しております委員長報告資料のとおりでありますので、議案の内

容、質疑及び答弁の詳細については省略させていただき、審査結果のみを申し上げますので、御了承願います。

初めに、議案第2号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）については、質疑に対する答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成28年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）及び議案第4号 平成28年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成29年度五所川原市一般会計予算については、質疑に対する答弁がなされ、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成29年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成29年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算から議案第11号 平成29年度五所川原市高等看護学院特別会計予算までの5件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 平成29年度五所川原市神山財産区特別会計予算から議案第19号 平成29年度五所川原市十三財産区特別会計予算までの8件については、質疑に対する答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成29年度五所川原市水道事業会計予算から議案第22号 平成29年度五所川原市下水道事業会計予算までの3件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに、議案第2号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、井上浩議員。

○2番 井上 浩議員 一登壇一

社会民主党の井上浩です。議案第2号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第

4号)について、一部反対討論を行います。

社会民主党会派は、歳入15款2項中の不動産売払収入のうち、先月の2月9日に市が新庁舎建設予定地の一部を株式会社青森銀行に売却した際の売却手続に不明な点があるため、この売買に関する予算案には反対します。

なお、予算委員会での委員と理事者側の論戦の中で、総務部長が陳謝いたしましたが、この陳謝は議会開会5日前の2月23日に理事者側が開いた議員に対する議案説明会でこの事案について報告をしなかったという説明会当日の報告漏れの陳謝であり、論点となりました随意契約内容とは無関係であることを冒頭申し添えておきます。

予算委員会では、委員と理事者の間で3つの論点がありました。その1は、建設予定地である市の公有地の民間売却は適正に行われたのか、その2はなぜ市の公有地を随意契約で売却をしたのか、その3はなぜ議会に説明がなかったのか、以上の3点であります。3番目の議会に説明がなかった点については、既に陳謝されていますので、除きます。残った論点は1と2です。整理しますと、本庁舎の移転新築のために、新たな土地購入まで行って選定した建設用地の一部を随意契約で売却した理事者側の判断の是非です。委員の質問と理事者側の答弁によると、経過の概要は以下となります。

まず、建設予定地の売却は、どのように行われたのかです。問題の発端は、2012年6月に策定されました市新庁舎建設基本計画にあります。計画書8ページの配置図では、2階建て程度の新庁舎及び1階建て議会棟、来庁者及び公用車の駐車場がおおむね4つのゾーンとして例示をされました。今回売却された土地は、この例示で議会棟とされた部分です。2015年4月の基本設計確定により議会棟を庁舎3階に配置したことから、この用地は不要となり、売却をしたという答弁でありました。本年の2月9日に売買されたのは、布屋町47番3の1,555.31平方メートルと弥生町5番の3の705.50平方メートルの2筆、合わせて2,260.81平方メートルです。売買価格は5,855万円、2016年の固定資産税路線価1平方メートル当たり2万2,900円に3,000円上乘せした単価2万5,900円で売買をされました。

ここで、まず第1の不明点が生じます。西北中央病院を第1候補として建設場所が検討されたのは2011年から2012年で、この例示を前提として新規用地購入を含めた建設地選定が確定をしました。第1の不明点の1番目は、議会棟建設を含めた全体計画の中で新たな土地購入が行われたにもかかわらず、設計の確定により不要地をつくり出したことです。

第1の不明点の2番目は、市新庁舎建設基本計画そのものにあります。同計画7ページには、建設場所の選定結果として以下の記載があります。「西北中央病院の東側の4筆、

弥生町8、10番地、344.04平方メートルと11、13番地、3,275.06平方メートル、合計3,619.1平方メートルの用地を求め、現西北中央病院第3駐車場1,093平方メートルと合わせて4,712.1平方メートルに公用車駐車場を整備、西北中央病院底地（用地）1万1,792.65平方メートルに庁舎、来庁者駐車場を整備します」と記載をされています。選定の結果として、新たに「用地を求め」と記載されておりますが、このうちの弥生町11、13番地は農協会館が解体されずに放置されていた土地であり、既に2008年に土地代として9,340万円ほど、また建物解体費などとして5,950万円ほど、合わせて1億5,300万円ほどが土地、建物購入として処理済みです。

このことから、あくまで推測でありますけれども、推測されるのは新庁舎の新築移転は検討の結果ではなく、検討前からつくられていた全体構想の青写真に沿って進捗をしているのではないかという懸念、疑問、疑惑でございます。この疑惑による仮説がもしも立証されることになれば、当市での議会制民主主義が否定されることとなります。これが第1の不明点の2番目です。

次に、なぜ市の公有地を随意契約で売却をしたのかです。市の公有地を随意契約で売却したことは適正と言えるのでしょうか。予算委員会での委員の質問と理事者側の答弁によりますと、青森銀行は当市の指定金融機関であり、新たに布設する市道を挟んで市役所の向かいに立地されるとメリットが高いから、随意契約で売却したということになります。これが公売にかけない理由として適正と言えるのか、検証をいたします。

まず、指定金融機関と市との関係について整理をします。指定金融機関と市との関係は、あくまでも任意の契約によります。指定金融機関とは、市が公金の収納、支払いの事務を取り扱わせるために必要に応じて1つ規定することができる金融機関のことです。都道府県のように義務ではありませんので、指定していなかったり、また毎年指定先を変えるということもございます。五所川原市では、合併直後の2005年3月28日に青森銀行を市の指定金融機関に指定する専決が行われています。同日に取り交わされました指定金融機関契約書では、取り扱い経費として年額3万円の支払いが定められています。同じく、派出所委託契約書では、青森銀行から市役所に派出される行員1人に対する市の費用負担はありませんでした。ただし、その3年後の2008年10月よりは青森銀行行員の派出経費を業務委託料として月額20万円支払うようになりました。

さきの予算委員会では、青森銀行が五所川原市の指定金融機関であることと、その経費負担削減が随意契約とする理由である旨が理事者側答弁で説明をされました。市が新たに整備する道路を挟んだ向かい側に現在の五所川原市の公金取扱事務の総轄店舗であります青銀五所川原支店が立地されれば、庁内に確かに派出所は不要というわけです。

それは、確かにそうでありましょうが、地方自治法第235条第2項は市町村は政令の定めるところにより金融機関を指定して、市町村の公金の収納、または支払いの事務を取り扱わせることができると定めているにすぎません。別に指定金融機関を必ず指定せねばならないわけでも、青森銀行を指定せねばならないわけでもありません。逆に随意契約で優位な地点に青銀五所川原支店を立地させる便宜を市が積極的に図ったとなりますと、新庁舎が機能をしている間は、未来永劫五所川原市は株式会社青森銀行を指定金融機関とし続けることを事実上宣言したに等しいこととなります。ところが、地方自治法施行令第168条第2項では、市町村は地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て一つの金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払いの事務を取り扱いすることができるように定めています。よって、今回の理事者側の判断は、事実上議会の議決事項を拘束をする性質を持つことになるというのが第2の不明点でございます。

総務省が2013年より2014年に行った地方公共団体の財務制度に関する研究会による中間的な論点整理では、地方公共団体の指定金融機関制度について、その役割と責任などのあり方について議論すべき時期に来ていると考えられるとの論点を指摘をしています。

また、この論点整理では、財務制度に関する本質的な基本理念として、将来にわたり通用すると考えられることから、これらの基本理念に沿ったものとする必要があるとして、基本理念のその2では民主的統制の保障、公金の執行については住民や議会による民主的統制のもとで行われることを保障する必要があるとともに、それを実効あらしめるために、長の説明責任を担保することが求められると強調をされました。今回の五所川原市の判断と市長の説明責任を担保する点について、いまだ不明な状態で採決が求められていることは、甚だ残念至極であります。

最後に、公有地の売却のあり方についてを検証します。公有地の売却は、誰からのせりも受けようがないよう、透明度高く、同時に市民の財産を一円でも高く売却して、財政に寄与するように行う義務が財政当局に課せられています。このことを地方財政法第8条では地方公共団体の財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないと定め、その前提にある財政法第9条は国の財産は法律に基づく場合を除くほか、これを交換し、その他支払い手段として使用し、または適正な対価なくして、これを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないと定めています。このことから、公有地の売却については、公平を期すためと、適正な対価を確保するために競争入札による公売が原則とされます。

この点につきまして、昭和62年3月20日の最高裁判例では、法が普通地方公共団体の

締結する契約については機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約によることとして、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど、公正を妨げる事態を生ずるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、契約の性質に照らし、またはその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号に掲げる場合に該当するものと解すべきであるとしています。そして、右のような場合に該当するか否かは個々具体的な契約ごとに当該契約の種類、内容、性質、目的等、諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量、判断により決定されるべきものと解するのが相当であるとされました。

また、平成6年12月22日の最高裁判例では、普通地方公共団体が不動産等を売却する場合において、合理的な行政目的達成の必要など、やむを得ない事情がある場合にはその性質、または目的が競争入札に適しないものに当たるとして随意契約によって行うことができるとなりました。ただ、最高裁判例では、その場合においても普通地方公共団体としては当該地方公共団体に最も有利な価格で売却すべき義務を負うのであるとされています。公有地を売却する場合に随意契約が可能かという問題は、以上の最高裁判例でほぼその考え方が確定をしました。

今回の論点では、ただいま現在の指定金融機関であります株式会社青森銀行に売却することが合理的な行政目的達成の必要など、やむを得ない事情であったのかどうかであります。これまで検証してきましたように、その答えは否と言わざるを得ません。

整理をしますと、理事者側の判断におきまして、いまだ不明な点は以下の3点です。議会棟建設を含めた全体計画の中で、新たな土地購入が行われたにもかかわらず、設計の確定により不要地をつくり出したこと。

2点目として、新庁舎の新築移転は検討の結果ではなく、検討前からつくられていた全体構想の青写真に沿って進捗しているのではないかという懸念、疑惑であります。

3点目は、随意契約による売却は、この事例の場合議会の議決事項を拘束する性質を持つこととなります。

以上のことから、合理的な行政目的達成の必要がないにもかかわらず、株式会社青森銀行に随意契約で市の公有地を売却せざるを得なかった理由はいまだ不明であります。このままでは、市民の疑念には答えられません。残念ですが、以上に示しましたとおり、

費用の軽減や利便性向上といった理由で任意の指定金融機関に対して随意契約を行ったとする理事者側の説明では、納得しがたいものがあります。

よって、当議案に反対することで理事者側の議会軽視とも言うべき姿勢に警鐘を鳴らすべく、議員各位の御理解を求めるものであります。

最後に、新庁舎への移転を最終確定させる条例改正は、地方自治法第4条3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意、すなわち本議会では26議員中18議員の賛同を必要とすることをつけ加えております。

討論を終わります。

○磯辺勇司議長 次に、議案第5号に対する反対討論の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、花田進議員。

○3番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。予算特別委員会委員長の報告に対し、議案第5号 平成29年度五所川原市一般会計予算の一部に反対の討論を行います。

29年度の当初予算は、344億8,000万円で、前年度より24億円余り多くなっています。市債は72億円余りの発行高で前年より18億円も増加しています。市の借金返済額である公債費は49億円と、29年度も単純に市債と公債費を比較したプライマリーバランスは改善されていません。29年度末には、地方債残高は前年より28億円増加し、565億円になります。2月末の市の人口は5万6,449人とありますから、市民1人当たり100万円となります。このように、地方債が膨れ上がるのは箱物に特化した予算となっているからであります。必要な箱物もありますが、市長は市税などの自主財源が増加しない、財政調整基金も少ない中で、基礎的財政収支を十分考慮した、借金を増やさない予算編成が必要と考えます。

市長は、施政方針演説の中で人口減少問題の対策については待ったなしの課題としておりますが、就学援助金制度で入学準備金が県内で唯一支給されていないとか、乳幼児医療費の無料化では圏域を見ても対象年齢の拡大や所得制限の廃止などがおくれております。周辺自治体でまだ実施していない学校給食費の負担軽減措置など、思い切った対策が必要と考えます。

原子力施設立地振興対策事業助成金2,800万円が歳入に盛られたことは、とても残念であります。福島第一原発の廃炉や賠償などの費用の総額が21兆5,000億に上るという試算が発表されています。大量の汚染水の処理もできていなく、海に放射能汚染水が垂れ流されています。地震国日本は、原発や核燃料サイクル施設は必要ありません。このよう

な視点から、このような助成金は受け取るべきではないと考えます。

以上の視点から、一般会計の一部に反対します。議会がオール与党では、市政に緊張感が失われます。多くの議員の皆さんの賛同をお願いし、発言を終わります。

○磯辺勇司議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第2号及び議案第5号に反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

初めに、議案第2号 平成28年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○磯辺勇司議長 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成29年度五所川原市一般会計予算について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○磯辺勇司議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま可決された2件を除く19件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの19件については委員長報告のとおりと決しました。

◎日程第39 総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてから

日程第44 議会だより編集特別委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてまで

○磯辺勇司議長 次に、日程第39、総務常任委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてから日程第44 議会だより編集特別委員会特定事件調査事項の閉会中の継続調査についてまでの6件を一括議題といたします。

本件について、各委員長から特定事件調査事項の閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、以上の6件については、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎日程第45 五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙

○磯辺勇司議長 次に、日程第45、五所川原地区消防事務組合議会の議員の選挙を行います。

本件は、秋元洋子副議長より五所川原地区消防事務組合議会議長に対し、平成29年3月6日付で議員の辞職願が提出され、同日付で辞職が許可されたことに伴い、欠員となりました後任の議員の選挙をするものあります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により議長において指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選の方法により議長において指名することに決しました。五所川原地区消防事務組合議会の議員に25番、平山秀直議員を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました平山秀直議員が五所川原地区消防事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました平山秀直議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○磯辺勇司議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成29年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、磯辺議長を初め、吉岡予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも御賛同を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存であります。

本定例会で議決いただきました平成29年度予算は、厳しい財政状況の中、限られた財源で最大限の効果が発揮できるよう編成したものであり、持続可能な自治体経営のため、選択と集中を基本としながら今後も地域にふさわしい効果的、効率的な施策を展開してまいります。

さて、新年度では、五所川原圏域の進むべき方向性を示した五所川原圏域共生ビジョンに基づき、医療、福祉、教育、防災といった生活機能の確保はもとより、物産の販路拡大や津軽半島サイクルツーリズムなどによる観光振興、縁結びサポートセンターによる婚活支援や空き家バンク制度の創設による移住、定住促進といったさまざまな施策を推し進める予定をしております。この五所川原圏域全体の情報を広く発信しつつ、若者を初めとする皆様がこの圏域に住み続けたいと思うような魅力的な地域づくりに取り組み、圏域全体の定住、交流人口の増加や活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、議員各位の倍旧の御支援と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

終わりに、早春ではあるものの、いまだ朝夕の冷え込みが厳しい日々が続いております。議員各位におかれましては、御自愛の上、市勢伸展のためますます御活躍されますよう祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会宣告

○磯辺勇司議長 これにて平成29年五所川原市議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年3月16日

前五所川原市議会副議長 平 山 秀 直

五所川原市議会議長 磯 辺 勇 司

五所川原市議会副議長 秋 元 洋 子

五所川原市議会議員 吉 岡 良 浩

五所川原市議会議員 鳴 海 初 男

五所川原市議会議員 山 口 孝 夫